

令和3年 3月 定例教育委員会

日時 令和3年3月30日(火)13:30～

場所 鳥取市役所本庁舎6階 第4会議室

次 第

○ 行事報告及び行事予定について

〔教育総務課〕

【審議案件】

- (1) 議案第4号 鳥取市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について 〔学校教育課〕 P. 1
- (2) 議案第5号 鳥取市教育委員会事務局等の職員の職名規則の一部改正について 〔学校教育課〕 P. 29
- (3) 議案第6号 鳥取市小学校、中学校及び義務教育学校管理規則の一部改正について 〔学校教育課〕 P. 35
- (4) 議案第7号 鳥取市教育支援委員会規則の一部改正について 〔学校教育課〕 P. 45
- (5) 議案第8号 鳥取市教育センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について 〔学校教育課〕 P. 51
- (6) 議案第9号 鳥取市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について 〔中央図書館〕 P. 57
- (7) 議案第10号 鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について 〔生涯学習・スポーツ課〕 P. 61
- (8) 議案第11号 鳥取市さじアストロパークの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について 〔生涯学習・スポーツ課〕 P. 66
- (9) 議案第12号 鳥取市勤労青少年ホーム条例施行規則の廃止について 〔生涯学習・スポーツ課〕 P. 71
- (10) 議案第13号 鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について 〔生涯学習・スポーツ課〕 P. 74
- (11) 議案第14号 鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について 〔生涯学習・スポーツ課〕 P. 79
- (12) 議案第15号 鳥取市テニスコートの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について 〔生涯学習・スポーツ課〕 P. 92
- (13) 議案第16号 鳥取市文化財保護条例施行規則の一部改正について 〔文化財課〕 P. 104
- (14) 議案第17号 鳥取市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について 〔文化財課〕 P. 116
- (15) 議案第18号 鳥取市教育委員会事務決裁規程の一部改正について 〔学校教育課〕 P. 129
- (16) 議案第19号 鳥取市教育委員会公印管守規程の一部改正について 〔学校教育課〕 P. 147
- (17) 議案第20号 鳥取市教育委員会事務局等の職員服務規程の一部改正について 〔学校教育課〕 P. 161
- (18) 議案第21号 鳥取市小学校、中学校及び義務教育学校職員服務規程の一部改正について 〔学校教育課〕 P. 168
- (19) 議案第22号 鳥取市立学校適正規模・適正配置基本方針の策定について 〔教育総務課〕 P. 174
- (20) 議案第23号 第2期鳥取市教育振興基本計画の策定について 〔教育総務課〕 P. 176
- (21) 議案第24号 第2期鳥取市スポーツ推進計画の策定について 〔生涯学習・スポーツ課〕 P. 178
- (22) 議案第25号 第2期鳥取市図書館振興計画の策定について 〔中央図書館〕 P. 180

【説明・協議事項】

- (1) 延期した令和3年鳥取市成人式の開催日程について [生涯学習・スポーツ課] P.182
(2) 鳥取市教育の情報化推進委員会（仮称）（案）について [学校教育課] P.183

【報告事項】

- (1) 2月定例市議会一般質問等教育長・局長答弁要旨について [各課] 当日配布
(2) 令和3年度4月職員人事異動等について [教育総務課] 当日配布
(3) 鳥取砂丘西側エリアでの滞在型観光施設の整備に関するサウンディング型市場調査の実施について [生涯学習・スポーツ課] P.185
(4) 鳥取市歴史博物館【やまびこ館】常設展示リニューアルオープンについて [文化財課] P.188
(5) 鳥取市共同学校事務室運営要綱等の策定について [学校教育課] P.191
(6) 鳥取市学校給食センター整備計画検討委員会の経過報告について [学校保健給食課] 当日配布
(7) 鳥取市立学校アドバイザーの設置について [学校教育課] 当日配布
(8) ワールドマスターズゲームズ2021 関西の開催日程の決定について [生涯学習・スポーツ課] 当日配布

【先回定例会の議事録】

【その他】

- (1) 次期定例教育委員会の開催について
[4月] 令和3年4月30日（金）13：30～鳥取市役所本庁舎6階 第4会議室
[5月] 令和3年5月27日（木）13：30～鳥取市役所本庁舎6階 第4会議室
- (2) 教育委員研修関係
- ①市町村教育委員会研究協議会
第2ブロック（西日本）令和3年10月12日（火）・13日（水）
愛媛県松山市内（予定）
 - ②都道府県・指定都市教育委員研究協議会
令和4年1月20日（木）オンライン開催（対象：令和2年8月1日以降、新たに委員となった方）
 - ③市町村教育委員研究協議会
第1回 令和3年7月29日（木）オンライン開催
第2回 令和3年9月2日（木）オンライン開催
第3回 令和3年12月23日（木）兵庫県神戸市（予定）
第4回 令和4年2月10日（木）文部科学省（予定）

① 行事報告（2月27日～3月30日）

| | | | | |
|----|-----|--|---|---------------|
| | 27 | (土) | 展覧会「青谷駅と駅前の今昔物語（～3/21） 久松小学校卒業生作品展 | あおや郷土館 仁風閣 |
| | 28 | (日) | | |
| 3月 | 1 | (月) | | |
| | 2 | (火) | | |
| | 3 | (水) | | |
| | 4 | (木) | 令和2年度 第4回鳥取市図書館協議会 | 中央図書館 |
| | | | 河原町みたき大学（第5回講座及び閉講式） | 河原町コミュニティセンター |
| | 5 | (金) | | |
| | 6 | (土) | カルチャー教室生徒作品展～（3/31） | 因幡万葉歴史館 |
| | | | 鳥取市歴史博物館・鳥取県立公文書館共同事業「占領期の鳥取を学ぶ会」令和元年度・令和2年度活動報告会 | 鳥取県立図書館 大研修室 |
| | 7 | (日) | ギャラリートーク「イラストレーター毛利彰と戦国武将一吉川経家が生きた時代」 | 仁風閣 |
| | | | イラストレーター毛利彰と戦国武将展（～3/21） | 仁風閣 |
| | 8 | (月) | | |
| | 9 | (火) | だっこのおはなし会 | 青谷地区公民館 |
| | 10 | (水) | | |
| | 11 | (木) | 庭木の手入れボランティア活動 | 因幡万葉歴史館 |
| | 12 | (金) | | |
| | 13 | (土) | 用瀬図書館移転作業に伴う臨時休館～4/2（金）まで | 用瀬図書館 |
| | | | 鳥取城跡中ノ御門表門完成記念式典 | 久松公園 |
| | 14 | (日) | プラネタリウム特別上映「星よりも、遠くへ」※東北大震災特別番組（予約制） | さじアストロパーク |
| | 15 | (月) | | |
| | 16 | (火) | | |
| | 17 | (水) | プラネタリウム春番組「よもやま学園天文部～春の星空偏～」（～6/13まで） | さじアストロパーク |
| | | | 第27回星景写真コンテスト入賞作品展（～6/13まで） | さじアストロパーク |
| | 18 | (木) | 国際宇宙ステーション月面通過観察・撮影会 | さじアストロパーク |
| | | | 音読教室 | 青谷町総合支所 |
| | 19 | (金) | | |
| | 20 | (土) | 寺内智子ソプラノコンサート | 仁風閣 |
| | | | 鉄道模型イベント | あおや郷土館 |
| | 21 | (日) | 菊弘瀬恭子コンサート | 仁風閣 |
| | 22 | (月) | | |
| | 23 | (火) | | |
| 24 | (水) | | | |
| 25 | (木) | 第3回鳥取市学校給食センター整備計画検討委員会 | 本庁舎7階第2委員会室 | |
| 26 | (金) | 中堅教諭等資質向上研修実施校校長等連絡協議会 | 鳥取県教育センター | |
| | | 令和2年度鳥取市文化財審議会 | 本庁舎6-3会議室 | |
| 27 | (土) | 鳥取城・仁風閣ペーパークラフト（～3/28）、円通寺人形芝居展（～3/21） | 仁風閣 | |
| 28 | (日) | 松浦ふさ代チェロコンサート | 仁風閣 | |
| 29 | (月) | | | |
| 30 | (火) | 3月定例教育委員会 | 本庁舎6階第4会議室 | |

② 行事予定（3月31日～4月30日）

| | | | | |
|-----------------------|-----|----------------------|--|-----------------|
| | 31 | (水) | | |
| 4月 | 1 | (木) | | |
| | 2 | (金) | 対面式・初任者研修（校外研修）①・新規採用養護教諭研修（校外研修）① | 国府町コミュニティセンター |
| | | | 電視観望システム運用日（R3年度より4月から10月までは金・土に運用拡大） | さじアストロパーク・4階観測室 |
| | 3 | (土) | 鳥取市歴史博物館 リニューアルオープン | 鳥取市歴史博物館 |
| | 4 | (日) | 常展リニューアルイベント 麒麟獅子舞 | 鳥取市歴史博物館 |
| | 5 | (月) | | |
| | 6 | (火) | | |
| | 7 | (水) | | |
| | 8 | (木) | | |
| | 9 | (金) | 鳥取市教育行政懇談会 | 鳥取市役所 |
| | 10 | (土) | 山本二三展（～5/9） | 鳥取市歴史博物館 |
| | 11 | (日) | | |
| | 12 | (月) | 高校生が考えた環境啓発ミュージカル“The floweres by the way” | 仁風閣 |
| | 13 | (火) | | |
| | 14 | (水) | | |
| | 15 | (木) | 空から眺める鳥取城と仁風閣の四季（仮称）（～5/14） | 仁風閣 |
| | 16 | (金) | | |
| | 17 | (土) | 浦島一昌絵画展（仮称）（～5/16） | あおや郷土館 |
| | 18 | (日) | | |
| | 19 | (月) | | |
| | 20 | (火) | | |
| | 21 | (水) | 鳥取県市町村教育委員会研究協議会理事会 | ホテルセントパレスホテル倉吉 |
| | 22 | (木) | 児童生徒相談員研修① | 鳥取市教育センター |
| | 23 | (金) | | |
| | 24 | (土) | 体験イベント 鉄道模型（H0ゲージ）（～4/25） | あおや郷土館 |
| | 25 | (日) | おうちだにワークショップ 和本作り | 鳥取市歴史博物館 |
| | 26 | (月) | | |
| | 27 | (火) | I C T活用研修①A日程 | 県立福祉人材研修センター |
| | 28 | (水) | | |
| | 29 | (木) | 万葉人に変身！まが玉づくり&万葉衣装体験（～5/5） | 因幡万葉歴史館 |
| まんれき！クイズラリー（～5/5） | | | 因幡万葉歴史館 | |
| ゴールデンウィーク体験イベント（～5/5） | | | 青谷上寺地遺跡展示館 | |
| 30 | (金) | るろうに剣心パネル展（仮称）（～6/6） | 仁風閣 | |
| | | 4月定例教育委員会 | 本庁舎6階第4会議室 | |

| | |
|---------------|-----------------|
| 令和3年3月定例教育委員会 | |
| 年月日 | 令和3年3月30日(火) |
| 担当課 | 学校教育課 教育センター |

議案第4号

鳥取市教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の目的

教育機関である鳥取市教育センターを廃止し、新たに鳥取市総合教育センターを設置することに伴う改正のほか、所要の整理を行うものです。

2 改正の内容

- (1) 事務局に鳥取市総合教育センターを置くこととします。(第5条関係)
- (2) 鳥取市総合教育センターに研修企画係及び児童生徒支援係を置くこととします。(第5条関係)
- (3) そのほか所要の整備を行います。(第5条、第6条、第12条、第15条関係)

3 施行時期等

この規則は、令和3年4月1日から施行することとします。

議案第4号

鳥取市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について

鳥取市教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日提出

鳥取市教育委員会

教育長 尾 室 高 志

鳥取市教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則

鳥取市教育委員会事務局等組織規則（平成16年鳥取市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第5条教育総務課の項中「校区審議室 総務係 学校施設係」を「総務係 学校施設係 校区審議室」に改め、同条学校教育課の項中「児童生徒支援係 特別支援教育係」を「特別支援教育係 鳥取市総合教育センター」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項に掲げるもののほか、学校教育課鳥取市総合教育センターに研修企画係及び児童生徒支援係を置く。

第6条教育総務課の項中第13号「校区審議室に関すること。」を加え、学校教育課の項中第14号中「教育センター」を「総合教育センター」に改め、同条生涯学習・スポーツ課の項第6号中「、勤労青少年ホーム」を削る。

第12条第1項教育機関の項第9号を削り、同条第1項その他の機関の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第29号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項を削る。

第15条第1項の表鳥取市教育センターの項を削り、同条第2項中「、少年愛護セ

ンター及び教育センター」を「及び少年愛護センター」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

組織改編に伴う改正のほか、所要の整備を行うものである。

鳥取市教育委員会事務局等組織規則（平成16年教育委員会規則第7号）新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>○鳥取市教育委員会事務局等組織規則</p> <p>平成16年10月29日 鳥取市教育委員会規則第7号</p> <p>改正 平成16年12月27日教委規則第54号 平成17年5月31日教委規則第12号 平成18年6月30日教委規則第15号 平成18年8月31日教委規則第21号 平成18年12月28日教委規則第24号 平成19年3月30日教委規則第11号 平成19年6月29日教委規則第15号 平成20年3月31日教委規則第2号 平成20年10月1日教委規則第15号 平成21年3月31日教委規則第1号 平成22年4月30日教委規則第8号 平成23年3月31日教委規則第1号 平成23年9月1日教委規則第6号 平成25年10月29日教委規則第13号 平成26年3月28日教委規則第1号</p> | <p>○鳥取市教育委員会事務局等組織規則</p> <p>平成16年10月29日 鳥取市教育委員会規則第7号</p> <p>改正 平成16年12月27日教委規則第54号 平成17年5月31日教委規則第12号 平成18年6月30日教委規則第15号 平成18年8月31日教委規則第21号 平成18年12月28日教委規則第24号 平成19年3月30日教委規則第11号 平成19年6月29日教委規則第15号 平成20年3月31日教委規則第2号 平成20年10月1日教委規則第15号 平成21年3月31日教委規則第1号 平成22年4月30日教委規則第8号 平成23年3月31日教委規則第1号 平成23年9月1日教委規則第6号 平成25年10月29日教委規則第13号 平成26年3月28日教委規則第1号</p> |

| | |
|---------------------|---------------------|
| 平成27年3月20日教委規則第4号 | 平成27年3月20日教委規則第4号 |
| 平成27年5月1日教委規則第9号 | 平成27年5月1日教委規則第9号 |
| 平成28年3月31日教委規則第5号 | 平成28年3月31日教委規則第5号 |
| 平成28年4月28日教委規則第6号 | 平成28年4月28日教委規則第6号 |
| 平成29年3月30日教委規則第7号 | 平成29年3月30日教委規則第7号 |
| 平成29年11月30日教委規則第10号 | 平成29年11月30日教委規則第10号 |
| 平成30年3月30日教委規則第4号 | 平成30年3月30日教委規則第4号 |
| 令和2年3月31日教委規則第8号 | 令和2年3月31日教委規則第8号 |

鳥取市教育委員会事務局等組織規則（昭和52年鳥取市教育委員会規則第2号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 事務局

第1節 課等及び内部組織の設置（第5条）

第2節 分掌事務（第6条・第7条）

第3節 内部組織（第8条）

第4節 職制及び職務（第9条—第11条）

第3章 教育機関等

第1節 教育機関等の区分（第12条）

第2節 通則（第13条・第14条）

| | |
|---------------------|---------------------|
| 平成27年3月20日教委規則第4号 | 平成27年3月20日教委規則第4号 |
| 平成27年5月1日教委規則第9号 | 平成27年5月1日教委規則第9号 |
| 平成28年3月31日教委規則第5号 | 平成28年3月31日教委規則第5号 |
| 平成28年4月28日教委規則第6号 | 平成28年4月28日教委規則第6号 |
| 平成29年3月30日教委規則第7号 | 平成29年3月30日教委規則第7号 |
| 平成29年11月30日教委規則第10号 | 平成29年11月30日教委規則第10号 |
| 平成30年3月30日教委規則第4号 | 平成30年3月30日教委規則第4号 |
| 令和2年3月31日教委規則第8号 | 令和2年3月31日教委規則第8号 |

鳥取市教育委員会事務局等組織規則（昭和52年鳥取市教育委員会規則第2号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 事務局

第1節 課等及び内部組織の設置（第5条）

第2節 分掌事務（第6条・第7条）

第3節 内部組織（第8条）

第4節 職制及び職務（第9条—第11条）

第3章 教育機関等

第1節 教育機関等の区分（第12条）

第2節 通則（第13条・第14条）

| | |
|---|---|
| <p>第3節 職制及び職務（第15条—第17条）</p> <p>第4節 雑則（第18条）</p> <p>第4章 附属機関（第19条）</p> <p>第5章 教育委員会の権限に属する事務の補助執行（第20条）</p> <p>第6章 補則（第21条）</p> <p>附則</p> <p>（目次…一部改正〔平成20年教委規則2号・25年13号・令和2年8号〕）</p> <p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、教育委員会の権限に属する事務を適正かつ能率的に遂行するための必要な組織及び運営の基本事項並びに教育委員会の権限に属する事務の補助執行について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（本条…一部改正〔平成20年教委規則2号〕）</p> <p>（行政機能の発揮）</p> <p>第2条 前条の組織を構成する機関は、相互の連絡を図り、すべて一体として行政機能を発揮するようにならなければならない。</p> <p>（この規則の規定の範囲）</p> <p>第3条 第1条の組織を構成する機関の設置、内部組織及び分掌事務等は、法令、条例及び他の規則に別段の定めがあるものを除くほか、こ</p> | <p>第3節 職制及び職務（第15条—第17条）</p> <p>第4節 雑則（第18条）</p> <p>第4章 附属機関（第19条）</p> <p>第5章 教育委員会の権限に属する事務の補助執行（第20条）</p> <p>第6章 補則（第21条）</p> <p>附則</p> <p>（目次…一部改正〔平成20年教委規則2号・25年13号・令和2年8号〕）</p> <p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、教育委員会の権限に属する事務を適正かつ能率的に遂行するための必要な組織及び運営の基本事項並びに教育委員会の権限に属する事務の補助執行について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（本条…一部改正〔平成20年教委規則2号〕）</p> <p>（行政機能の発揮）</p> <p>第2条 前条の組織を構成する機関は、相互の連絡を図り、すべて一体として行政機能を発揮するようにならなければならない。</p> <p>（この規則の規定の範囲）</p> <p>第3条 第1条の組織を構成する機関の設置、内部組織及び分掌事務等は、法令、条例及び他の規則に別段の定めがあるものを除くほか、こ</p> |
|---|---|

の規則により定める。

- 2 法令又は条例により設置された機関の名称等についても、この規則に掲げるものとする。

(機関の分類)

第4条 第1条の組織を構成する機関は、事務局、教育機関及びその他の機関とする。

2 「事務局」とは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第17条の規定に基づき設置される課（課に相当するものを含む。以下同じ。）及び鳥取市総合支所設置条例（平成16年鳥取市条例第24号）により設置された総合支所内に設ける分室をいう。

3 「教育機関」とは、法第30条の規定に基づき設置される教育機関をいう。

4 「その他の機関」とは、鳥取市の行政組織等に関する規則（平成16年鳥取市規則第200号）第53条第1項の規定により教育委員会に管理及び運営を委任された施設をいう。

（4項…一部改正〔平成25年教委規則13号〕、2項…一部改正〔平成27年教委規則4号〕）

第2章 事務局

第1節 課等及び内部組織の設置

(課等及び内部組織)

の規則により定める。

- 2 法令又は条例により設置された機関の名称等についても、この規則に掲げるものとする。

(機関の分類)

第4条 第1条の組織を構成する機関は、事務局、教育機関及びその他の機関とする。

2 「事務局」とは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第17条の規定に基づき設置される課（課に相当するものを含む。以下同じ。）及び鳥取市総合支所設置条例（平成16年鳥取市条例第24号）により設置された総合支所内に設ける分室をいう。

3 「教育機関」とは、法第30条の規定に基づき設置される教育機関をいう。

4 「その他の機関」とは、鳥取市の行政組織等に関する規則（平成16年鳥取市規則第200号）第53条第1項の規定により教育委員会に管理及び運営を委任された施設をいう。

（4項…一部改正〔平成25年教委規則13号〕、2項…一部改正〔平成27年教委規則4号〕）

第2章 事務局

第1節 課等及び内部組織の設置

(課等及び内部組織)

第5条 事務局に、次の課、分室、係等を置く。

教育総務課 総務係 学校施設係 校区審議室
学校教育課 学務係 指導係 特別支援教育係 鳥取市総合教育セン

ター

学校保健給食課 学校保健・支援係 学校給食係 校務支援係
文化財課 保存整備係 鳥取城整備推進係
生涯学習・スポーツ課 生涯学習係 スポーツ振興係 施設係

国府町分室
福部町分室
河原町分室
用瀬町分室
佐治町分室
気高町分室
鹿野町分室
青谷町分室

2 前項に掲げるもののほか、学校教育課鳥取市総合教育センターに
研修企画係及び児童生徒支援係を置く。

(本条…一部改正〔平成17年教委規則12号・18年15号・
24号・19年11号・20年2号・21年1号〕、見出…全
部改正〔平成25年教委規則13号〕、本条…一部改正〔平成
26年教委規則1号・27年9号・28年5号・30年4号・

第5条 事務局に、次の課、分室、係等を置く。

教育総務課 校区審議室 総務係 学校施設係
学校教育課 学務係 指導係 児童生徒支援係 特別支援教育係

学校保健給食課 学校保健・支援係 学校給食係 校務支援係
文化財課 保存整備係 鳥取城整備推進係
生涯学習・スポーツ課 生涯学習係 スポーツ振興係 施設係

国府町分室
福部町分室
河原町分室
用瀬町分室
佐治町分室
気高町分室
鹿野町分室
青谷町分室

(本条…一部改正〔平成17年教委規則12号・18年15号・
24号・19年11号・20年2号・21年1号〕、見出…全
部改正〔平成25年教委規則13号〕、本条…一部改正〔平成
26年教委規則1号・27年9号・28年5号・30年4号・

令和2年8号])

第2節 分掌事務

(各課の分掌事務)

第6条 各課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

教育総務課

- (1) 教育委員会の会議に関すること。
- (2) 例規等の制定及び改廃に関すること。
- (3) 教育委員会関係市費職員の人事及び給与に関すること。
- (4) 教育委員会に係る事務の管理及び執行の状況の点検及び評価並びにその結果の公表に関すること。
- (5) 公印の管守に関すること。
- (6) 文書の收受、発送及び保管に関すること。
- (7) 教育の調査及び統計に関すること。
- (8) 予算及び経理の総括に関すること。
- (9) 教育目的のための基本財産及び積立金管理に関すること。
- (10) 学校施設の建築計画及び営繕整備並びに管理に関すること。
- (11) 学校施設の使用許可に関すること。
- (12) 事務局内の連絡調整に関すること。

(13) 校区審議室に関すること。

学校教育課

令和2年8号])

第2節 分掌事務

(各課の分掌事務)

第6条 各課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

教育総務課

- (1) 教育委員会の会議に関すること。
- (2) 例規等の制定及び改廃に関すること。
- (3) 教育委員会関係市費職員の人事及び給与に関すること。
- (4) 教育委員会に係る事務の管理及び執行の状況の点検及び評価並びにその結果の公表に関すること。
- (5) 公印の管守に関すること。
- (6) 文書の收受、発送及び保管に関すること。
- (7) 教育の調査及び統計に関すること。
- (8) 予算及び経理の総括に関すること。
- (9) 教育目的のための基本財産及び積立金管理に関すること。
- (10) 学校施設の建築計画及び営繕整備並びに管理に関すること。
- (11) 学校施設の使用許可に関すること。
- (12) 事務局内の連絡調整に関すること。

学校教育課

| | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 園児の就園並びに児童、生徒の就学及び奨学に関すること。 (2) 通学区域に関すること。 (3) 教職員、園児及び、児童及び生徒の福利厚生に関すること。 (4) 教科書の無償給付に関すること。 (5) 学校の設置及び廃止に関すること。 (6) 教職員（県費負担教職員を除く。）の人事、給与、服務等に関すること。 (7) 県費負担教職員の任免等の内申及び服務に関すること。 (8) 教育改革推進に関すること。 (9) 教職員の研修に関すること。 (10) 教科書の採択及び教材の取扱いに関すること。 (11) 教科内容及びその取扱いに関すること。 (12) 学校の組織編成、教育課程、学校指導及び職業指導に関すること。 (13) 放課後児童対策に関すること。 (14) <u>教育センターに関すること。</u> (15) 人権教育の企画調整に関すること。 (16) 人権教育の推進及び指導に関すること。 (17) 児童生徒の支援に関すること。 <p>学校保健給食課</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 園児、児童及び生徒に対する援助費に関すること。 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 園児の就園並びに児童、生徒の就学及び奨学に関すること。 (2) 通学区域に関すること。 (3) 教職員、園児及び、児童及び生徒の福利厚生に関すること。 (4) 教科書の無償給付に関すること。 (5) 学校の設置及び廃止に関すること。 (6) 教職員（県費負担教職員を除く。）の人事、給与、服務等に関すること。 (7) 県費負担教職員の任免等の内申及び服務に関すること。 (8) 教育改革推進に関すること。 (9) 教職員の研修に関すること。 (10) 教科書の採択及び教材の取扱いに関すること。 (11) 教科内容及びその取扱いに関すること。 (12) 学校の組織編成、教育課程、学校指導及び職業指導に関すること。 (13) 放課後児童対策に関すること。 (14) <u>総合教育センターに関すること。</u> (15) 人権教育の企画調整に関すること。 (16) 人権教育の推進及び指導に関すること。 (17) 児童生徒の支援に関すること。 <p>学校保健給食課</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 園児、児童及び生徒に対する援助費に関すること。 |
|--|--|

| | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (2) 園児、児童及び生徒の保健及び安全に関すること。 (3) 学校の環境及び衛生に関すること。 (4) 学校医、学校歯科医等に関すること。 (5) 学校給食に関すること。 (6) 準要保護児童及び生徒に対する学校給食援助に関すること。 (7) 学校給食センターに関すること。 (8) 学校徴収金会計業務に関すること。 | <ul style="list-style-type: none"> (2) 園児、児童及び生徒の保健及び安全に関すること。 (3) 学校の環境及び衛生に関すること。 (4) 学校医、学校歯科医等に関すること。 (5) 学校給食に関すること。 (6) 準要保護児童及び生徒に対する学校給食援助に関すること。 (7) 学校給食センターに関すること。 (8) 学校徴収金会計業務に関すること。 |
| 文化財課 | 文化財課 |
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 文化財の保護、調査及び指導に関すること。 (2) 埋蔵文化財調査センターに関すること。 (3) 仁風閣、宝扇庵、歴史民俗資料館、青谷上寺地遺跡展示館、あおや郷土館及び因幡万葉歴史館に関すること。 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 文化財の保護、調査及び指導に関すること。 (2) 埋蔵文化財調査センターに関すること。 (3) 仁風閣、宝扇庵、歴史民俗資料館、青谷上寺地遺跡展示館、あおや郷土館及び因幡万葉歴史館に関すること。 |
| 生涯学習・スポーツ課 | 生涯学習・スポーツ課 |
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 社会教育の企画指導に関すること。 (2) 生涯学習の推進に関すること。 (3) 青少年の教育の振興に関すること。 (4) 青少年の団体の育成に関すること。 (5) 生涯学習センターに関すること。 (6) 公民館、こども科学館、視聴覚ライブラリー、図書館、少年愛護センター、サイクリングターミナル砂丘の家、農村環境改善センター、東部研修センター面影会館、コ | <ul style="list-style-type: none"> (1) 社会教育の企画指導に関すること。 (2) 生涯学習の推進に関すること。 (3) 青少年の教育の振興に関すること。 (4) 青少年の団体の育成に関すること。 (5) 生涯学習センターに関すること。 (6) 公民館、こども科学館、視聴覚ライブラリー、図書館、少年愛護センター、サイクリングターミナル砂丘の家、農村環境改善センター、東部研修センター面影会館、コ |

高町ロッジ緑の郷、国府町土地区画整理記念館、用瀬町青年会館、佐治町会館、さじアストロパーク、さじコスモスの館、佐治町地域活性化センター及び文化ホールに関すること。

(7) 学校体育及び社会体育の企画指導に関すること。

(8) 体育団体の育成指導に関すること。

(9) 各種スポーツ大会その他体育指導のための集会の開催に関すること。

(10) レクリエーション（野外活動を含む。）の指導奨励に関すること。

(11) 体育館、プール、テニスコート、海洋センター、サッカー場、武道館、多目的スポーツ広場、多目的運動広場及び農林漁業者トレーニングセンターに関すること。

（本条…一部改正〔平成16年教委規則54号・18年15号・21号・19年11号・15号・20年2号・21年1号・22年8号・23年1号・27年9号・29年7号・30年4号・令和2年8号〕）

（分室の分掌事務）

第7条 分室の事務分掌は、各総合支所の所管区域における事務についておおむね次のとおりとする。

(1) 分室内の庶務に関すること。

(2) 生涯学習の推進に関すること。

ミュニティ施設、気高町ロッジ緑の郷、国府町土地区画整理記念館、用瀬町青年会館、佐治町会館、さじアストロパーク、さじコスモスの館、佐治町地域活性化センター及び文化ホールに関すること。

(7) 学校体育及び社会体育の企画指導に関すること。

(8) 体育団体の育成指導に関すること。

(9) 各種スポーツ大会その他体育指導のための集会の開催に関すること。

(10) レクリエーション（野外活動を含む。）の指導奨励に関すること。

(11) 体育館、プール、テニスコート、海洋センター、サッカー場、武道館、多目的スポーツ広場、多目的運動広場及び農林漁業者トレーニングセンターに関すること。

（本条…一部改正〔平成16年教委規則54号・18年15号・21号・19年11号・15号・20年2号・21年1号・22年8号・23年1号・27年9号・29年7号・30年4号・令和2年8号〕）

（分室の分掌事務）

第7条 分室の事務分掌は、各総合支所の所管区域における事務についておおむね次のとおりとする。

(1) 分室内の庶務に関すること。

(2) 生涯学習の推進に関すること。

| | | |
|---|---|---|
| <p>(3) 青少年の育成に関すること。</p> <p>(4) 社会教育団体の育成指導に関すること。</p> <p>(5) 体育団体の育成指導に関すること。</p> <p>(6) レクリエーション（野外活動を含む。）の指導奨励に関すること。</p> <p>(7) 各種スポーツ大会の開催に関すること。</p> <p>(8) 文化財に関すること。</p> <p>(9) 所管する公の施設（幼稚園を除く。）の管理に関すること。 （本条…一部改正〔平成18年教委規則15号・20年2号・22年8号・23年1号・28年5号・29年7号〕）</p> <p>第3節 内部組織</p> <p>（内部組織の分掌事務）</p> <p>第8条 内部組織の分掌事務は、当該課長又は分室長が定め、教育長及び副教育長に報告しなければならない。これを変更したときも、また同様とする。</p> <p>2 前項の事務を定め、又はこれを変更するに当たっては、事務の能率的処理ができるように考慮を払わなければならない。</p> <p>（1項…一部改正〔平成29年教委規則7号〕）</p> <p>第4節 職制及び職務</p> <p>（職制）</p> <p>第9条 課、分室、係等にそれぞれの長を置く。</p> | <p>(3) 青少年の育成に関すること。</p> <p>(4) 社会教育団体の育成指導に関すること。</p> <p>(5) 体育団体の育成指導に関すること。</p> <p>(6) レクリエーション（野外活動を含む。）の指導奨励に関すること。</p> <p>(7) 各種スポーツ大会の開催に関すること。</p> <p>(8) 文化財に関すること。</p> <p>(9) 所管する公の施設（幼稚園を除く。）の管理に関すること。 （本条…一部改正〔平成18年教委規則15号・20年2号・22年8号・23年1号・28年5号・29年7号〕）</p> <p>第3節 内部組織</p> <p>（内部組織の分掌事務）</p> <p>第8条 内部組織の分掌事務は、当該課長又は分室長が定め、教育長及び副教育長に報告しなければならない。これを変更したときも、また同様とする。</p> <p>2 前項の事務を定め、又はこれを変更するに当たっては、事務の能率的処理ができるように考慮を払わなければならない。</p> <p>（1項…一部改正〔平成29年教委規則7号〕）</p> <p>第4節 職制及び職務</p> <p>（職制）</p> <p>第9条 課、分室、係等にそれぞれの長を置く。</p> | <p>(3) 青少年の育成に関すること。</p> <p>(4) 社会教育団体の育成指導に関すること。</p> <p>(5) 体育団体の育成指導に関すること。</p> <p>(6) レクリエーション（野外活動を含む。）の指導奨励に関すること。</p> <p>(7) 各種スポーツ大会の開催に関すること。</p> <p>(8) 文化財に関すること。</p> <p>(9) 所管する公の施設（幼稚園を除く。）の管理に関すること。 （本条…一部改正〔平成18年教委規則15号・20年2号・22年8号・23年1号・28年5号・29年7号〕）</p> <p>第3節 内部組織</p> <p>（内部組織の分掌事務）</p> <p>第8条 内部組織の分掌事務は、当該課長又は分室長が定め、教育長及び副教育長に報告しなければならない。これを変更したときも、また同様とする。</p> <p>2 前項の事務を定め、又はこれを変更するに当たっては、事務の能率的処理ができるように考慮を払わなければならない。</p> <p>（1項…一部改正〔平成29年教委規則7号〕）</p> <p>第4節 職制及び職務</p> <p>（職制）</p> <p>第9条 課、分室、係等にそれぞれの長を置く。</p> |
|---|---|---|

| | |
|--|--|
| <p>2 事務局に社会教育主事を置く。</p> | <p>2 事務局に社会教育主事を置く。</p> |
| <p>3 事務局に副教育長、局長及び次長を、課に課長補佐及び主任を置くことができる。</p> | <p>3 事務局に副教育長、局長及び次長を、課に課長補佐及び主任を置くことができる。</p> |
| <p>4 前3項に定めるもののほか、鳥取市教育委員会事務局等の職員の職名規則（昭和44年鳥取市教育委員会規則第1号）第3条に定める職に属する職員を必要に応じて課、分室、係等に置くことができる。 （3項…削除・旧4・5項…1項ずつ繰上〔平成19年教委規則15号〕、3項…一部改正・4項…全部改正〔平成20年教委規則15号〕、3項…一部改正〔平成26年教委規則1号・29年7号〕）</p> | <p>4 前3項に定めるもののほか、鳥取市教育委員会事務局等の職員の職名規則（昭和44年鳥取市教育委員会規則第1号）第3条に定める職に属する職員を必要に応じて課、分室、係等に置くことができる。 （3項…削除・旧4・5項…1項ずつ繰上〔平成19年教委規則15号〕、3項…一部改正・4項…全部改正〔平成20年教委規則15号〕、3項…一部改正〔平成26年教委規則1号・29年7号〕）</p> |
| <p>（職務）</p> | <p>（職務）</p> |
| <p>第10条 副教育長及び局長は、教育長を補佐し、上司の命を受けて企画及び調整に関する事務を掌理する。</p> | <p>第10条 副教育長及び局長は、教育長を補佐し、上司の命を受けて企画及び調整に関する事務を掌理する。</p> |
| <p>2 次長は、副教育長及び局長を補佐し、教育長、副教育長及び局長の指揮のもとに主管事務を分担し、所属職員を指揮監督して、その処理に当たると。</p> | <p>2 次長は、副教育長及び局長を補佐し、教育長、副教育長及び局長の指揮のもとに主管事務を分担し、所属職員を指揮監督して、その処理に当たると。</p> |
| <p>3 課長及び分室長は、教育長、副教育長、局長及び次長の指揮のもとに主管事務を分担し、所属職員を指揮監督して、その処理に当たると。</p> | <p>3 課長及び分室長は、教育長、副教育長、局長及び次長の指揮のもとに主管事務を分担し、所属職員を指揮監督して、その処理に当たると。</p> |
| <p>4 課長補佐及び分室長があらかじめ定める上席の職員は、課長及び分室長を補佐し、課長及び分室長に事故がある場合は、その職務を代行する。</p> | <p>4 課長補佐及び分室長があらかじめ定める上席の職員は、課長及び分室長を補佐し、課長及び分室長に事故がある場合は、その職務を代行する。</p> |
| <p>5 係長は、課長の命を受けて、主管事務を分担し、所属職員を指揮し</p> | <p>5 係長は、課長の命を受けて、主管事務を分担し、所属職員を指揮し</p> |

てその処理に当たる。

6 主任は、上司を補佐し、上司に事故がある場合は、その職務を代行するとともに、分担事務に従事する。

7 前各項以外の職員は、上司の命を受けて、分担事務に従事する。

8 前条第3項に定めるそれぞれの職員を2人以上置く場合におけるこれらの職員の分担事務は、次長の場合にあつては、教育長が、課長補佐及び主任の場合にあつては、当該課の長がそれぞれ定めるものとする。

(3—5項…一部改正〔平成19年教委規則11号〕、1項…削除・旧2—8項…1項ずつ繰上・旧9項…一部改正し繰上〔平成19年教委規則15号〕、4項…削除・旧5—7項…1項ずつ繰上・旧8項…一部改正し繰上〔平成20年教委規則15号〕、1項…一部改正・2項…追加・旧2項…一部改正し繰下・旧3—7項…1項ずつ繰下〔平成26年教委規則1号〕、1項…一部改正〔平成27年教委規則4号〕、1—3項…一部改正〔平成29年教委規則7号〕)

(事務分担)

第11条 課長又は分室長は、所属職員の事務分担を定め、教育長、副教育長及び局長に報告しなければならない。これを変更したときも、また同様とする。

2 前項の分担事務を定め、又はこれを変更するに当たっては、事務の能率的処理ができるよう考慮を払わなければならない。

てその処理に当たる。

6 主任は、上司を補佐し、上司に事故がある場合は、その職務を代行するとともに、分担事務に従事する。

7 前各項以外の職員は、上司の命を受けて、分担事務に従事する。

8 前条第3項に定めるそれぞれの職員を2人以上置く場合におけるこれらの職員の分担事務は、次長の場合にあつては、教育長が、課長補佐及び主任の場合にあつては、当該課の長がそれぞれ定めるものとする。

(3—5項…一部改正〔平成19年教委規則11号〕、1項…削除・旧2—8項…1項ずつ繰上・旧9項…一部改正し繰上〔平成19年教委規則15号〕、4項…削除・旧5—7項…1項ずつ繰上・旧8項…一部改正し繰上〔平成20年教委規則15号〕、1項…一部改正・2項…追加・旧2項…一部改正し繰下・旧3—7項…1項ずつ繰下〔平成26年教委規則1号〕、1項…一部改正〔平成27年教委規則4号〕、1—3項…一部改正〔平成29年教委規則7号〕)

(事務分担)

第11条 課長又は分室長は、所属職員の事務分担を定め、教育長、副教育長及び局長に報告しなければならない。これを変更したときも、また同様とする。

2 前項の分担事務を定め、又はこれを変更するに当たっては、事務の能率的処理ができるよう考慮を払わなければならない。

(1項…一部改正〔平成19年教委規則11号・26年1号・29年7号〕)

第3章 教育機関等

第1節 教育機関等の区分

(教育機関等の区分)

第12条 教育委員会の所管に属する教育機関及びその他の機関（以下「教育機関等」という。）は、次のとおりである。

教育機関

- (1) 鳥取市立学校
- (2) 鳥取市立公民館
- (3) 鳥取市こども科学館
- (4) 鳥取市視聴覚ライブラリー
- (5) 鳥取市立学校給食センター
- (6) 鳥取市歴史博物館
- (7) 鳥取市立図書館
- (8) 鳥取市生涯学習センター

その他の機関

- (1) 鳥取市少年愛護センター

- (2) 鳥取市サイクリングターミナル砂丘の家

(1項…一部改正〔平成19年教委規則11号・26年1号・29年7号〕)

第3章 教育機関等

第1節 教育機関等の区分

(教育機関等の区分)

第12条 教育委員会の所管に属する教育機関及びその他の機関（以下「教育機関等」という。）は、次のとおりである。

教育機関

- (1) 鳥取市立学校
- (2) 鳥取市立公民館
- (3) 鳥取市こども科学館
- (4) 鳥取市視聴覚ライブラリー
- (5) 鳥取市立学校給食センター
- (6) 鳥取市歴史博物館
- (7) 鳥取市立図書館
- (8) 鳥取市生涯学習センター

- (9) 鳥取市教育センター

その他の機関

- (1) 鳥取市少年愛護センター

- (2) 鳥取市勤労青少年ホーム

- (3) 鳥取市サイクリングターミナル砂丘の家

-
- (3) 鳥取市農村環境改善センター
 - (4) 仁風閣及び宝扇庵
 - (5) 鳥取市歴史民俗資料館
 - (6) 鳥取市青谷上寺地遺跡展示館
 - (7) 鳥取市あおや郷土館
 - (8) 鳥取市因幡万葉歴史館
 - (9) 鳥取市東部研修センター面影会館
 - (10) 鳥取市コミュニティ施設
 - (11) 鳥取市気高町ロッジ緑の郷
 - (12) 鳥取市国府町土地区画整理記念館
 - (13) 鳥取市用瀬町青年会館
 - (14) 鳥取市佐治町会館
 - (15) 鳥取市さじアストロパーク
 - (16) 鳥取市さじコスモスの館
 - (17) 鳥取市佐治町地域活性化センター
 - (18) 鳥取市体育館
 - (19) 鳥取市プール
 - (20) 鳥取市テニス場
 - (21) 鳥取市海洋センター
 - (22) 鳥取市営サッカー場
-

- (4) 鳥取市農村環境改善センター
 - (5) 仁風閣及び宝扇庵
 - (6) 鳥取市歴史民俗資料館
 - (7) 鳥取市青谷上寺地遺跡展示館
 - (8) 鳥取市あおや郷土館
 - (9) 鳥取市因幡万葉歴史館
 - (10) 鳥取市東部研修センター面影会館
 - (11) 鳥取市コミュニティ施設
 - (12) 鳥取市気高町ロッジ緑の郷
 - (13) 鳥取市国府町土地区画整理記念館
 - (14) 鳥取市用瀬町青年会館
 - (15) 鳥取市佐治町会館
 - (16) 鳥取市さじアストロパーク
 - (17) 鳥取市さじコスモスの館
 - (18) 鳥取市佐治町地域活性化センター
 - (19) 鳥取市体育館
 - (20) 鳥取市プール
 - (21) 鳥取市テニス場
 - (22) 鳥取市海洋センター
 - (23) 鳥取市営サッカー場
-

(2.3) 鳥取市若葉台スポーツセンター

(2.4) 鳥取市武道館

(2.5) 鳥取市多目的スポーツ広場

(2.6) 鳥取市多目的運動広場

(2.7) 鳥取市農林漁業者トレーニングセンター

(2.8) 鳥取市文化ホール

(本条…一部改正〔平成16年教委規則54号・18年21号・19年11号・15号〕、2項…追加〔平成20年教委規則2号〕、1項…一部改正〔平成26年教委規則1号〕、2項…一部改正〔平成28年教委規則5号〕、1項…一部改正〔平成29年教委規則7号〕、2項…一部改正〔令和2年教委規則8号〕)

第2節 通則

(教育機関等の共通事務分掌)

第13条 教育機関等は、この規則及び別に定める規則等に基づき、当該教育機関等に係る次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 公印の管守に関すること。
- (2) 文書の收受、発送及び保管に関すること。
- (3) 予算その他の財務に関すること。
- (4) 軽易な会計事務補助に関すること。
- (5) 事務所及び施設の管理に関すること。

(2.4) 鳥取市若葉台スポーツセンター

(2.5) 鳥取市武道館

(2.6) 鳥取市多目的スポーツ広場

(2.7) 鳥取市多目的運動広場

(2.8) 鳥取市農林漁業者トレーニングセンター

(2.9) 鳥取市文化ホール

2 教育センターに内部組織として研修企画係を置く。

(本条…一部改正〔平成16年教委規則54号・18年21号・19年11号・15号〕、2項…追加〔平成20年教委規則2号〕、1項…一部改正〔平成26年教委規則1号〕、2項…一部改正〔平成28年教委規則5号〕、1項…一部改正〔平成29年教委規則7号〕、2項…一部改正〔令和2年教委規則8号〕)

第2節 通則

(教育機関等の共通事務分掌)

第13条 教育機関等は、この規則及び別に定める規則等に基づき、当該教育機関等に係る次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 公印の管守に関すること。
- (2) 文書の收受、発送及び保管に関すること。
- (3) 予算その他の財務に関すること。
- (4) 軽易な会計事務補助に関すること。
- (5) 事務所及び施設の管理に関すること。

(6) 所属する自動車の運行管理に関すること。

(内部組織の事務分掌)

第14条 教育機関等の内部組織の分掌事務は、別に定めがある場合を除くほか、当該教育機関等の長が定め、教育長、副教育長及び局長に報告しなければならない。これを変更したときも、また同様とする。

2 前項の分掌事務を定め、又は変更するに当たっては、事務の能率的処理ができるように考慮を払わなければならない。

(1項…一部改正〔平成26年教委規則1号・29年7号〕)

第3節 職制及び職務

(職制)

第15条 次の表の左欄に掲げる教育機関等にそれぞれ同表の右欄に掲げる長を置く。

| 教育機関等の名称 | 教育機関等の長 |
|--------------------|---------|
| 鳥取市立学校 | 校長又は園長 |
| 鳥取市立公民館 | 館長 |
| 鳥取市視聴覚ライブラリー | 所長 |
| 鳥取市立学校給食センター | 所長 |
| 鳥取市立図書館 | 館長 |
| 鳥取市少年愛護センター | 所長 |
| 鳥取市サイクリングターミナル砂丘の家 | 所長 |
| 鳥取市農村環境改善センター | 所長 |
| 鳥取市東部研修センター面影会館 | 所長 |

(6) 所属する自動車の運行管理に関すること。

(内部組織の事務分掌)

第14条 教育機関等の内部組織の分掌事務は、別に定めがある場合を除くほか、当該教育機関等の長が定め、教育長、副教育長及び局長に報告しなければならない。これを変更したときも、また同様とする。

2 前項の分掌事務を定め、又は変更するに当たっては、事務の能率的処理ができるように考慮を払わなければならない。

(1項…一部改正〔平成26年教委規則1号・29年7号〕)

第3節 職制及び職務

(職制)

第15条 次の表の左欄に掲げる教育機関等にそれぞれ同表の右欄に掲げる長を置く。

| 教育機関等の名称 | 教育機関等の長 |
|--------------------|---------|
| 鳥取市立学校 | 校長又は園長 |
| 鳥取市立公民館 | 館長 |
| 鳥取市視聴覚ライブラリー | 所長 |
| 鳥取市立学校給食センター | 所長 |
| 鳥取市立図書館 | 館長 |
| 鳥取市少年愛護センター | 所長 |
| 鳥取市サイクリングターミナル砂丘の家 | 所長 |
| 鳥取市農村環境改善センター | 所長 |
| 鳥取市東部研修センター面影会館 | 所長 |

| | |
|--------------|----|
| 鳥取市さじアストロパーク | 所長 |
| 鳥取市海洋センター | 所長 |
| 鳥取市生涯学習センター | 所長 |

2 中央公民館及び中央図書館に副館長を、視聴覚ライブラリー及び少年愛護センターに副所長を置くことができる。

3 教育機関等に主幹及び主任を置くことができる。

4 前3項に定めるもののほか、鳥取市教育委員会事務局等の職員の職名規則第3条に定める職に属する職員を必要に応じて公の施設に置くことができる。

(1項…一部改正〔平成18年教委規則21号〕、1・2項…一部改正〔平成19年教委規則11号〕、1項…一部改正〔平成20年教委規則2号〕、4項…一部改正〔平成20年教委規則15号〕)

(職務)

第16条 教育機関等の長は、上司の指揮のもとに主管事務を統轄管理し、所属職員を指揮監督して、その処理に当たる。

2 前条第2項に定める職員は、教育機関等の長を補佐し、長に事故がある場合は、その職務を代行するとともに、分担事務に従事する。

3 主幹は、上司の命を受けて、主管事務を分担し、所属職員を指揮してその処理に当たる。

4 主任は、上司を補佐し、上司に事故がある場合は、その職務を代行

| | |
|--------------|----|
| 鳥取市さじアストロパーク | 所長 |
| 鳥取市海洋センター | 所長 |
| 鳥取市生涯学習センター | 所長 |
| 鳥取市教育センター | 所長 |

2 中央公民館及び中央図書館に副館長を、視聴覚ライブラリー、少年愛護センター及び教育センターに副所長を置くことができる。

3 教育機関等に主幹及び主任を置くことができる。

4 前3項に定めるもののほか、鳥取市教育委員会事務局等の職員の職名規則第3条に定める職に属する職員を必要に応じて公の施設に置くことができる。

(1項…一部改正〔平成18年教委規則21号〕、1・2項…一部改正〔平成19年教委規則11号〕、1項…一部改正〔平成20年教委規則2号〕、4項…一部改正〔平成20年教委規則15号〕)

(職務)

第16条 教育機関等の長は、上司の指揮のもとに主管事務を統轄管理し、所属職員を指揮監督して、その処理に当たる。

2 前条第2項に定める職員は、教育機関等の長を補佐し、長に事故がある場合は、その職務を代行するとともに、分担事務に従事する。

3 主幹は、上司の命を受けて、主管事務を分担し、所属職員を指揮してその処理に当たる。

4 主任は、上司を補佐し、上司に事故がある場合は、その職務を代行

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|--------|--------|--|---------------------|--------|---|------|--------|--------|-----------|---------------------|--------|
| <p>するとともに、分担事務に従事する。</p> | <p>するとともに、分担事務に従事する。</p> | | | | | | | | | | | | |
| <p>5 前各項以外の職員は、上司の命を受けて分担事務に従事する。</p> | <p>5 前各項以外の職員は、上司の命を受けて分担事務に従事する。</p> | | | | | | | | | | | | |
| <p>(事務分担)</p> | <p>(事務分担)</p> | | | | | | | | | | | | |
| <p>第17条 教育機関等の長は、所属職員の分担事務を定め、主管課長、局長、副教育長及び教育長に報告しなければならない。これを変更したときも、また同様とする。</p> | <p>第17条 教育機関等の長は、所属職員の分担事務を定め、主管課長、局長、副教育長及び教育長に報告しなければならない。これを変更したときも、また同様とする。</p> | | | | | | | | | | | | |
| <p>2 前項の分担事務を定め、又はこれを変更しようとするに当たっては、事務の能率的処理ができるように考慮を払わなければならない。</p> | <p>2 前項の分担事務を定め、又はこれを変更しようとするに当たっては、事務の能率的処理ができるように考慮を払わなければならない。</p> | | | | | | | | | | | | |
| <p>(1項…一部改正〔平成26年教委規則1号・29年7号〕)</p> | <p>(1項…一部改正〔平成26年教委規則1号・29年7号〕)</p> | | | | | | | | | | | | |
| <p>第4節 雑則</p> | <p>第4節 雑則</p> | | | | | | | | | | | | |
| <p>(分掌事務の主管の判定)</p> | <p>(分掌事務の主管の判定)</p> | | | | | | | | | | | | |
| <p>第18条 分掌事務の主管が明らかでない事務を処理する必要がある場合は、教育長が主管機関を決定する。</p> | <p>第18条 分掌事務の主管が明らかでない事務を処理する必要がある場合は、教育長が主管機関を決定する。</p> | | | | | | | | | | | | |
| <p>第4章 附属機関</p> | <p>第4章 附属機関</p> | | | | | | | | | | | | |
| <p>(章名…一部改正〔令和2年教委規則8号〕)</p> | <p>(章名…一部改正〔令和2年教委規則8号〕)</p> | | | | | | | | | | | | |
| <p>(附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関)</p> | <p>(附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関)</p> | | | | | | | | | | | | |
| <p>第19条 教育委員会の所管に関する附属機関は次の表の左欄に掲げるとおりとし、担任する事務はそれぞれ当該中欄に掲げるとおりとし、その庶務はそれぞれ当該右欄に掲げる機関において担当する。</p> | <p>第19条 教育委員会の所管に関する附属機関は次の表の左欄に掲げるとおりとし、担任する事務はそれぞれ当該中欄に掲げるとおりとし、その庶務はそれぞれ当該右欄に掲げる機関において担当する。</p> | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr> <td>附属機関</td> <td>担任する事務</td> <td>庶務担当機関</td> </tr> </table> | 附属機関 | 担任する事務 | 庶務担当機関 | <table border="1"> <tr> <td>附属機関</td> <td>担任する事務</td> <td>庶務担当機関</td> </tr> </table> | 附属機関 | 担任する事務 | 庶務担当機関 | | | | | | |
| 附属機関 | 担任する事務 | 庶務担当機関 | | | | | | | | | | | |
| 附属機関 | 担任する事務 | 庶務担当機関 | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr> <td>附属機関</td> <td>担任する事務</td> <td>庶務担当機関</td> </tr> <tr> <td>鳥取市社会教育委員</td> <td>社会教育法(昭和24年法律第207号)</td> <td>生涯学習・ス</td> </tr> </table> | 附属機関 | 担任する事務 | 庶務担当機関 | 鳥取市社会教育委員 | 社会教育法(昭和24年法律第207号) | 生涯学習・ス | <table border="1"> <tr> <td>附属機関</td> <td>担任する事務</td> <td>庶務担当機関</td> </tr> <tr> <td>鳥取市社会教育委員</td> <td>社会教育法(昭和24年法律第207号)</td> <td>生涯学習・ス</td> </tr> </table> | 附属機関 | 担任する事務 | 庶務担当機関 | 鳥取市社会教育委員 | 社会教育法(昭和24年法律第207号) | 生涯学習・ス |
| 附属機関 | 担任する事務 | 庶務担当機関 | | | | | | | | | | | |
| 鳥取市社会教育委員 | 社会教育法(昭和24年法律第207号) | 生涯学習・ス | | | | | | | | | | | |
| 附属機関 | 担任する事務 | 庶務担当機関 | | | | | | | | | | | |
| 鳥取市社会教育委員 | 社会教育法(昭和24年法律第207号) | 生涯学習・ス | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|--|-----------------------|----------------|--|
| 号)第17条の規定による社会教育に 関する諸計画の立案及び研究調査並 びに意見を述べる事務 | 鳥取市公民館運営審 議会 | 中央公民館 | 号)第17条の規定による社会教育に 関する諸計画の立案及び研究調査並 びに意見を述べる事務 |
| 社会教育法第29条第2項の規定に よる公民館における各種の事業の企 画実施につき調査審議に関する事務 | 鳥取市公民館運営審 議会 | 中央公民館 | 社会教育法第29条第2項の規定に よる公民館における各種の事業の企 画実施につき調査審議に関する事務 |
| 鳥取市文化財保護条例(昭和48年鳥 取市条例第2号)第16条の規定によ る市指定文化財保護についての審議 に関する事務 | 鳥取市文化財審議会 | 文化財課 | 鳥取市文化財保護条例(昭和48年鳥 取市条例第2号)第16条の規定によ る市指定文化財保護についての審議 に関する事務 |
| 鳥取市少年愛護センター条例(平成3 年鳥取市条例第3号)第4条の規定によ るセンターに関する重要事項の審 議に関する事務 | 鳥取市少年愛護セン ター運営委員会 | 生涯学習・ス ポーツ課 | 鳥取市少年愛護センター条例(平成3 年鳥取市条例第3号)第4条の規定によ るセンターに関する重要事項の審 議に関する事務 |
| 鳥取市校区審議会条例(昭和39年鳥 取市条例第40号)第1条の規定によ る小学校、中学校及び義務教育学校の 校区に関する調査・審議に関する事務 | 鳥取市校区審議会 | 教育総務課 | 鳥取市校区審議会条例(昭和39年鳥 取市条例第40号)第1条の規定によ る小学校、中学校及び義務教育学校の 校区に関する調査・審議に関する事務 |
| 特別支援学級に入級する児童の適正 な判定及び就学指導に関する事務 | 鳥取市教育支援委員 会 | 学校教育課 | 特別支援学級に入級する児童の適正 な判定及び就学指導に関する事務 |
| 鳥取市立学校給食センター設置条例 施行規則(昭和41年鳥取市教育委員 会規則第1号)第5条の規定による給 | 鳥取市立学校給食セ ンター運営委員会 | 学校保健給食 課 | 鳥取市立学校給食センター設置条例 施行規則(昭和41年鳥取市教育委員 会規則第1号)第5条の規定による給 |

| | | | |
|--|-----------------------|----------------|--|
| 号)第17条の規定による社会教育に 関する諸計画の立案及び研究調査並 びに意見を述べる事務 | 鳥取市公民館運営審 議会 | 中央公民館 | 号)第17条の規定による社会教育に 関する諸計画の立案及び研究調査並 びに意見を述べる事務 |
| 社会教育法第29条第2項の規定に よる公民館における各種の事業の企 画実施につき調査審議に関する事務 | 鳥取市公民館運営審 議会 | 中央公民館 | 社会教育法第29条第2項の規定に よる公民館における各種の事業の企 画実施につき調査審議に関する事務 |
| 鳥取市文化財保護条例(昭和48年鳥 取市条例第2号)第16条の規定によ る市指定文化財保護についての審議 に関する事務 | 鳥取市文化財審議会 | 文化財課 | 鳥取市文化財保護条例(昭和48年鳥 取市条例第2号)第16条の規定によ る市指定文化財保護についての審議 に関する事務 |
| 鳥取市少年愛護センター条例(平成3 年鳥取市条例第3号)第4条の規定によ るセンターに関する重要事項の審 議に関する事務 | 鳥取市少年愛護セン ター運営委員会 | 生涯学習・ス ポーツ課 | 鳥取市少年愛護センター条例(平成3 年鳥取市条例第3号)第4条の規定によ るセンターに関する重要事項の審 議に関する事務 |
| 鳥取市校区審議会条例(昭和39年鳥 取市条例第40号)第1条の規定によ る小学校、中学校及び義務教育学校の 校区に関する調査・審議に関する事務 | 鳥取市校区審議会 | 教育総務課 | 鳥取市校区審議会条例(昭和39年鳥 取市条例第40号)第1条の規定によ る小学校、中学校及び義務教育学校の 校区に関する調査・審議に関する事務 |
| 特別支援学級に入級する児童の適正 な判定及び就学指導に関する事務 | 鳥取市教育支援委員 会 | 学校教育課 | 特別支援学級に入級する児童の適正 な判定及び就学指導に関する事務 |
| 鳥取市立学校給食センター設置条例 施行規則(昭和41年鳥取市教育委員 会規則第1号)第5条の規定による給 | 鳥取市立学校給食セ ンター運営委員会 | 学校保健給食 課 | 鳥取市立学校給食センター設置条例 施行規則(昭和41年鳥取市教育委員 会規則第1号)第5条の規定による給 |

| | | |
|--|---|------------|
| 食センターの運営に関する審議及び学校給食に関する重要事項に関する協議決定に関する事務 | 鳥取市立図書館の設置及び管理に関する条例(平成16年鳥取市条例第143号)第7条の規定による鳥取市立図書館の運営に関する基本事項についての調査及び審議に関する事務 | 中央図書館 |
| 鳥取市図書館協議会 | 鳥取市立図書館協議会 | 中央図書館 |
| 鳥取市スポーツ推進審議会 | スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第31条の規定によるスポーツ課の推進に関する重要事項の調査審議及びこれらの事項に関する建議に関する事務 | 生涯学習・スポーツ課 |
| 鳥取市青少年問題協議会 | 地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号)第1条の規定により設けられた鳥取市青少年問題協議会に関する事務 | 生涯学習・スポーツ課 |
| 公民館運営委員会 | 鳥取市公民館条例施行規則第4条に規定する公民館事業の運営に関する事務 | 地区公民館 |

2 前項の附属機関の組織、運営等に関し、必要な事項は、関係法律及び条例並びにこれに基づく教育委員会規則の定めるところによる。

| | | |
|--|---|------------|
| 食センターの運営に関する審議及び学校給食に関する重要事項に関する協議決定に関する事務 | 鳥取市立図書館の設置及び管理に関する条例(平成16年鳥取市条例第143号)第7条の規定による鳥取市立図書館の運営に関する基本事項についての調査及び審議に関する事務 | 中央図書館 |
| 鳥取市図書館協議会 | 鳥取市立図書館協議会 | 中央図書館 |
| 鳥取市スポーツ推進審議会 | スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第31条の規定によるスポーツ課の推進に関する重要事項の調査審議及びこれらの事項に関する建議に関する事務 | 生涯学習・スポーツ課 |
| 鳥取市青少年問題協議会 | 地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号)第1条の規定により設けられた鳥取市青少年問題協議会に関する事務 | 生涯学習・スポーツ課 |
| 公民館運営委員会 | 鳥取市公民館条例施行規則第4条に規定する公民館事業の運営に関する事務 | 地区公民館 |

2 前項の附属機関の組織、運営等に関し、必要な事項は、関係法律及び条例並びにこれに基づく教育委員会規則の定めるところによる。

(1項…一部改正〔平成18年教委規則21号・19年11号・23年6号・25年13号・26年1号・27年9号・28年5号・29年7号・10号〕、1・2項…一部改正〔令和2年教委規則8号〕)

第5章 教育委員会の権限に属する事務の補助執行

(本章…追加〔平成20年教委規則2号〕)

(市長の補助機関たる職員に補助執行させる事務)

第20条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定により、教育委員会の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務を市長の補助機関たる職員に補助執行させる。

- (1) 地区公民館の管理（地区公民館の用に供する財産の管理を含む。）及び運営に関すること。
- (2) 地区公民館職員の研修（生涯学習に関するものを除く。）に関すること。
- (3) 幼稚園の管理及び運営に関すること。
- (4) 転入及び転居の届出に伴う学齢児童生徒の就学すべき小学校、中学校及び義務教育学校の転入学通知書の交付に関すること。

(本条…追加〔平成20年教委規則2号〕、一部改正〔平成22年教委規則8号・23年1号・28年6号・29年10号〕)

第6章 補則

(旧5章…繰下〔平成20年教委規則2号〕)

(1項…一部改正〔平成18年教委規則21号・19年11号・23年6号・25年13号・26年1号・27年9号・28年5号・29年7号・10号〕、1・2項…一部改正〔令和2年教委規則8号〕)

第5章 教育委員会の権限に属する事務の補助執行

(本章…追加〔平成20年教委規則2号〕)

(市長の補助機関たる職員に補助執行させる事務)

第20条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定により、教育委員会の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務を市長の補助機関たる職員に補助執行させる。

- (1) 地区公民館の管理（地区公民館の用に供する財産の管理を含む。）及び運営に関すること。
- (2) 地区公民館職員の研修（生涯学習に関するものを除く。）に関すること。
- (3) 幼稚園の管理及び運営に関すること。
- (4) 転入及び転居の届出に伴う学齢児童生徒の就学すべき小学校、中学校及び義務教育学校の転入学通知書の交付に関すること。

(本条…追加〔平成20年教委規則2号〕、一部改正〔平成22年教委規則8号・23年1号・28年6号・29年10号〕)

第6章 補則

(旧5章…繰下〔平成20年教委規則2号〕)

(委任)

第21条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し、必要な事項は別に定める。

(旧20条…繰下〔平成20年教委規則2号〕)

附 則

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

附 則 (平成16年12月27日教委規則第54号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年5月31日教委規則第12号)

この規則は、平成17年6月1日から施行する。

附 則 (平成18年6月30日教委規則第15号)

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則 (平成18年8月31日教委規則第21号)

この規則は、平成18年9月1日から施行する。

附 則 (平成18年12月28日教委規則第24号)

この規則は、平成19年1月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日教委規則第11号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年6月29日教委規則第15号)

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

(委任)

第21条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し、必要な事項は別に定める。

(旧20条…繰下〔平成20年教委規則2号〕)

附 則

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

附 則 (平成16年12月27日教委規則第54号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年5月31日教委規則第12号)

この規則は、平成17年6月1日から施行する。

附 則 (平成18年6月30日教委規則第15号)

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則 (平成18年8月31日教委規則第21号)

この規則は、平成18年9月1日から施行する。

附 則 (平成18年12月28日教委規則第24号)

この規則は、平成19年1月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日教委規則第11号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年6月29日教委規則第15号)

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日教委規則第2号)
この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年10月1日教委規則第15号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日教委規則第1号)
この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月30日教委規則第8号)
この規則は、平成22年5月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日教委規則第1号)
この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年9月1日教委規則第6号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の鳥取市スポーツ推進委員に関する規則の規定、第2条の規定による改正後の鳥取市立学校条例施行規則の規定及び第3条の規定による改正後の鳥取市教育委員会事務局等組織規則の規定並びに次項の規定は、平成23年8月24日から適用する。
- 附 則 (平成25年10月29日教委規則第13号)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成26年3月28日教委規則第1号)
この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日教委規則第2号)
この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年10月1日教委規則第15号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日教委規則第1号)
この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月30日教委規則第8号)
この規則は、平成22年5月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日教委規則第1号)
この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年9月1日教委規則第6号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の鳥取市スポーツ推進委員に関する規則の規定、第2条の規定による改正後の鳥取市立学校条例施行規則の規定及び第3条の規定による改正後の鳥取市教育委員会事務局等組織規則の規定並びに次項の規定は、平成23年8月24日から適用する。
- 附 則 (平成25年10月29日教委規則第13号)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成26年3月28日教委規則第1号)
この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月20日教委規則第4号)
(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の場合においては、この規則による改正後の規定は適用せず、なお従前の例による。

附 則 (平成27年5月1日教委規則第9号)
この規則は、公布の日から施行し、改正後の第5条及び第6条の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年3月31日教委規則第5号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月28日教委規則第6号)

この規則は、平成28年5月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月30日教委規則第7号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年11月30日教委規則第10号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日教委規則第4号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日教委規則第8号)

附 則 (平成27年3月20日教委規則第4号)
(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の場合においては、この規則による改正後の規定は適用せず、なお従前の例による。

附 則 (平成27年5月1日教委規則第9号)
この規則は、公布の日から施行し、改正後の第5条及び第6条の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年3月31日教委規則第5号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月28日教委規則第6号)

この規則は、平成28年5月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月30日教委規則第7号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年11月30日教委規則第10号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日教委規則第4号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日教委規則第8号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

| | |
|---------------|-----------------|
| 令和3年3月定例教育委員会 | |
| 年月日 | 令和3年3月30日(火) |
| 担当課 | 学校教育課 教育センター |

議案第5号

鳥取市教育委員会事務局等の職員の職名規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の目的

組織改編に伴い、所要の整備を行うものです。

2 改正の内容

事務局に所長補佐を置くこととします。(第3条関係)

3 施行期日

この規則は、令和3年4月1日から施行することとします。

議案第 5 号

鳥取市教育委員会事務局等の職員の職名規則の一部改正について

鳥取市教育委員会事務局等の職員の職名規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 3 0 日提出

鳥取市教育委員会

教育長 尾 室 高 志

鳥取市教育委員会事務局等の職員の職名規則の一部を改正する規則

鳥取市教育委員会事務局等の職員の職名規則（昭和 4 4 年鳥取市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「室長補佐」の次に「、所長補佐」を加える。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

組織改編に伴い、所要の整備を行うものである。

鳥取市教育委員会事務局等の職員の職名規則（昭和44年教育委員会規則第1号）新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>○鳥取市教育委員会事務局等の職員の職名規則 昭和44年4月15日 鳥取市教育委員会規則第1号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、法令その他に特別の定めのあるものを除き、教育委員会事務局、教育機関及びその他の機関（以下「事務局等」という。）の職員の職名について定めることを目的とする。</p> <p>(職員の定義)</p> <p>第2条 この規則において、職員とは、教育委員会の任命に係る一般職の職員で事務局等に勤務し、市から給与を受ける者（臨時的任用の職員及び嘱託を除く。）をいう。</p> <p>(本条…一部改正〔昭和57年教委規則7号〕)</p> <p>(職員の職)</p> <p>第3条 職員の職名は、次のとおりとする。</p> <p>副教育長、局長、次長、課長、室長、参事、館長、所長、課長補佐、室長補佐、<u>所長補佐</u>、副館長、副所長、主査、係長、副園長、主幹、主任、社会教育主事、指導主事、司書、主事、学校嘱託員、幼稚園教諭、文化財専門員、技師、栄養士、調理員、臨床心理士</p> <p>(本条…全部改正〔平成19年教委規則16号〕、一部改正〔平</p> | <p>○鳥取市教育委員会事務局等の職員の職名規則 昭和44年4月15日 鳥取市教育委員会規則第1号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、法令その他に特別の定めのあるものを除き、教育委員会事務局、教育機関及びその他の機関（以下「事務局等」という。）の職員の職名について定めることを目的とする。</p> <p>(職員の定義)</p> <p>第2条 この規則において、職員とは、教育委員会の任命に係る一般職の職員で事務局等に勤務し、市から給与を受ける者（臨時的任用の職員及び嘱託を除く。）をいう。</p> <p>(本条…一部改正〔昭和57年教委規則7号〕)</p> <p>(職員の職)</p> <p>第3条 職員の職名は、次のとおりとする。</p> <p>副教育長、局長、次長、課長、室長、参事、館長、所長、課長補佐、室長補佐、園長、副館長、副所長、主査、係長、副園長、主幹、主任、社会教育主事、指導主事、司書、主事、学校嘱託員、幼稚園教諭、文化財専門員、技師、栄養士、調理員、臨床心理士</p> <p>(本条…全部改正〔平成19年教委規則16号〕、一部改正〔平</p> |

成20年教委規則3号・14号・22年9号・26年2号・29年4号・14号]

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過規定)
 - 2 この規則の施行の際、現に在職中の職員については、別に辞令書を用いることなくこの規則に基づいてそれぞれの職を命ぜられたものとする。
(昭和44年教委規則第5号から昭和52年教委規則第3号までの改正附則省略)
- 附 則 (昭和55年10月1日教委規則第8号)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (昭和57年4月1日教委規則第7号)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (昭和59年6月22日教委規則第6号)
この規則は、公布の日から施行し、昭和59年4月2日から適用する。
- 附 則 (昭和60年5月25日教委規則第7号)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (昭和62年4月23日教委規則第8号)
この規則は、公布の日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

成20年教委規則3号・14号・22年9号・26年2号・29年4号・14号]

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過規定)
 - 2 この規則の施行の際、現に在職中の職員については、別に辞令書を用いることなくこの規則に基づいてそれぞれの職を命ぜられたものとする。
(昭和44年教委規則第5号から昭和52年教委規則第3号までの改正附則省略)
- 附 則 (昭和55年10月1日教委規則第8号)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (昭和57年4月1日教委規則第7号)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (昭和59年6月22日教委規則第6号)
この規則は、公布の日から施行し、昭和59年4月2日から適用する。
- 附 則 (昭和60年5月25日教委規則第7号)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (昭和62年4月23日教委規則第8号)
この規則は、公布の日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

附 則 (平成5年3月30日教委規則第5号)
この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月31日教委規則第8号)
この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年4月23日教委規則第2号)
この規則は、公布の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則 (平成12年4月28日教委規則第24号)

この規則は、公布の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則 (平成14年2月1日教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、平成14年1月28日から適用する。

附 則 (平成14年7月26日教委規則第9号)

この規則は、平成14年7月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月27日教委規則第3号)

(施行期日)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年4月22日教委規則第6号抄)

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則 (平成16年10月29日教委規則第25号)

附 則 (平成5年3月30日教委規則第5号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月31日教委規則第8号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年4月23日教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則 (平成12年4月28日教委規則第24号)

この規則は、公布の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則 (平成14年2月1日教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、平成14年1月28日から適用する。

附 則 (平成14年7月26日教委規則第9号)

この規則は、平成14年7月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月27日教委規則第3号)

(施行期日)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年4月22日教委規則第6号抄)

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則 (平成16年10月29日教委規則第25号)

| | |
|---|---|
| <p>この規則は、平成16年11月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成19年6月29日教委規則第16号)</p> <p>この規則は、平成19年7月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成20年3月31日教委規則第3号)</p> <p>この規則は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成20年10月1日教委規則第14号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成22年4月30日教委規則第9号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行し、改正後の第3条の規定は、平成22年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 (平成26年3月28日教委規則第2号)</p> <p>この規則は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成29年3月30日教委規則第4号)</p> <p>この規則は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成29年11月30日教委規則第14号)</p> <p>この規則は、平成29年12月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、令和3年4月1日から施行する。</u></p> | <p>この規則は、平成16年11月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成19年6月29日教委規則第16号)</p> <p>この規則は、平成19年7月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成20年3月31日教委規則第3号)</p> <p>この規則は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成20年10月1日教委規則第14号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成22年4月30日教委規則第9号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行し、改正後の第3条の規定は、平成22年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 (平成26年3月28日教委規則第2号)</p> <p>この規則は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成29年3月30日教委規則第4号)</p> <p>この規則は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成29年11月30日教委規則第14号)</p> <p>この規則は、平成29年12月1日から施行する。</p> |
|---|---|

| | |
|--------------|-----------|
| 3月定例教育委員会 資料 | |
| 年月日 | 令和3年3月30日 |
| 担当課 | 学校教育課 |

議案第6号

鳥取市小学校、中学校及び義務教育学校管理規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の目的

令和3年度から新たに主幹教諭が置かれること、学校評議員制度から学校運営協議会への完全移行すること、共同学校事務室を設置すること等に伴い、所要の整備を行うことを目的とします。

2 改正の内容

- (1) 主幹教諭を置くことに関して必要な事項を定めることとします。
(第20条、第22条、第28条関係)
- (2) 学校評議員から学校運営協議会へ完全移行することに伴い必要な事項を定めることとします。(第36条関係)
- (3) 共同学校事務室の設置及び業務に関して必要な事項を定めることとします。
(第39条関係)

3 施行期日

この規則は、令和3年4月1日から施行することとします。

議案第6号

鳥取市小学校、中学校及び義務教育学校管理規則の一部改正について

鳥取市小学校、中学校及び義務教育学校管理規則の一部を次のように改正する。

令和3年3月26日

鳥取市教育委員会

教育長 尾 室 高 志

鳥取市小学校、中学校及び義務教育学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取市小学校、中学校及び義務教育学校職員服務規程（平成14年鳥取市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「同項第6号まで」を「同項第6号」に改める。

第20条2項中「副校長」の次に「、主幹教諭」を加える。

第22条第1項中第15号を第16号とし、第4号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 主幹教諭は、校長（副校長を置く学校にあつては、校長及び副校長）及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童又は生徒の教育をつかさどる。

第28条第1項中「、人権教育主任及び」を「及び人権教育主任（以下この項において「教務主任等」という。）並びに」に改め、同項ただし書中「特別の事情」を「次項から第5項までに規定する教務主任等の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情」に改める。

第36条を削る。

第36条の2の見出し中「地域創造」を削り、同条第1項中「地域創造」を削り、

「置くことができる」を「置く」に改め、同条第2項及び第3項中「地域創造」を削り、同条を第36条とする。

第39条の次に次の1条を加える。

(共同学校事務室)

第39条の2 教育委員会は、学校に係る事務を事務職員が共同処理するため、共同学校事務室を置くことができる。

2 共同学校事務室の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

新たに主幹教諭が置かれること、学校評議員制度から学校運営協議会への完全移行、共同学校事務室の設置等に伴い、所要の整備を行うためである。

鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則（平成14年教育委員会規則第3号）新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>○鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則</p> <p>平成14年3月25日 鳥取市教育委員会規則第3号</p> <p>鳥取市立学校管理規則（昭和43年鳥取市教育委員会規則第2号）の 全部を改正する。</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条、第2条）</p> <p>第2章 教育活動（第3条—第12条）</p> <p>第3章 児童及び生徒（第13条—第19条）</p> <p>第4章 教職員及び学校組織（第20条—第57条）</p> <p>第5章 施設及び設備（第58条—第65条）</p> <p>第6章 雑則（第66条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条・第2条（略）</p> <p>第2章 教育活動</p> <p>第3条～第6条（略）</p> | <p>○鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則</p> <p>平成14年3月25日 鳥取市教育委員会規則第3号</p> <p>鳥取市立学校管理規則（昭和43年鳥取市教育委員会規則第2号）の 全部を改正する。</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条、第2条）</p> <p>第2章 教育活動（第3条—第12条）</p> <p>第3章 児童及び生徒（第13条—第19条）</p> <p>第4章 教職員及び学校組織（第20条—第57条）</p> <p>第5章 施設及び設備（第58条—第65条）</p> <p>第6章 雑則（第66条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条・第2条（略）</p> <p>第2章 教育活動</p> <p>第3条～第6条（略）</p> |

| | |
|--|--|
| <p>(休業日)</p> <p>第7条 休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3) 学年始休業日 4月1日から4月6日まで</p> <p>(4) 夏季休業日 7月10日から8月31日までの間において校長が定める期間</p> <p>(5) 学期間休業日 10月の第2月曜日の直前の土曜日から10月の第2月曜日まで</p> <p>(6) 冬季休業日 12月20日から翌年1月14日までの間において校長が定める期間</p> <p>(7) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで</p> <p>(8) その他校長が必要と認めた休業日</p> <p>2 校長は、前項第4号及び同項第6号までに規定する休業日を決めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。</p> <p>3 校長は、特別の事情により、第1項第8号に規定する休業日を決めようとする場合には、教育委員会の承認を得なければならない。</p> <p>第8条～第12条（略）</p> <p>第3章 児童及び生徒</p> <p>第13条～第19条（略）</p> | <p>(休業日)</p> <p>第7条 休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3) 学年始休業日 4月1日から4月6日まで</p> <p>(4) 夏季休業日 7月10日から8月31日までの間において校長が定める期間</p> <p>(5) 学期間休業日 10月の第2月曜日の直前の土曜日から10月の第2月曜日まで</p> <p>(6) 冬季休業日 12月20日から翌年1月14日までの間において校長が定める期間</p> <p>(7) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで</p> <p>(8) その他校長が必要と認めた休業日</p> <p>2 校長は、前項第4号及び同項第6号に規定する休業日を決めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。</p> <p>3 校長は、特別の事情により、第1項第8号に規定する休業日を決めようとする場合には、教育委員会の承認を得なければならない。</p> <p>第8条～第12条（略）</p> <p>第3章 児童及び生徒</p> <p>第13条～第19条（略）</p> |
|--|--|

第4章 教職員及び学校組織

(職員)

第20条 学校に校長、教頭、教諭、養護教諭、事務職員、学校嘱託員及び学校司書を置く。ただし、特別の事情のあるときは、教頭、事務職員、学校嘱託員又は学校司書を置かないことができる。

2 前項に掲げる職員のほか、学校に副校長、主幹教諭、栄養教諭、学校栄養職員及び部活動指導員を置くことができる。

3 第1項に掲げる職員のほか、学校医、学校歯科医、学校薬剤師その他必要な職員を置く。

4 特別の事情のある時は、第1項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭または講師を、養護教諭に代えて養護助教諭を置くことができる。

第21条 (略)

第22条 職務は、他に特別の定めがある場合を除き、次に掲げるとおりとする。

(1) 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

(2) 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

(3) 教頭は、校長(副校長を置く学校にあっては、校長及び副校長)を助け、校務を整理し、及び必要に応じて児童又は生徒の教育をつかさどる。

(4) 主幹教諭は、校長(副校長を置く学校にあっては、校長及び副校長)

第4章 教職員及び学校組織

(職員)

第20条 学校に校長、教頭、教諭、養護教諭、事務職員、学校嘱託員及び学校司書を置く。ただし、特別の事情のあるときは、教頭、事務職員、学校嘱託員又は学校司書を置かないことができる。

2 前項に掲げる職員のほか、学校に副校長、栄養教諭、学校栄養職員及び部活動指導員を置くことができる。

3 第1項に掲げる職員のほか、学校医、学校歯科医、学校薬剤師その他必要な職員を置く。

4 特別の事情のある時は、第1項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭または講師を、養護教諭に代えて養護助教諭を置くことができる。

第21条 (略)

第22条 職務は、他に特別の定めがある場合を除き、次に掲げるとおりとする。

(1) 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

(2) 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

(3) 教頭は、校長(副校長を置く学校にあっては、校長及び副校長)を助け、校務を整理し、及び必要に応じて児童又は生徒の教育をつかさどる。

及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童又は生徒の教育をつかさどる。

- (5) 教諭は、児童又は生徒の教育をつかさどる。
- (6) 助教諭は、教諭の職務を助ける。
- (7) 養護教諭は、児童又は生徒の養護をつかさどる。
- (8) 養護助教諭は、養護教諭の職務を助ける。
- (9) 講師は、教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する。
- (10) 栄養教諭は、児童又は生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる。
- (11) 学校栄養主任は、学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる。
- (12) 学校栄養職員は、学校給食の栄養に関する事項をつかさどる。
- (13) 事務主幹、事務副主幹及び事務主事は、事務をつかさどる。
- (14) 学校嘱託員は、校長の命を受け、学校事務及びその他の用務に従事する。
- (15) 学校司書は、校長の命を受け、学校図書館の専門的職務に従事する。
- (16) 部活動指導員は、校長の監督を受け、中学校及び義務教育学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動(中学校及び義務教育学校の教育課程として行われるものを除く。)に係る技術的な指導に従事する。

第23条～第27条(略)

- (4) 教諭は、児童又は生徒の教育をつかさどる。
- (5) 助教諭は、教諭の職務を助ける。
- (6) 養護教諭は、児童又は生徒の養護をつかさどる。
- (7) 養護助教諭は、養護教諭の職務を助ける。
- (8) 講師は、教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する。
- (9) 栄養教諭は、児童又は生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる。
- (10) 学校栄養主任は、学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる。
- (11) 学校栄養職員は、学校給食の栄養に関する事項をつかさどる。
- (12) 事務主幹、事務副主幹及び事務主事は、事務をつかさどる。
- (13) 学校嘱託員は、校長の命を受け、学校事務及びその他の用務に従事する。
- (14) 学校司書は、校長の命を受け、学校図書館の専門的職務に従事する。
- (15) 部活動指導員は、校長の監督を受け、中学校及び義務教育学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動(中学校及び義務教育学校の教育課程として行われるものを除く。)に係る技術的な指導に従事する。

第23条～第27条(略)

(教務主任)

第28条 学校に、教務主任、学年主任、保健体育主事及び人権教育主任を置く。(以下この項において「教務主任等」という。)並びに司書教諭を置く。ただし、次項から第5項までに規定する教務主任等の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。

- 2 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。
- 3 学年主任は、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。
- 4 保健体育主事は、校長の監督を受け、学校における保健及び児童又は生徒の体力の向上に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。
- 5 人権教育主任は、校長の監督を受け、学校における人権教育に関する事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。
- 6 司書教諭は、校長の監督を受け、学校図書館の専門的職務をつかさどり、当該事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。
- 7 第1項に規定する主任、主事及び司書教諭は、当該学校の教諭（保健体育主事にあつては、教諭又は養護教諭）の中から、校長の意見を聴いて、教育委員会が命ずる。

第29条～第35条 (略)

(教務主任)

第28条 学校に、教務主任、学年主任、保健体育主事、人権教育主任及び司書教諭を置く。ただし、特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。

- 2 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。
- 3 学年主任は、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。
- 4 保健体育主事は、校長の監督を受け、学校における保健及び児童又は生徒の体力の向上に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。
- 5 人権教育主任は、校長の監督を受け、学校における人権教育に関する事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。
- 6 司書教諭は、校長の監督を受け、学校図書館の専門的職務をつかさどり、当該事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。
- 7 第1項に規定する主任、主事及び司書教諭は、当該学校の教諭（保健体育主事にあつては、教諭又は養護教諭）の中から、校長の意見を聴いて、教育委員会が命ずる。

第29条～第35条 (略)

(学校評議員)

第36条 校長は、学校運営上必要と認めるときは、学校評議員を置くことができる。

2 学校評議員は、校長の推薦に基づき教育委員会が委嘱するものとする。

(地域創造学校運営協議会)

第36条の2 教育委員会は、学校と地域の協働により魅力ある学校づくり、地域の次世代育成を推進するため、地域創造学校運営協議会を置くことができる。

2 地域創造学校運営協議会委員は、校長の推薦に基づき教育委員会が任命する。

3 前2項に定めるもののほか、地域創造学校運営協議会について必要な事項は、教育委員会が定める。

第37条～第38条（略）

(共同実施組織)

第39条 教育委員会は、学校における事務及び業務の効率化を行うため、共同実施組織を置くことができる。

2 共同実施組織の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(学校運営協議会)

第36条 教育委員会は、学校と地域の協働により魅力ある学校づくり、地域の次世代育成を推進するため、学校運営協議会を置く。

2 学校運営協議会委員は、校長の推薦に基づき教育委員会が任命する。

3 前2項に定めるもののほか、学校運営協議会について必要な事項は、教育委員会が定める。

第37条～第38条（略）

(共同実施組織)

第39条 教育委員会は、学校における事務及び業務の効率化を行うため、共同実施組織を置くことができる。

2 共同実施組織の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(共同学校事務室)

第39条の2 教育委員会は、学校に係る事務を事務職員が共同処理する

ため、共同学校事務室を置くことができる。

2 共同学校事務室の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

第40条～第57条 (略)

第5章 施設及び設備

第58条～第65条 (略)

第6章 雑則

第66条 (略)

附 則

1・2 (略)

様式第1号～様式第20号 (略)

第40条～第57条 (略)

第5章 施設及び設備

第58条～第65条 (略)

第6章 雑則

第66条 (略)

附 則

1・2 (略)

様式第1号～様式第20号 (略)

| | |
|---------------|-----------------|
| 令和3年3月定例教育委員会 | |
| 年月日 | 令和3年3月30日(火) |
| 担当課 | 学校教育課 教育センター |

議案第7号

鳥取市教育支援委員会規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の目的

教育委員会の組織について整理を行うとともに、所要の整理を行うものです。

2 改正の内容

- (1) 教育委員会委員を特別支援教育関係者とします。(第2条関係)
- (2) 所要の整備を行います。(第1条関係)

3 施行時期等

この規則は、令和3年4月1日から施行することとします。

議案第 7 号

鳥取市教育支援委員会規則の一部改正について

鳥取市教育支援委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 3 0 日提出

鳥取市教育委員会

教育長 尾 室 高 志

鳥取市教育支援委員会規則の一部を改正する規則

鳥取市教育支援委員会規則（昭和 5 0 年鳥取市教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び就学指導」を削る。

第 2 条中「小中学校」を削る。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

所要の整備を行うためである。

鳥取市教育支援委員会規則（昭和50年教育委員会規則第1号）新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>○鳥取市教育支援委員会規則</p> <p>昭和50年3月12日 鳥取市教育委員会規則第1号</p> <p>改正 昭和52年4月28日教委規則第9号 昭和53年3月3日教委規則第1号 平成16年10月29日教委規則第29号 平成19年8月31日教委規則第19号 平成26年3月28日教委規則第3号</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 この規則は、児童又は生徒の心身の障害の種類、程度等の判定並びに必要な教育支援の総合的判断及び<u>就学指導</u>を行うため、鳥取市教育支援委員会（以下「教育支援委員会」という。）を置く。</p> <p>(本条…一部改正〔平成26年教委規則3号〕)</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 教育支援委員会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱する。</p> | <p>○鳥取市教育支援委員会規則</p> <p>昭和50年3月12日 鳥取市教育委員会規則第1号</p> <p>改正 昭和52年4月28日教委規則第9号 昭和53年3月3日教委規則第1号 平成16年10月29日教委規則第29号 平成19年8月31日教委規則第19号 平成26年3月28日教委規則第3号</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 この規則は、児童又は生徒の心身の障害の種類、程度等の判定並びに必要な教育支援の総合的判断及び<u>就学指導</u>を行うため、鳥取市教育支援委員会（以下「教育支援委員会」という。）を置く。</p> <p>(本条…一部改正〔平成26年教委規則3号〕)</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 教育支援委員会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱する。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>(1) 医師、専門機関等</p> <p>(2) <u>小中学校特別支援教育関係者</u></p> <p>(本条…一部改正〔平成16年教委規則29号・19年19号・26年3号〕)</p> <p>(任期)</p> <p>第3条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。</p> <p>2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残存期間とする。</p> <p>(1項…一部改正〔平成16年教委規則29号〕)</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第4条 教育支援委員会に会長及び副会長1名を置き、委員の互選により選出する。</p> <p>2 会長は、会務を掌理する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。</p> <p>(1項…一部改正〔平成26年教委規則3号〕)</p> <p>(会議)</p> <p>第5条 教育支援委員会の会議は、会長が招集する。</p> <p>2 教育支援委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</p> | <p>(1) 医師、専門機関等</p> <p>(2) <u>特別支援教育関係者</u></p> <p>(本条…一部改正〔平成16年教委規則29号・19年19号・26年3号〕)</p> <p>(任期)</p> <p>第3条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。</p> <p>2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残存期間とする。</p> <p>(1項…一部改正〔平成16年教委規則29号〕)</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第4条 教育支援委員会に会長及び副会長1名を置き、委員の互選により選出する。</p> <p>2 会長は、会務を掌理する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。</p> <p>(1項…一部改正〔平成26年教委規則3号〕)</p> <p>(会議)</p> <p>第5条 教育支援委員会の会議は、会長が招集する。</p> <p>2 教育支援委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</p> |
|---|---|

| | |
|---|---|
| <p>(1 ・ 2 項…一部改正〔平成 2 6 年教委規則 3 号〕)</p> <p>(専門委員)</p> <p>第 6 条 教育支援委員会には、専門委員等を置くことができる。</p> <p>2 専門委員は、会長が委嘱する。</p> <p>3 専門委員は、別に付託された事項を調査し、その結果を委員会に報告しなければならぬ。</p> <p>(1 項…一部改正〔平成 2 6 年教委規則 3 号〕)</p> <p>(庶務)</p> <p>第 7 条 教育支援委員会の庶務は、教育委員会事務局で処理する。</p> <p>(本条…一部改正〔平成 2 6 年教委規則 3 号〕)</p> <p>(委任)</p> <p>第 8 条 この規則に定めるもののほか、教育支援委員会に必要な事項は、別に定める。</p> <p>(本条…一部改正〔平成 2 6 年教委規則 3 号〕)</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>(昭和 5 2 年教委規則第 9 号、昭和 5 3 年教委規則第 1 号の改正 附則省略)</p> <p>附 則 (平成 1 6 年 1 0 月 2 9 日教委規則第 2 9 号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成 1 6 年 1 1 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条</p> | <p>(1 ・ 2 項…一部改正〔平成 2 6 年教委規則 3 号〕)</p> <p>(専門委員)</p> <p>第 6 条 教育支援委員会には、専門委員等を置くことができる。</p> <p>2 専門委員は、会長が委嘱する。</p> <p>3 専門委員は、別に付託された事項を調査し、その結果を委員会に報告しなければならぬ。</p> <p>(1 項…一部改正〔平成 2 6 年教委規則 3 号〕)</p> <p>(庶務)</p> <p>第 7 条 教育支援委員会の庶務は、教育委員会事務局で処理する。</p> <p>(本条…一部改正〔平成 2 6 年教委規則 3 号〕)</p> <p>(委任)</p> <p>第 8 条 この規則に定めるもののほか、教育支援委員会に必要な事項は、別に定める。</p> <p>(本条…一部改正〔平成 2 6 年教委規則 3 号〕)</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>(昭和 5 2 年教委規則第 9 号、昭和 5 3 年教委規則第 1 号の改正 附則省略)</p> <p>附 則 (平成 1 6 年 1 0 月 2 9 日教委規則第 2 9 号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成 1 6 年 1 1 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条</p> |
|---|---|

| | |
|---|---|
| <p>第1項の改正規定は、平成17年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。</p> <p>附 則 (平成19年8月31日教委規則第19号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成26年3月28日教委規則第3号)</p> <p>この規則は、平成26年4月1日から施行する。</p> | <p>第1項の改正規定は、平成17年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。</p> <p>附 則 (平成19年8月31日教委規則第19号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成26年3月28日教委規則第3号)</p> <p>この規則は、平成26年4月1日から施行する。</p> |
|---|---|

| | |
|---------------|-----------------|
| 令和3年3月定例教育委員会 | |
| 年月日 | 令和3年3月30日(火) |
| 担当課 | 学校教育課 教育センター |

議案第8号

鳥取市教育センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の目的

教育機関である鳥取市教育センターを廃止し、新たに鳥取市総合教育センターを設置することに伴い、所要の整理を行うものです。

2 改正の内容

(1) 所要の整備を行います。(題名、第1条から第4条まで、第6条から第9条まで関係)

3 施行時期等

この規則は、令和3年4月1日から施行することとします。

議案第8号

鳥取市教育センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正
について

鳥取市教育センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

令和3年3月30日提出

鳥取市教育委員会
教育長 尾 室 高 志

鳥取市教育センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正
する規則

鳥取市教育センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成19年鳥取市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

題名中「鳥取市教育センター」を「鳥取市総合教育センター」に改める。

第1条中「鳥取市教育センター」を「鳥取市総合教育センター」に改める。

第2条中「鳥取市教育センター」を「鳥取市総合教育センター」に、「教育センター」を「総合教育センター」に改める。

第3条第1項、第4条及び第6条から第9条までの規定中「教育センター」を「総合教育センター」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

組織改編によるものである。

鳥取市教育センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成19年教育委員会規則第1号）新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>○<u>鳥取市総合教育センター</u>の設置及び管理に関する条例施行規則</p> <p>平成19年3月30日 鳥取市教育委員会規則第1号</p> <p>改正 平成25年3月29日教委規則第5号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、<u>鳥取市総合教育センターの設置及び管理に関する条例</u>（平成19年鳥取市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(休館日及び開館時間)</p> <p>第2条 <u>鳥取市総合教育センター</u>（以下「<u>総合教育センター</u>」という。）の休館日及び開館時間は、次のとおりとする。ただし、鳥取市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めたときは、これを変更することができる。</p> <p>(1) 休館日 12月29日から翌年の1月3日までの日</p> <p>(2) 開館時間 午前8時30分から午後10時30分まで</p> <p>(使用の申込み)</p> <p>第3条 条例第5条第2項の規定により<u>総合教育センター</u>の使用の許可を受けようとする者は、あらかじめ<u>総合教育センター</u>使用申込書（様</p> | <p>○<u>鳥取市教育センター</u>の設置及び管理に関する条例施行規則</p> <p>平成19年3月30日 鳥取市教育委員会規則第1号</p> <p>改正 平成25年3月29日教委規則第5号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、<u>鳥取市教育センターの設置及び管理に関する条例</u>（平成19年鳥取市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(休館日及び開館時間)</p> <p>第2条 <u>鳥取市教育センター</u>（以下「<u>教育センター</u>」という。）の休館日及び開館時間は、次のとおりとする。ただし、鳥取市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めたときは、これを変更することができる。</p> <p>(1) 休館日 12月29日から翌年の1月3日までの日</p> <p>(2) 開館時間 午前8時30分から午後10時30分まで</p> <p>(使用の申込み)</p> <p>第3条 条例第5条第2項の規定により<u>教育センター</u>の使用の許可を受けようとする者は、あらかじめ<u>教育センター</u>使用申込書（様式第1号）</p> |

式第1号)を教育委員会に提出しなければならない。この場合において、教育委員会は、必要な書類を添付させることができる。

2 前項に規定する申込は、使用日の2か月前から受け付けるものとする。

(使用許可書の交付)

第4条 教育委員会は、総合教育センターの使用を許可したときは、当該使用の許可をした者(以下「使用者」という。)に対し、総合教育センター使用許可書(様式第2号)を交付する。

(とっとり施設予約サービスによる手続き)

第4条の2 前2条の規定にかかわらず、鳥取市とっとり施設予約サービスによる公共施設の利用に関する規則(平成25年鳥取市規則第5号)に規定するとっとり施設予約サービスを利用して使用の許可の手続きを行う場合にあつては、同規則に定めるところによるものとする。

(本条…追加〔平成25年教委規則5号〕)

(使用時間)

第5条 使用時間は、使用の許可を受けた時間内とし、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

2 使用者は、使用を開始した後において、使用時間を延長することができない。ただし、教育委員会が他の使用に支障がないと認めた場合で、延長する時間に係る使用料が納付されたときは、この限りでない。

(使用料の減免)

を教育委員会に提出しなければならない。この場合において、教育委員会は、必要な書類を添付させることができる。

2 前項に規定する申込は、使用日の2か月前から受け付けるものとする。

(使用許可書の交付)

第4条 教育委員会は、教育センターの使用を許可したときは、当該使用の許可をした者(以下「使用者」という。)に対し、教育センター使用許可書(様式第2号)を交付する。

(とっとり施設予約サービスによる手続き)

第4条の2 前2条の規定にかかわらず、鳥取市とっとり施設予約サービスによる公共施設の利用に関する規則(平成25年鳥取市規則第5号)に規定するとっとり施設予約サービスを利用して使用の許可の手続きを行う場合にあつては、同規則に定めるところによるものとする。

(本条…追加〔平成25年教委規則5号〕)

(使用時間)

第5条 使用時間は、使用の許可を受けた時間内とし、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

2 使用者は、使用を開始した後において、使用時間を延長することができない。ただし、教育委員会が他の使用に支障がないと認めた場合で、延長する時間に係る使用料が納付されたときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第6条 条例第8条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、総合教育センターの使用の申込みと同時に、総合教育センター使用料減免申請書（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。

（使用料の返還）

第7条 条例第9条ただし書の規定により使用料の返還を受けようとする者は、総合教育センター使用料返還請求書（様式第4号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 条例第9条ただし書の規定により返還する使用料の額は、次のとおりとする。

- (1) 条例第9条第1号の規定に該当する場合 使用料の全額
- (2) 使用前3日までに使用の取消しを申し出た場合 使用料の全額
- (3) 前2号の規定に定めるもののほか、使用の開始前に使用の取消しを申し出た場合 使用料の半額
(施設、設備、器具等の損傷又は滅失の届出)

第8条 総合教育センターの施設、設備、器具等を損傷し、又は滅失した者は、直ちにその理由を付して、損傷（滅失）届（様式第5号）により教育委員会に届け出なければならない。

（委任）

第9条 この規則で定めるもののほか、総合教育センターの管理に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

第6条 条例第8条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、教育センターの使用の申込みと同時に、教育センター使用料減免申請書（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。

（使用料の返還）

第7条 条例第9条ただし書の規定により使用料の返還を受けようとする者は、教育センター使用料返還請求書（様式第4号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 条例第9条ただし書の規定により返還する使用料の額は、次のとおりとする。

- (1) 条例第9条第1号の規定に該当する場合 使用料の全額
- (2) 使用前3日までに使用の取消しを申し出た場合 使用料の全額
- (3) 前2号の規定に定めるもののほか、使用の開始前に使用の取消しを申し出た場合 使用料の半額
(施設、設備、器具等の損傷又は滅失の届出)

第8条 教育センターの施設、設備、器具等を損傷し、又は滅失した者は、直ちにその理由を付して、損傷（滅失）届（様式第5号）により教育委員会に届け出なければならない。

（委任）

第9条 この規則で定めるもののほか、教育センターの管理に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

| | |
|---|---|
| <p>附 則</p> <p>この規則は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成25年3月29日教委規則第5号)</p> <p>この規則は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則 (令和3年3月 日教委規則第 号)</u></p> <p><u>この規則は、令和3年4月1日から施行する。</u></p> | <p>附 則</p> <p>この規則は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成25年3月29日教委規則第5号)</p> <p>この規則は、平成25年4月1日から施行する。</p> |
| <p>様式第1号 (第3条関係)</p> <p>(略)</p> | <p>様式第1号 (第3条関係)</p> <p>(略)</p> |
| <p>様式第2号 (第4条関係)</p> <p>(略)</p> | <p>様式第2号 (第4条関係)</p> <p>(略)</p> |
| <p>様式第3号 (第6条関係)</p> <p>(略)</p> | <p>様式第3号 (第6条関係)</p> <p>(略)</p> |
| <p>様式第4号 (第7条関係)</p> <p>(略)</p> | <p>様式第4号 (第7条関係)</p> <p>(略)</p> |
| <p>様式第5号 (第8条関係)</p> <p>(略)</p> | <p>様式第5号 (第8条関係)</p> <p>(略)</p> |

| | |
|---------------|--------------|
| 令和3年3月定例教育委員会 | |
| 年月日 | 令和3年3月30日(火) |
| 担当課 | 中央図書館 |

議案第9号

鳥取市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する
規則案要綱

1 改正の目的

「鳥取市行政手続における書面規制、押印、対面規制の見直し方針」に基づき、これまで利用者に押印を求めていた手続きの見直しを行い、押印を廃止することとします。

2 改正の内容

図書館の施設、設備、利用等をき損し、又は滅失した際に提出する様式について、押印を廃止します。(第21条関係、様式第5号)

3 この規則は、令和3年4月1日から施行することとします。

議案第9号

鳥取市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

鳥取市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

令和3年3月30日提出

鳥取市教育委員会
教育長 尾室高志

鳥取市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成16年鳥取市教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

様式第5号中「㊟」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

「鳥取市行政手続における書面規制、押印、対面規制の見直し方針」に基づき、これまで利用者に押印を求めていた手続きの見直しを行い、押印を廃止することとしたため。

鳥取市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成16年教育委員会規則第21号）新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>○鳥取市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則 平成16年10月29日 鳥取市教育委員会規則第21号 改正（略）</p> <p>第1条～第22条（略） 附則（略） 施行期日（略） 様式第1号～様式第4号（略） 様式第5号（第21条関係）</p> <p>様式第5号（第21条関係）</p> | <p>○鳥取市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則 平成16年10月29日 鳥取市教育委員会規則第21号 改正（略）</p> <p>第1条～第22条（略） 附則（略） 施行期日（略） 様式第1号～様式第4号（略） 様式第5号（第21条関係）</p> <p>様式第5号（第21条関係）</p> |
| <p>鳥取市教育委員会 様</p> <p>届出者 住所 氏名 連絡先</p> <p>き損（滅失）届</p> <p>年 月 日</p> | <p>鳥取市教育委員会 様</p> <p>届出者 住所 氏名 連絡先</p> <p>き損（滅失）届</p> <p>年 月 日</p> |

次のとおり、き損(滅失)したので届けます。この損害については、鳥取市立図書館の設置及び管理に関する条例第 15 条の規定により、指示された方法により賠償します。

| きと | 損 (滅失) したき | 損 (滅失) 箇所 | 損 (滅失) 数量 | 損 (滅失) の理由及び内容又は程度 |
|----|------------|-----------|-----------|--------------------|
| 年 | 月 日 時 分 | | | |
| 年 | 月 日 時 分 | | | |
| 年 | 月 日 時 分 | | | |

次のとおり、き損(滅失)したので届けます。この損害については、鳥取市立図書館の設置及び管理に関する条例第 15 条の規定により、指示された方法により賠償します。

| きと | 損 (滅失) したき | 損 (滅失) 箇所 | 損 (滅失) 数量 | 損 (滅失) の理由及び内容又は程度 |
|----|------------|-----------|-----------|--------------------|
| 年 | 月 日 時 分 | | | |
| 年 | 月 日 時 分 | | | |
| 年 | 月 日 時 分 | | | |

議案第10号

| | |
|---------------|--------------|
| 令和3年3月定例教育委員会 | |
| 年月日 | 令和3年3月30日(火) |
| 担当課 | 生涯学習・スポーツ課 |

鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の目的

行政手続きにおける押印等の見直しに伴い、関係規則の一部を改正することを目的とします。

2 改正の内容

(1) 様式第5号（第8条関係）の届出者の㊟を削除します。

3 施行期日

この規則は、令和3年4月1日から施行することとします。

議案第10号

鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

令和3年3月30日提出

鳥取市教育委員会

教育長 尾 室 高 志

鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例施行規則(平成16年10月29日教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。
様式第5号(第8号関係)の届出者の㊦を削除する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

き損(滅失)届の届出者の㊦を削除するためである。

鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成16年教育委員会規則第14号）新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>○鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例施行規則</p> <p>平成16年10月29日 鳥取市教育委員会規則第14号</p> <p>改正 平成28年3月2日教委規則第3号 平成30年3月30日教委規則第3号</p> <p>第1条～第11条（略） 附 則（略） 様式第1号～様式第4号（略） 様式第5号（第8条関係）</p> <p>様式第5号(第8条関係)</p> | <p>○鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例施行規則</p> <p>平成16年10月29日 鳥取市教育委員会規則第14号</p> <p>改正 平成28年3月2日教委規則第3号 平成30年3月30日教委規則第3号</p> <p>第1条～第11条（略） 附 則（略） 様式第1号～様式第4号（略） 様式第5号（第8条関係）</p> <p>様式第5号(第8条関係)</p> |
| <p>き損(滅失)届</p> <p>年 月 日</p> | <p>き損(滅失)届</p> <p>年 月 日</p> |

鳥取市教育委員会 様

届出者 住 所
氏 名
連絡先

次のとおり、き損(滅失)したので届けます。この損害については、
鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例第 12 条第 1 項
の規定により、指示された方法により賠償します。

| | | | |
|----------------------------|------------------------------|-----|------------------------------------|
| き 損 (滅 失) し た と き | き 損 (滅 失) 箇 所 (物 件) | 数 量 | き 損 (滅 失) の 理 由 及 び 内 容 又 は 程 度 |
|----------------------------|------------------------------|-----|------------------------------------|

鳥取市教育委員会 様

届出者 住 所
氏 名
連絡先



次のとおり、き損(滅失)したので届けます。この損害については、
鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例第 12 条第 1 項
の規定により、指示された方法により賠償します。

| | | | |
|----------------------------|------------------------------|-----|------------------------------------|
| き 損 (滅 失) し た と き | き 損 (滅 失) 箇 所 (物 件) | 数 量 | き 損 (滅 失) の 理 由 及 び 内 容 又 は 程 度 |
|----------------------------|------------------------------|-----|------------------------------------|

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|--|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 年 | 日 | 月 | 時 | 分 | |
| 年 | 日 | 月 | 時 | 分 | |
| 年 | 日 | 月 | 時 | 分 | |

議案第 1 1 号

| | |
|--------------------|---------------------|
| 令和 3 年 3 月 定例教育委員会 | |
| 年月日 | 令和 3 年 3 月 3 0 日(火) |
| 担当課 | 生涯学習・スポーツ課 |

鳥取市さじアストロパークの設置及び管理に関する条例施行規則の
一部を改正する規則案要綱

1 改正の目的

行政手続きにおける押印等の見直しに伴い、関係規則の一部を改正することを目的とします。

2 改正の内容

(1) 様式第 8 号（第 7 条関係）の届出者の㊟を削除します。

3 施行期日

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行することとします。

議案第 11 号

鳥取市さじアストロパークの設置及び管理に関する条例施行規則の一部
改正について

鳥取市さじアストロパークの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を次のよう
に改正する。

令和 3 年 3 月 30 日提出

鳥取市教育委員会

教育長 尾 室 高 志

鳥取市さじアストロパークの設置及び管理に関する条例施行規則の一部
を改正する規則

鳥取市さじアストロパークの設置及び管理に関する条例施行規則(平成 16 年 10
月 29 日教育委員会規則第 17 号)の一部を次のように改正する。
様式第 8 号(第 7 号関係)の届出者の㊦を削除する。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

き損(滅失)届の届出者の㊦を削除するためである。

鳥取市さじアストロパークの設置及び管理に関する条例施行規則（平成16年教育委員会規則第17号）新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>○鳥取市さじアストロパークの設置及び管理に関する条例施行規則</p> <p>平成16年10月29日 鳥取市教育委員会規則第17号 改正 令和2年1月31日教委規則第1号</p> <p>(目的) 第1条～第9条 (略) 様式第1号～様式第7号 (略) 様式第8号 (第7条関係) 様式第8号(第7条関係)</p> <p>年 月 日</p> <p>き損(滅失)届</p> <p>鳥取市教育委員会 様</p> | <p>○鳥取市さじアストロパークの設置及び管理に関する条例施行規則</p> <p>平成16年10月29日 鳥取市教育委員会規則第17号 改正 令和2年1月31日教委規則第1号</p> <p>(目的) 第1条～第9条 (略) 様式第1号～様式第7号 (略) 様式第8号 (第7条関係) 様式第8号(第7条関係)</p> <p>年 月 日</p> <p>き損(滅失)届</p> <p>鳥取市教育委員会 様</p> |

届出者 住 所
氏 名
連絡先

次のとおり、き損(滅失)したので届けます。この損害については、鳥取市さじアストロパークの設置及び管理に関する条例第 14 条第 1 項の規定により、指示された方法により賠償します。

| き損(滅失)した とき | き 損 (滅 失) 箇 所 (物 件) | 数 量 | き 損 (滅 失) の 理 由 及 び内容又は程度 |
|----------------|------------------------|--------|------------------------------|
| 年 月 日 時 分 | | | |
| 年 月 日 時 分 | | | |

届出者 住 所
氏 名
連絡先



次のとおり、き損(滅失)したので届けます。この損害については、鳥取市さじアストロパークの設置及び管理に関する条例第 14 条第 1 項の規定により、指示された方法により賠償します。

| き損(滅失)した とき | き 損 (滅 失) 箇 所 (物 件) | 数 量 | き 損 (滅 失) の 理 由 及 び内容又は程度 |
|----------------|------------------------|--------|------------------------------|
| 年 月 日 時 分 | | | |
| 年 月 日 時 分 | | | |

| | | | | | | | |
|--|--|--|-----|--|--|--|--|
| | | | 日 分 | | | | |
| | | | 月 時 | | | | |
| | | | 年 | | | | |

| | |
|------------|--------------|
| 定例教育委員会 資料 | |
| 年月日 | 令和3年3月30日(火) |
| 担当課 | 生涯学習・スポーツ課 |

議案第12号

鳥取市勤労青少年ホーム条例施行規則の廃止について

1. 経緯

鳥取市民体育館再整備に伴い鳥取市勤労青少年ホームを廃止するため、関係規則を廃止するものです。

2. 施設情報

| 施設名 | 所在地 | 面積 | 建築年度 |
|----------|-----------|-----------------------|------|
| 勤労青少年ホーム | 吉成三丁目 1-3 | 864.22 m ² | S47 |

3. 施設の位置及び現況写真



鳥取市勤労青少年ホーム条例施行規則を廃止する規則案要綱

1 廃止の目的

鳥取市民体育館再整備に伴い鳥取市勤労青少年ホームを廃止するため、関係規則を廃止することを目的とします。

2 施行期日

この条例は、令和3年4月1日から施行することとします。

議案第12号

鳥取市勤労青少年ホーム条例施行規則の廃止について

鳥取市勤労青少年ホーム条例施行規則を次のように廃止する。

令和3年3月30日提出

鳥取市教育委員会

教育長 尾 室 高 志

鳥取市勤労青少年ホーム条例施行規則を廃止する規則

鳥取市勤労青少年ホーム条例施行規則（昭和47年鳥取市教育委員会規則第1号）
は、廃止する。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

鳥取市勤労青少年ホームを廃止するためである。

| | |
|---------------|--------------|
| 令和3年3月定例教育委員会 | |
| 年月日 | 令和3年3月30日(火) |
| 担当課 | 生涯学習・スポーツ課 |

議案第13号

鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の目的

行政手続きにおける押印等の見直しに伴い、関係規則の一部を改正することを目的とします。

2 改正の内容

(1) 様式第6号（第14条関係）の届出者の㊟を削除します。

3 施行期日

この規則は、令和3年4月1日から施行することとします。

議案第13号

鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

令和3年3月30日提出

鳥取市教育委員会

教育長 尾 室 高 志

鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和48年12月25日教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

様式第6号(第14号関係)の届出者の㊦を削除する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

き損(滅失)届の届出者の㊦を削除するためである。

鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和48年教育委員会規則第10号）新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>○鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例施行規則</p> <p>昭和48年12月25日 鳥取市教育委員会規則第10号</p> <p>改正 (略)</p> <p>第1条～第16条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>様式第1号～様式第5号 (略)</p> <p>様式第6号 (第14条関係)</p> <p>様式第6号(第14条関係)</p> <p>鳥取市教育委員会 様</p> <p>申請者 住所 氏名 団体名</p> | <p>○鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例施行規則</p> <p>昭和48年12月25日 鳥取市教育委員会規則第10号</p> <p>改正 (略)</p> <p>第1条～第16条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>様式第1号～様式第5号 (略)</p> <p>様式第6号 (第14条関係)</p> <p>様式第6号(第14条関係)</p> <p>鳥取市教育委員会 様</p> <p>申請者 住所 氏名 団体名</p> |

電話

次のとおり、き損(滅失)したので届けます。この損害については、鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例第12条第1項の規定により、指示された方法により賠償します。

| | | | | | | |
|----------|--------------------------------|--------|----|----------|-----|-------|
| 使用する体育館名 | | | | | | |
| 使用の目的 | | | | | | |
| 使用の日時 | 年 月 日(曜日) | 午前 | 午後 | 時 | 分 | 円 |
| | | 午後 | 午後 | 時 | 分 | |
| 使用種別 | 1 アマチュア・スポーツ 2 アマチュア・スポーツ以外 | 集合予定人員 | 人 | 入場料徴収の有無 | 有 無 | 左記の金額 |
| | | 対象 | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

電話

次のとおり、き損(滅失)したので届けます。この損害については、鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例第12条第1項の規定により、指示された方法により賠償します。

| | | | | | | |
|----------|--------------------------------|--------|----|----------|-----|-------|
| 使用する体育館名 | | | | | | |
| 使用の目的 | | | | | | |
| 使用の日時 | 年 月 日(曜日) | 午前 | 午後 | 時 | 分 | 円 |
| | | 午後 | 午後 | 時 | 分 | |
| 使用種別 | 1 アマチュア・スポーツ 2 アマチュア・スポーツ以外 | 集合予定人員 | 人 | 入場料徴収の有無 | 有 無 | 左記の金額 |
| | | 対象 | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|--------------------------|---|--|--|--------------------------------------|---|------------|--------------------------------------|-------------|-------------|
| き 損(減 失) 状 況 | 合 習 議 1 試 2 練 3 会 4 その他 | 使 用 箇 所 1 競技場(専用・部分($\frac{1}{2}$ $\frac{1}{6}$)) 2 会議室 3 研修室 4 役員室 5 選手控室 6 シャワー室 ・ ・ | 1 競技場(専用・部分($\frac{1}{2}$ $\frac{1}{6}$)) 2 会議室 3 研修室 4 役員室 5 選手控室 6 シャワー室 ・ ・ | 使用料徴収 | 円 | 受付年 月 日 | ※ 使 用 許 可 申 込 書 | 受付 年 日 | 受 付 印 |
| | | | | ※ 使 用 許 可 申 込 書 | 円 | 受付 年 日 | | 受 付 印 | |
| | | | | 使用済 | 円 | 受付 年 日 | | 受 付 印 | |
| | | | | 使用償 | 円 | 受付 年 日 | | 受 付 印 | |
| | | | | その他 | 円 | 受付 年 日 | | 受 付 印 | |
| | | | | 差引実態額 | 円 | 受付 年 日 | | 受 付 印 | |

(注) ※印欄は、記入しないでください。

| | | | | | | | | | |
|--------------------------|---|--|--|--------------------------------------|---|------------|--------------------------------------|-------------|-------------|
| き 損(減 失) 状 況 | 合 習 議 1 試 2 練 3 会 4 その他 | 使 用 箇 所 1 競技場(専用・部分($\frac{1}{2}$ $\frac{1}{6}$)) 2 会議室 3 研修室 4 役員室 5 選手控室 6 シャワー室 ・ ・ | 1 競技場(専用・部分($\frac{1}{2}$ $\frac{1}{6}$)) 2 会議室 3 研修室 4 役員室 5 選手控室 6 シャワー室 ・ ・ | 使用料徴収 | 円 | 受付年 月 日 | ※ 使 用 許 可 申 込 書 | 受付 年 日 | 受 付 印 |
| | | | | ※ 使 用 許 可 申 込 書 | 円 | 受付 年 日 | | 受 付 印 | |
| | | | | 使用済 | 円 | 受付 年 日 | | 受 付 印 | |
| | | | | 使用償 | 円 | 受付 年 日 | | 受 付 印 | |
| | | | | その他 | 円 | 受付 年 日 | | 受 付 印 | |
| | | | | 差引実態額 | 円 | 受付 年 日 | | 受 付 印 | |

(注) ※印欄は、記入しないでください。

| 定例教育委員会 資料 | |
|------------|--------------|
| 年月日 | 令和3年3月30日(火) |
| 担当課 | 生涯学習・スポーツ課 |

議案第14号

鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

1. 経緯

福部町グラウンドについて、使用期間を改正するものです。

2. 改正内容

| (改正後) | | (改正前) | |
|------------------------------------|-----------------|---|-----------------|
| 休場日 | 開場時間 | 休場日 | 開場時間 |
| ア 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 | 午前8時30分から午後7時まで | ア 月曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 | 午前8時30分から午後5時まで |
| イ 12月29日から翌年の1月3日までの日 | | イ 12月29日から翌年の1月3日までの日(アに掲げる日を除く。) | |

3 施設情報

| 施設名 | 所在地 | 面積 | 競技施設 | 建築年度 |
|----------|-----------|-----------------------|--------|------|
| 福部町グラウンド | 福部町海士 340 | 13,000 m ² | 野球場 1面 | S57 |

4. 施設の位置及び現況写真



鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例施行規則
の一部を改正する規則案要綱

1 改正の目的

鳥取市福部町多目的スポーツ広場の休場日及び開場時間の改正ため、関係規則の一部を改正することを目的とします。

2 改正の内容

- (1) 休場日を「ア月曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日」を「ア 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日」へ、「イ12月29日から翌年の1月3日までの日（アに掲げる日を除く）」を「イ12月29日から翌年の1月3日までの日」へ変更します。
- (2) 開場時間を「午前8時30分から午後5時まで」から「午前8時30分から午後7時まで」へ変更します。
- (3) その他所要の整理を行います。

3 施行期日

この規則は、令和3年4月1日から施行することとします。

議案第14号

鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部
改正について

鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を次のよう
に改正する。

令和3年3月30日提出

鳥取市教育委員会
教育長 尾 室 高 志

鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部
を改正する規則

鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例施行規則（平成16年鳥取
市教育委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第2条の表鳥取市福部町グラウンドの項を次のように改める。

| | | |
|-------------|---|---------------------|
| 鳥取市福部町グラウンド | ア 国民の祝日に関する法 律（昭和23年法律第1 78号）に規定する休日 イ 12月29日から翌年 の1月3日までの日 | 午前8時30分から午後7時 まで |
|-------------|---|---------------------|

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

鳥取市福部町グラウンドの休場日及び開場時間を変更するためである。

鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例施行規則（平成16年教育委員会規則第23号）新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>○鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例施行規則</p> <p>平成16年10月29日 鳥取市教育委員会規則第23号</p> <p>改正 平成18年4月28日教委規則第12号 平成18年8月31日教委規則第20号 平成19年3月30日教委規則第9号 平成22年3月31日教委規則第5号 平成25年3月29日教委規則第11号 平成25年12月24日教委規則第16号 平成26年6月30日教委規則第5号 平成27年6月30日教委規則第10号 平成27年9月1日教委規則第11号 平成30年3月30日教委規則第3号 令和元年12月27日教委規則第11号</p> <p>(目的) 第1条 この規則は、鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例（平成16年鳥取市条例第150号。以下「条例」という。）</p> | <p>○鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例施行規則</p> <p>平成16年10月29日 鳥取市教育委員会規則第23号</p> <p>改正 平成18年4月28日教委規則第12号 平成18年8月31日教委規則第20号 平成19年3月30日教委規則第9号 平成22年3月31日教委規則第5号 平成25年3月29日教委規則第11号 平成25年12月24日教委規則第16号 平成26年6月30日教委規則第5号 平成27年6月30日教委規則第10号 平成27年9月1日教委規則第11号 平成30年3月30日教委規則第3号 令和元年12月27日教委規則第11号</p> <p>(目的) 第1条 この規則は、鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例（平成16年鳥取市条例第150号。以下「条例」という。）</p> |

の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(休場日及び開場時間)

第2条 鳥取市多目的スポーツ広場（以下「広場」という。）の休場日及び開場時間は、次のとおりとする。ただし、鳥取市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めるとき又は指定管理者が必要と認めた場合で、あらかじめ教育委員会の承認を受けたときは、これを変更することができる。

| 施設の名称 | 休場日 | 開場時間 |
|----------------|---------------------|---|
| 鳥取市美穂スポーツ広場 | 12月29日から翌年の1月3日までの日 | 午前6時から午後7時まで ア 4月1日から10月30日までの日 午前8時から午後6時30分まで イ 11月1日から翌年3月31日までの日 午前8時から午後5時まで |
| 鳥取市大和スポーツ広場 | | |
| 鳥取市国府町大茅スポーツ広場 | | |
| 鳥取市国府町成器スポーツ広場 | | |

の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(休場日及び開場時間)

第2条 鳥取市多目的スポーツ広場（以下「広場」という。）の休場日及び開場時間は、次のとおりとする。ただし、鳥取市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めるとき又は指定管理者が必要と認めた場合で、あらかじめ教育委員会の承認を受けたときは、これを変更することができる。

| 施設の名称 | 休場日 | 開場時間 |
|----------------|---------------------|---|
| 鳥取市美穂スポーツ広場 | 12月29日から翌年の1月3日までの日 | 午前6時から午後7時まで ア 4月1日から10月30日までの日 午前8時から午後6時30分まで イ 11月1日から翌年3月31日までの日 午前8時から午後5時まで |
| 鳥取市大和スポーツ広場 | | |
| 鳥取市国府町大茅スポーツ広場 | | |
| 鳥取市国府町成器スポーツ広場 | | |

| | | | |
|--------------------|--|---------------------|--|
| 広場 | | | |
| 鳥取市国府町運動場 | | | |
| 鳥取市国府町美歎運動場 | | | |
| 鳥取市国府町荒舟運動場 | | | |
| 鳥取市国府町高岡運動場 | | | |
| 鳥取市国府町麻生運動場 | | | |
| 鳥取市国府町三代寺運動場 | | | |
| 鳥取市国府町谷運動場 | | | |
| 鳥取市福部町グラウンド | | | |
| | | 午前8時30分から 午後5時まで | ア 月曜日及び国民の 祝日に関する法律 (昭和23年法律第 178号)に規定す る休日 イ 12月29日から 翌年の1月3日まで の日(アに掲げる日 を除く。) |
| 鳥取市河原町湯谷スポーツ 広場 | | 午前6時から午後8 時まで | 12月29日から翌年 の1月3日までの日 |
| 鳥取市河原町八上スポーツ 広場 | | | |
| 鳥取市河原町河原スポーツ 広場 | | | |

| | | | |
|--------------------|--|---------------------|---|
| 広場 | | | |
| 鳥取市国府町運動場 | | | |
| 鳥取市国府町美歎運動場 | | | |
| 鳥取市国府町荒舟運動場 | | | |
| 鳥取市国府町高岡運動場 | | | |
| 鳥取市国府町麻生運動場 | | | |
| 鳥取市国府町三代寺運動場 | | | |
| 鳥取市国府町谷運動場 | | | |
| 鳥取市福部町グラウンド | | | |
| | | 午前8時30分から 午後7時まで | ア 国民の祝日に関す る法律(昭和23年 法律第178号)に 規定する休日 イ 12月29日から 翌年の1月3日まで の日 |
| 鳥取市河原町湯谷スポーツ 広場 | | 午前6時から午後8 時まで | 12月29日から翌年 の1月3日までの日 |
| 鳥取市河原町八上スポーツ 広場 | | | |
| 鳥取市河原町河原スポーツ 広場 | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------|---------------------|-----------------------|--------------|-------------------|--------------|-----------|---------------------|-------------------|-------------------|--------------------|-------------|------------------|------------------|-------------------|------------------|-------------------|
| 鳥取市河原町国英スポーツ 広場 | 鳥取市河原町天神原スポー ツ広場 | 鳥取市河原町稲常グラウン ドゴルフ場 | 鳥取市用瀬町興徳運動広場 | 鳥取市用瀬町社スポーツ広 場 | 鳥取市用瀬町屋住運動広場 | 鳥取市気高町運動場 | 鳥取市青谷町勝部第2グラ ウンド | 鳥取市青谷町中郷グラウン ド | 鳥取市青谷町日置グラウン ド | 鳥取市青谷町日置谷グラウ ンド | 鳥取市青谷町グラウンド | 午前8時から午後6 時まで | 午前8時から午後6 時まで | 午前9時から午後1 0時まで | 午前8時から午後6 時まで | 午前9時から午後1 0時まで |
| 鳥取市河原町国英スポーツ 広場 | 鳥取市河原町天神原スポー ツ広場 | 鳥取市河原町稲常グラウン ドゴルフ場 | 鳥取市用瀬町興徳運動広場 | 鳥取市用瀬町社スポーツ広 場 | 鳥取市用瀬町屋住運動広場 | 鳥取市気高町運動場 | 鳥取市青谷町勝部第2グラ ウンド | 鳥取市青谷町中郷グラウン ド | 鳥取市青谷町日置グラウン ド | 鳥取市青谷町日置谷グラウ ンド | 鳥取市青谷町グラウンド | 午前8時から午後6 時まで | 午前8時から午後6 時まで | 午前9時から午後1 0時まで | 午前8時から午後6 時まで | 午前9時から午後1 0時まで |

| 鳥取市青谷町グラウンドゴルフ場 | 鳥取市青谷町グラウンドゴルフ場 | 午前7時から午後7時まで |
|---|---|---|
| <p>(本条…一部改正〔平成18年教委規則12号・20号・19年9号・22年5号・25年11号・16号・26年5号・27年10号・11号・30年3号・令和元年11号〕)</p> <p>(使用の申込み)</p> <p>第3条 条例第3条第1項の規定により広場の使用の許可を受けようとする者は、あらかじめ多目的スポーツ広場使用申込書(様式第1号)を教育委員会(指定管理者に管理を行わせる施設にあっては、当該指定管理者。この条、次条、第5条第2項、第8条及び第10条において同じ。)に提出しなければならない。この場合において、教育委員会は、必要な書類を添付させることができる。</p> <p>(本条…一部改正〔平成30年教委規則3号〕)</p> <p>(使用許可書の交付)</p> <p>第4条 教育委員会は、広場の使用を許可したときは、当該使用の許可をした者に対し、多目的スポーツ広場使用許可書(様式第2号)を交付する。</p> <p>(とっとり施設予約サービスによる手続き)</p> <p>第4条の2 前2条の規定にかかわらず、鳥取市とっとり施設予約サービスによる公共施設の利用に関する規則(平成25年鳥取市規則第5号)第2条に規定するとっとり施設予約サービスを利用して使用の許可の手続きを行う場合にあっては、同規則に定めるところによるもの</p> | <p>(本条…一部改正〔平成18年教委規則12号・20号・19年9号・22年5号・25年11号・16号・26年5号・27年10号・11号・30年3号・令和元年11号〕)</p> <p>(使用の申込み)</p> <p>第3条 条例第3条第1項の規定により広場の使用の許可を受けようとする者は、あらかじめ多目的スポーツ広場使用申込書(様式第1号)を教育委員会(指定管理者に管理を行わせる施設にあっては、当該指定管理者。この条、次条、第5条第2項、第8条及び第10条において同じ。)に提出しなければならない。この場合において、教育委員会は、必要な書類を添付させることができる。</p> <p>(本条…一部改正〔平成30年教委規則3号〕)</p> <p>(使用許可書の交付)</p> <p>第4条 教育委員会は、広場の使用を許可したときは、当該使用の許可をした者に対し、多目的スポーツ広場使用許可書(様式第2号)を交付する。</p> <p>(とっとり施設予約サービスによる手続き)</p> <p>第4条の2 前2条の規定にかかわらず、鳥取市とっとり施設予約サービスによる公共施設の利用に関する規則(平成25年鳥取市規則第5号)第2条に規定するとっとり施設予約サービスを利用して使用の許可の手続きを行う場合にあっては、同規則に定めるところによるもの</p> | <p>(本条…一部改正〔平成18年教委規則12号・20号・19年9号・22年5号・25年11号・16号・26年5号・27年10号・11号・30年3号・令和元年11号〕)</p> <p>(使用の申込み)</p> <p>第3条 条例第3条第1項の規定により広場の使用の許可を受けようとする者は、あらかじめ多目的スポーツ広場使用申込書(様式第1号)を教育委員会(指定管理者に管理を行わせる施設にあっては、当該指定管理者。この条、次条、第5条第2項、第8条及び第10条において同じ。)に提出しなければならない。この場合において、教育委員会は、必要な書類を添付させることができる。</p> <p>(本条…一部改正〔平成30年教委規則3号〕)</p> <p>(使用許可書の交付)</p> <p>第4条 教育委員会は、広場の使用を許可したときは、当該使用の許可をした者に対し、多目的スポーツ広場使用許可書(様式第2号)を交付する。</p> <p>(とっとり施設予約サービスによる手続き)</p> <p>第4条の2 前2条の規定にかかわらず、鳥取市とっとり施設予約サービスによる公共施設の利用に関する規則(平成25年鳥取市規則第5号)第2条に規定するとっとり施設予約サービスを利用して使用の許可の手続きを行う場合にあっては、同規則に定めるところによるもの</p> |

とする。

(本条…追加〔平成25年教委規則11号〕)

(使用時間)

第5条 使用時間は、使用の許可を受けた時間内とし、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

2 使用の許可を受けた者は、使用を開始した後において、使用時間を延長することができない。ただし、教育委員会が他の使用に支障がないと認めた場合で、延長する時間に係る使用料（広場の使用に係る料金を指定管理者の収入として収受させる場合には、利用料金。）が納付されたときは、この限りでない。

(2項…一部改正〔平成30年教委規則3号〕)

(使用料の減免)

第6条 条例第6条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、広場の使用の申込みと同時に、多目的スポーツ広場使用料減免申請書（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。

(使用料の返還)

第7条 条例第7条ただし書の規定により使用料の返還を受けようとする者は、多目的スポーツ広場使用料返還請求書（様式第4号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 条例第7条ただし書の規定により返還する使用料の額は、次のとおりとする。

とする。

(本条…追加〔平成25年教委規則11号〕)

(使用時間)

第5条 使用時間は、使用の許可を受けた時間内とし、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

2 使用の許可を受けた者は、使用を開始した後において、使用時間を延長することができない。ただし、教育委員会が他の使用に支障がないと認めた場合で、延長する時間に係る使用料（広場の使用に係る料金を指定管理者の収入として収受させる場合には、利用料金。）が納付されたときは、この限りでない。

(2項…一部改正〔平成30年教委規則3号〕)

(使用料の減免)

第6条 条例第6条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、広場の使用の申込みと同時に、多目的スポーツ広場使用料減免申請書（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。

(使用料の返還)

第7条 条例第7条ただし書の規定により使用料の返還を受けようとする者は、多目的スポーツ広場使用料返還請求書（様式第4号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 条例第7条ただし書の規定により返還する使用料の額は、次のとおりとする。

(1) 災害又は使用者の責めに帰さない事由に基づいて広場を使用することができなくなったとき。 使用料の全額

(2) 使用前3日までに使用許可の取消しを申し出した場合で相当の事由があると認めるとき。 使用料の8割

(施設、設備、器具等のき損又は滅失の届出)

第8条 広場の施設、設備、器具等をき損し、又は滅失した者は、直ちにその理由を付して、き損（滅失）届（様式第5号）により教育委員会に届け出なければならない。

（指定管理者に管理を行わせる施設の申込書等の様式）

第9条 第3条、第4条及び前条に規定する申込書等の様式は、指定管理者に管理を行わせる施設にあつては、当該指定管理者が別に定める。

（本条…追加〔平成30年教委規則3号〕）

（委任）

第10条 この規則で定めるもののほか、広場の管理に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

（旧9条…繰下〔平成30年教委規則3号〕）

附 則

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成18年4月28日教委規則第12号）

この規則は、平成18年5月1日から施行する。

附 則（平成18年8月31日教委規則第20号抄）

(1) 災害又は使用者の責めに帰さない事由に基づいて広場を使用することができなくなったとき。 使用料の全額

(2) 使用前3日までに使用許可の取消しを申し出した場合で相当の事由があると認めるとき。 使用料の8割

(施設、設備、器具等のき損又は滅失の届出)

第8条 広場の施設、設備、器具等をき損し、又は滅失した者は、直ちにその理由を付して、き損（滅失）届（様式第5号）により教育委員会に届け出なければならない。

（指定管理者に管理を行わせる施設の申込書等の様式）

第9条 第3条、第4条及び前条に規定する申込書等の様式は、指定管理者に管理を行わせる施設にあつては、当該指定管理者が別に定める。

（本条…追加〔平成30年教委規則3号〕）

（委任）

第10条 この規則で定めるもののほか、広場の管理に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

（旧9条…繰下〔平成30年教委規則3号〕）

附 則

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成18年4月28日教委規則第12号）

この規則は、平成18年5月1日から施行する。

附 則（平成18年8月31日教委規則第20号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年9月1日から施行する。
 - 附 則 (平成19年3月30日教委規則第9号)この規則は、平成19年4月1日から施行する。
 - 附 則 (平成22年3月31日教委規則第5号)この規則は、平成22年4月1日から施行する。
 - 附 則 (平成25年3月29日教委規則第11号)この規則は、平成25年4月1日から施行する。
 - 附 則 (平成25年12月24日教委規則第16号)この規則は、平成26年4月1日から施行する。
 - 附 則 (平成26年6月30日教委規則第5号)この規則は、平成26年7月1日から施行する。
 - 附 則 (平成27年6月30日教委規則第10号)この規則は、平成27年7月1日から施行する。
 - 附 則 (平成27年9月1日教委規則第11号)この規則は、平成27年10月1日から施行する。
 - 附 則 (平成30年3月30日教委規則第3号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年9月1日から施行する。
 - 附 則 (平成19年3月30日教委規則第9号)この規則は、平成19年4月1日から施行する。
 - 附 則 (平成22年3月31日教委規則第5号)この規則は、平成22年4月1日から施行する。
 - 附 則 (平成25年3月29日教委規則第11号)この規則は、平成25年4月1日から施行する。
 - 附 則 (平成25年12月24日教委規則第16号)この規則は、平成26年4月1日から施行する。
 - 附 則 (平成26年6月30日教委規則第5号)この規則は、平成26年7月1日から施行する。
 - 附 則 (平成27年6月30日教委規則第10号)この規則は、平成27年7月1日から施行する。
 - 附 則 (平成27年9月1日教委規則第11号)この規則は、平成27年10月1日から施行する。
 - 附 則 (平成30年3月30日教委規則第3号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

| | |
|--|--|
| <p>2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則による改正後のそれぞれの規則の相当規定によりなされたものとみなす。</p> <p>附 則（令和元年12月27日教委規則第11号）</p> <p>この規則は、令和2年1月1日から施行する。</p> <p>様式第1号（第3条関係） （略）</p> <p>様式第2号（第4条関係） （略）</p> <p>様式第3号（第6条関係） （略）</p> <p>様式第4号（第7条関係） （略）</p> <p>様式第5号（第8条関係） （略）</p> | <p>2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則による改正後のそれぞれの規則の相当規定によりなされたものとみなす。</p> <p>附 則（令和元年12月27日教委規則第11号）</p> <p>この規則は、令和2年1月1日から施行する。</p> <p>様式第1号（第3条関係） （略）</p> <p>様式第2号（第4条関係） （略）</p> <p>様式第3号（第6条関係） （略）</p> <p>様式第4号（第7条関係） （略）</p> <p>様式第5号（第8条関係） （略）</p> |
|--|--|

| 定例教育委員会 資料 | |
|------------|--------------|
| 年月日 | 令和3年3月30日(火) |
| 担当課 | 生涯学習・スポーツ課 |

議案第15号

鳥取市テニスコートの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

1. 経緯

福部町テニスコートについて、使用期間を改正するものです。

2. 改正内容

(改正後)

(改正前)

| 使用期間 | 使用時間 |
|---|-----------------|
| 5月1日から8月31日まで(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。) | 午前8時30分から午後7時まで |
| 9月1日から12月28日まで(休日を除く) | 午前8時30分から午後5時まで |
| 1月4日から4月30日まで(休日を除く) | 午前8時30分から午後5時まで |

| 使用期間 | 使用時間 |
|---|-----------------|
| 1月4日から12月28日まで(月曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。) | 午前8時30分から午後5時まで |

3 施設情報

| 施設名 | 所在地 | 面積 | 競技施設 | 建築年度 |
|-----------|-----------|----------------------|------------------|------|
| 福部町テニスコート | 福部町細川1342 | 2,547 m ² | テニスコート(クレーコート)2面 | S58 |

4. 施設の位置及び現況写真



鳥取市テニスコートの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の目的

鳥取市福部町テニスコートの使用時間の改正ため、関係規則の一部を改正することを目的とします。

2 改正の内容

- (1) 使用時間を「5月1日から8月31日まで」は「午前8時30分から午後7時まで」、「9月1日から12月28日まで（休日を除く）まで」及び「1月4日から4月30日まで（休日を除く）まで」は「午前8時30分から午後5時まで」に変更します。
- (2) その他所要の整理を行います。

3 施行期日

この規則は、令和3年4月1日から施行することとします。

議案第15号

鳥取市テニスコートの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

鳥取市テニスコートの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

令和3年3月30日提出

鳥取市教育委員会
教育長 尾 室 高 志

鳥取市テニスコートの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取市テニスコートの設置及び管理に関する条例施行規則（昭和55年鳥取市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号を次のように改める。

(3) 鳥取市福部町テニスコート

| 使用期間 | 使用時間 | 備考 |
|---|-----------------|-------------------------|
| 5月1日から8月31日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。） | 午前8時30分から午後7時まで | 準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。 |
| 9月1日から12月28日まで（休日を除く。） | 午前8時30分から午後5時まで | 準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。 |
| 1月4日から4月30日まで（休日を除く。） | | |

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

鳥取市福部町テニスコートの使用時間を変更するためである。

鳥取市テニスコートの設置及び管理に関する条例施行規則（昭和55年教育委員会規則第6号）新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>○鳥取市テニスコートの設置及び管理に関する条例施行規則</p> <p>昭和55年4月1日 鳥取市教育委員会規則第6号</p> <p>改正 昭和57年8月31日教委規則第10号</p> <p>(題名改正)</p> <p>平成4年3月30日教委規則第7号 平成5年3月30日教委規則第3号 平成12年3月24日教委規則第18号 平成13年9月28日教委規則第4号 平成16年10月29日教委規則第45号 平成18年3月31日教委規則第4号 平成25年3月29日教委規則第10号 平成27年6月30日教委規則第10号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、鳥取市テニスコートの設置及び管理に関する条例（昭和55年鳥取市条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(本条…一部改正〔昭和57年教委規則10号〕)</p> | <p>○鳥取市テニスコートの設置及び管理に関する条例施行規則</p> <p>昭和55年4月1日 鳥取市教育委員会規則第6号</p> <p>改正 昭和57年8月31日教委規則第10号</p> <p>(題名改正)</p> <p>平成4年3月30日教委規則第7号 平成5年3月30日教委規則第3号 平成12年3月24日教委規則第18号 平成13年9月28日教委規則第4号 平成16年10月29日教委規則第45号 平成18年3月31日教委規則第4号 平成25年3月29日教委規則第10号 平成27年6月30日教委規則第10号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、鳥取市テニスコートの設置及び管理に関する条例（昭和55年鳥取市条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(本条…一部改正〔昭和57年教委規則10号〕)</p> |

(使用期間及び使用時間)

第2条 鳥取市テニス場（以下「テニス場」という。）の使用期間及び使用時間は、次のとおりとする。ただし、鳥取市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めるとき又は指定管理者が必要と認められた場合で、あらかじめ教育委員会の承認を受けたときは、これを変更することができる。

(1) 鳥取市千代テニス場

| 使用期間 | 使用時間 | 備考 |
|----------------|--------------|-------------------------|
| 5月1日から8月31日まで | 午前9時から午後7時まで | 準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。 |
| 9月1日から12月28日まで | 午前9時から午後5時まで | |
| 1月4日から4月30日まで | | |

(2) 鳥取市城北テニス場

| 使用期間 | 使用時間 | | 備考 |
|--------------------------|--------------|--------------|-------------------------|
| | 昼間使用 | 夜間使用 | |
| 5月1日から8月31日まで | 午前9時から午後7時まで | 午後7時から午後9時まで | 準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。 |
| 1月4日から4月30日まで及び9月1日から12月 | 午前9時から午後5時まで | 午後5時から午後9時まで | |

(使用期間及び使用時間)

第2条 鳥取市テニス場（以下「テニス場」という。）の使用期間及び使用時間は、次のとおりとする。ただし、鳥取市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めるとき又は指定管理者が必要と認められた場合で、あらかじめ教育委員会の承認を受けたときは、これを変更することができる。

(1) 鳥取市千代テニス場

| 使用期間 | 使用時間 | 備考 |
|----------------|--------------|-------------------------|
| 5月1日から8月31日まで | 午前9時から午後7時まで | 準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。 |
| 9月1日から12月28日まで | 午前9時から午後5時まで | |
| 1月4日から4月30日まで | | |

(2) 鳥取市城北テニス場

| 使用期間 | 使用時間 | | 備考 |
|--------------------------|--------------|--------------|-------------------------|
| | 昼間使用 | 夜間使用 | |
| 5月1日から8月31日まで | 午前9時から午後7時まで | 午後7時から午後9時まで | 準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。 |
| 1月4日から4月30日まで及び9月1日から12月 | 午前9時から午後5時まで | 午後5時から午後9時まで | |

| 28日まで | | | |
|---|-----------------|-------------------------|--|
| (3) 鳥取市福部町テニスコート | | | |
| 使用期間 | 使用時間 | 備考 | |
| 5月1日から8月31日まで（国民の祝日（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。） | 午前8時30分から午後7時まで | 準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。 | |
| 9月1日から12月31日まで（休日を除く） | 午前8時30分から午後5時まで | 準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。 | |
| 1月4日から4月30日まで（休日を除く） | | | |
| (4) 鳥取市気高町龍見台テニスコート | | | |
| 使用期間 | 使用時間 | 備考 | |
| 1月4日から12月28日まで（月曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。） | 午前8時30分から午後5時まで | 準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。 | |
| (3) 鳥取市福部町テニスコート | | | |
| 使用期間 | 使用時間 | 備考 | |
| 1月4日から12月28日まで（月曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。） | 午前8時30分から午後5時まで | 準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。 | |
| (4) 鳥取市気高町龍見台テニスコート | | | |
| 使用期間 | 使用時間 | 備考 | |
| 1月4日から12月28日まで（月曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。） | 午前8時30分から午後5時まで | 準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。 | |

| | | |
|--|--------------------|-------------------------|
| 1月4日から12月28日まで | 午前8時30分から午後7時30分まで | 準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。 |
| (5) 鳥取市青谷町グラウンドテニスコート | | |
| 使用期間 | 使用時間 | 備考 |
| 1月4日から12月28日まで | 午前9時から午後10時まで | 準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。 |
| <p>(本条…全部改正〔昭和57年教委規則10号〕、一部改正〔平成16年教委規則45号〕、見出・本条…一部改正〔平成18年教委規則4号〕、本条…一部改正〔平成25年教委規則10号・27年10号〕)</p> <p>(使用の許可手続)</p> <p>第3条 条例第3条の規定によりテニスコートの使用の許可を受けようとする者は、あらかじめ使用許可申込書(様式第1号)を教育委員会(指定管理者に管理を行わせる施設にあっては、当該指定管理者。この条、第7条及び第9条において同じ。)に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申込みは、その申込みに係る使用月の前月の1日からとする。ただし、教育委員会において特に必要と認められた場合は、この限りでない。</p> <p>(2項…一部改正〔平成4年教委規則7号〕、1・2項…一部改正〔平成18年教委規則4号〕)</p> <p>第4条 教育委員会は、前条の申込みについて使用を許可したときは、使用許可書(様式第1号)を交付するものとする。</p> | | |
| 1月4日から12月28日まで | 午前8時30分から午後7時30分まで | 準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。 |
| (5) 鳥取市青谷町グラウンドテニスコート | | |
| 使用期間 | 使用時間 | 備考 |
| 1月4日から12月28日まで | 午前9時から午後10時まで | 準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。 |
| <p>(本条…全部改正〔昭和57年教委規則10号〕、一部改正〔平成16年教委規則45号〕、見出・本条…一部改正〔平成18年教委規則4号〕、本条…一部改正〔平成25年教委規則10号・27年10号〕)</p> <p>(使用の許可手続)</p> <p>第3条 条例第3条の規定によりテニスコートの使用の許可を受けようとする者は、あらかじめ使用許可申込書(様式第1号)を教育委員会(指定管理者に管理を行わせる施設にあっては、当該指定管理者。この条、第7条及び第9条において同じ。)に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申込みは、その申込みに係る使用月の前月の1日からとする。ただし、教育委員会において特に必要と認められた場合は、この限りでない。</p> <p>(2項…一部改正〔平成4年教委規則7号〕、1・2項…一部改正〔平成18年教委規則4号〕)</p> <p>第4条 教育委員会は、前条の申込みについて使用を許可したときは、使用許可書(様式第1号)を交付するものとする。</p> | | |

| | |
|--|--|
| <p>2 前項の許可は、使用の申込順とする。ただし、教育委員会において必要と認めた場合は、その順位を変更することができる。</p> | <p>2 前項の許可は、使用の申込順とする。ただし、教育委員会において必要と認めた場合は、その順位を変更することができる。</p> |
| <p>(1・2項…一部改正〔平成18年教委規則4号〕)</p> | <p>(1・2項…一部改正〔平成18年教委規則4号〕)</p> |
| <p>第4条の2 前2条の規定にかかわらず、鳥取市とっとり施設予約サービスによる公共施設の利用に関する規則(平成25年鳥取市規則第5号)第2条に規定するとっとり施設予約サービスを利用して使用の許可の手続きを行う場合においては、同規則に定めるところによるものとする。</p> | <p>第4条の2 前2条の規定にかかわらず、鳥取市とっとり施設予約サービスによる公共施設の利用に関する規則(平成25年鳥取市規則第5号)第2条に規定するとっとり施設予約サービスを利用して使用の許可の手続きを行う場合においては、同規則に定めるところによるものとする。</p> |
| <p>(本条…追加〔平成25年教委規則10号〕)</p> | <p>(本条…追加〔平成25年教委規則10号〕)</p> |
| <p>(使用料の減免)</p> | <p>(使用料の減免)</p> |
| <p>第5条 条例第6条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、使用許可申込書の提出と同時に、使用料減免申込書(様式第2号)を教育委員会に提出しなければならない。</p> | <p>第5条 条例第6条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、使用許可申込書の提出と同時に、使用料減免申込書(様式第2号)を教育委員会に提出しなければならない。</p> |
| <p>(本条…一部改正〔平成18年教委規則4号〕)</p> | <p>(本条…一部改正〔平成18年教委規則4号〕)</p> |
| <p>(使用料の返還)</p> | <p>(使用料の返還)</p> |
| <p>第6条 条例第8条の規定により使用料の返還を受けようとする者は、使用料返還請求書(様式第3号)を教育委員会に提出しなければならない。</p> | <p>第6条 条例第8条の規定により使用料の返還を受けようとする者は、使用料返還請求書(様式第3号)を教育委員会に提出しなければならない。</p> |
| <p>(本条…一部改正〔平成18年教委規則4号〕)</p> | <p>(本条…一部改正〔平成18年教委規則4号〕)</p> |
| <p>(施設、設備、器具等のき損又は滅失の届出)</p> | <p>(施設、設備、器具等のき損又は滅失の届出)</p> |
| <p>第7条 テニスコートの施設、設備、器具等をき損し、又は滅失した者は、</p> | <p>第7条 テニスコートの施設、設備、器具等をき損し、又は滅失した者は、</p> |

| | |
|--|--|
| <p>直ちにその理由を付して、き損（滅失）届（様式第4号）により教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>（本条…全部改正〔平成18年教委規則4号〕）</p> <p>（指定管理者に管理を行わせる施設の申込書等の様式）</p> <p>第8条 第3条第1項、第4条第1項及び前条に規定する申込書等の様式は、指定管理者に管理を行わせる施設にあつては、当該指定管理者が別に定める。</p> <p>（本条…全部改正〔平成18年教委規則4号〕）</p> <p>（委任）</p> <p>第9条 この規則で定めるもののほか、テニスコートの管理に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p> <p>（本条…全部改正〔平成18年教委規則4号〕）</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（昭和57年8月31日教委規則第10号）</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成4年3月30日教委規則第7号）</p> <p>この規則は、平成4年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成5年3月30日教委規則第3号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。</p> | <p>直ちにその理由を付して、き損（滅失）届（様式第4号）により教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>（本条…全部改正〔平成18年教委規則4号〕）</p> <p>（指定管理者に管理を行わせる施設の申込書等の様式）</p> <p>第8条 第3条第1項、第4条第1項及び前条に規定する申込書等の様式は、指定管理者に管理を行わせる施設にあつては、当該指定管理者が別に定める。</p> <p>（本条…全部改正〔平成18年教委規則4号〕）</p> <p>（委任）</p> <p>第9条 この規則で定めるもののほか、テニスコートの管理に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p> <p>（本条…全部改正〔平成18年教委規則4号〕）</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（昭和57年8月31日教委規則第10号）</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成4年3月30日教委規則第7号）</p> <p>この規則は、平成4年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成5年3月30日教委規則第3号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。</p> |
|--|--|

| (経過措置) | (経過措置) |
|--|--|
| <p>2 この規則の施行の際現に改正前の教育委員会規則の規定により作成され、使用されている用紙については、当分の間、使用することのできるものとする。</p> | <p>2 この規則の施行の際現に改正前の教育委員会規則の規定により作成され、使用されている用紙については、当分の間、使用することのできるものとする。</p> |
| <p>附 則 (平成12年3月24日教委規則第18号)</p> | <p>附 則 (平成12年3月24日教委規則第18号)</p> |
| <p>この規則は、平成12年4月1日から施行する。</p> | <p>この規則は、平成12年4月1日から施行する。</p> |
| <p>附 則 (平成13年9月28日教委規則第4号)</p> | <p>附 則 (平成13年9月28日教委規則第4号)</p> |
| <p>この規則は、平成13年10月1日から施行する。</p> | <p>この規則は、平成13年10月1日から施行する。</p> |
| <p>附 則 (平成16年10月29日教委規則第45号)</p> | <p>附 則 (平成16年10月29日教委規則第45号)</p> |
| <p>この規則は、平成16年11月1日から施行する。</p> | <p>この規則は、平成16年11月1日から施行する。</p> |
| <p>附 則 (平成18年3月31日教委規則第4号)</p> | <p>附 則 (平成18年3月31日教委規則第4号)</p> |
| <p>この規則は、平成18年4月1日から施行する。</p> | <p>この規則は、平成18年4月1日から施行する。</p> |
| <p>附 則 (平成25年3月29日教委規則第10号)</p> | <p>附 則 (平成25年3月29日教委規則第10号)</p> |
| <p>この規則は、平成25年4月1日から施行する。</p> | <p>この規則は、平成25年4月1日から施行する。</p> |
| <p>附 則 (平成27年6月30日教委規則第10号)</p> | <p>附 則 (平成27年6月30日教委規則第10号)</p> |
| <p>この規則は、平成27年7月1日から施行する。</p> | <p>この規則は、平成27年7月1日から施行する。</p> |
| <p>様式第1号 (第3条、第4条関係)</p> | <p>様式第1号 (第3条、第4条関係)</p> |
| <p>(略)</p> | <p>(略)</p> |
| <p>様式第2号 (第5条関係)</p> | <p>様式第2号 (第5条関係)</p> |
| <p>(略)</p> | <p>(略)</p> |
| <p>様式第3号 (第6条関係)</p> | <p>様式第3号 (第6条関係)</p> |

| | |
|----------------------------|----------------------------|
| (略) 様式第4号(第7条関係) (略) | (略) 様式第4号(第7条関係) (略) |
|----------------------------|----------------------------|

| | |
|--------------|-----------|
| 3月定例教育委員会 資料 | |
| 年月日 | 令和3年3月30日 |
| 担当課 | 文化財課 |

議案第16号

鳥取市文化財保護条例施行規則の一部改正について

鳥取市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の目的

申請書等における押印廃止に伴い、鳥取市文化財保護条例施行規則の様式の一部を改正することを目的とします。

2 改正の内容

- (1) 鳥取市文化財指定申請書、鳥取市指定文化財指定書再交付申請書、鳥取市文化財所在場所変更届、鳥取市文化財現状変更許可申請書、鳥取市文化財修理届、鳥取市指定文化財現状変更（修理）完了届の様式について、所有者等が押印をする欄を削ることとします。（様式第1号、第4号、第7号、第9号、第11号、第12号関係）
- (2) 鳥取市文化財現状変更許可書の様式について、教育長が押印をする欄を削ることとします。（様式第10号関係）
- (3) その他所要の整理をすることとします。

3 施行期日

この規則は、令和3年4月1日から施行することとします。

議案第16号

鳥取市文化財保護条例施行規則の一部改正について

鳥取市文化財保護条例施行規則の一部を次のように改正する。

令和3年3月30日提出

鳥取市教育委員会

教育長 尾 室 高 志

鳥取市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取市文化財保護条例施行規則（昭和48年教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊦」を削る。

様式第4号中「㊦」を削る。

様式第7号中「㊦」を削る。

様式第9号中「㊦」を削る。

様式第10号中「㊦」を削る。

様式第11号中「㊦」を削り、「殿」を「様」に改める。

様式第12号中「㊦」を削り、「殿」を「様」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

行政手続きの簡素化及び市民の利便性の向上を図るため、申請書等への押印を廃止し、その他様式の所要の整理を行うもの。

鳥取市文化財保護条例施行規則（昭和48年教育委員会規則第7号）新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>○鳥取市文化財保護条例施行規則</p> <p>昭和48年6月15日 鳥取市教育委員会規則第7号</p> <p>改正 平成元年 2月21日教委規則第1号 平成12年 3月24日教委規則第11号 令和3年 月 日教委規則第 号</p> <p>様式第1号中「㊤」を削る</p> <p>様式第4号中「㊤」を削る</p> <p>様式第7号中「㊤」を削る</p> <p>様式第9号中「㊤」を削る</p> <p>様式第10号中「㊤」を削る。</p> <p>様式第11号中「㊤」を削り、「殿」を「様」に改める。</p> | <p>○鳥取市文化財保護条例施行規則</p> <p>昭和48年6月15日 鳥取市教育委員会規則第7号</p> <p>改正 平成元年 2月21日教委規則第1号 平成12年 3月24日教委規則第11号</p> <p>様式第1号（第8条関係） （略）</p> <p>様式第4号（第11条関係） （略）</p> <p>様式第7号（第13条関係） （略）</p> <p>様式第9号（第14条関係） （略）</p> <p>様式第10号（第14条関係） （略）</p> <p>様式第11号（第15条関係）</p> |

| | |
|-----------------------------------|---------------------------------------|
| <p>様式第12号中「㊦」を削り、「殿」を「様」に改める。</p> | <p>(略) 様式第12号(第16条関係) (略)</p> |
|-----------------------------------|---------------------------------------|

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>様式第1号(第8条関係)</p> <p>鳥取市文化財指定申請書</p> <p>鳥取市教育委員会 様</p> <p>所有者(管理者)住所 氏名(名称)</p> <p>年 月 日</p> <p>下記のとおり鳥取市文化財の指定を受けたいので申請します。</p> <p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 文化財の種類 2 文化財の名称及び員数 3 所在地 4 所有者の氏名、名称、住所、電話 5 管理者の氏名、名称、住所、電話 6 文化財の現状 7 由来、徴証、伝説、伝来、作者等 8 その他参考となる事項 9 添付書類(図面、写真、資料) | <p>様式第1号(第8条関係)</p> <p>鳥取市文化財指定申請書</p> <p>鳥取市教育委員会 様</p> <p>所有者(管理者)住所 氏名(名称) 印</p> <p>年 月 日</p> <p>下記のとおり鳥取市文化財の指定を受けたいので申請します。</p> <p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 文化財の種類 2 文化財の名称及び員数 3 所在地 4 所有者の氏名、名称、住所、電話 5 管理者の氏名、名称、住所、電話 6 文化財の現状 7 由来、徴証、伝説、伝来、作者等 8 その他参考となる事項 9 添付書類(図面、写真、資料) |

鳥取市指定文化財指定書再交付申請書

鳥取市教育委員会 様

申請者 住 所
氏 名

年 月 日

下記のとおり鳥取市文化財指定書を滅失(き損、亡失、盗難)したので、再交付を申請します。

記

- 1 文化財の名称、数量
- 2 指定書の記号番号及び指定年月日
- 3 所有者氏名称住所
- 4 滅失(き損、亡失、盗難)発見年月日、理由
- 5 その他参考となる事項
- 6 添付書類(盗難の場合には警察署盗難届証明)

鳥取市指定文化財指定書再交付申請書

鳥取市教育委員会 様

申請者 住 所
氏 名 印

年 月 日

下記のとおり鳥取市文化財指定書を滅失(き損、亡失、盗難)したので、再交付を申請します。

記

- 1 文化財の名称、数量
- 2 指定書の記号番号及び指定年月日
- 3 所有者氏名称住所
- 4 滅失(き損、亡失、盗難)発見年月日、理由
- 5 その他参考となる事項
- 6 添付書類(盗難の場合には警察署盗難届証明)

鳥取市文化財所在場所変更届

鳥取市教育委員会 様

所有者(管理者)住 所
氏名(名称)

年 月 日

下記のとおり所在場所を変更したいので、届けます。

記

- 1 文化財の名称及び員数
- 2 指定書の記号番号及び指定年月日
- 3 所有者(管理者)の氏名(名称)及び住所
- 4 旧所在場所
- 5 新所在場所
- 6 変更の年月日
- 7 変更の理由
- 8 変更前の所在場所に復することが明らかなる場合にはその時期
- 9 その他参考となる事項

鳥取市文化財所在場所変更届

鳥取市教育委員会 様

所有者(管理者)住 所
氏名(名称)

年 月 日

下記のとおり所在場所を変更したいので、届けます。

記

- 1 文化財の名称及び員数
- 2 指定書の記号番号及び指定年月日
- 3 所有者(管理者)の氏名(名称)及び住所
- 4 旧所在場所
- 5 新所在場所
- 6 変更の年月日
- 7 変更の理由
- 8 変更前の所在場所に復することが明らかなる場合にはその時期
- 9 その他参考となる事項

| | |
|--|--|
| <p>様式第9号(第14条関係)</p> <p>鳥取市文化財現状変更許可申請書</p> <p>鳥取市教育委員会 様</p> <p>所有者(管理者)住所 氏名(名称) 印</p> <p>年 月 日</p> <p>鳥取市文化財現状変更許可申請書</p> <p>鳥取市教育委員会 様</p> <p>所有者(管理者)住所 氏名(名称)</p> <p>年 月 日</p> <p>下記のとおり、現状変更の許可を申請します。</p> <p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> 文化財の名称及び員数 指定書の記号番号及び指定年月日 文化財の所在地 所有者(管理者)の氏名(名称)及び住所 変更の理由 変更の内容と実施の方法 施行の予定期間 施行予定者の氏名(名称)住所及び略歴 変更に必要な経費 その他参考となる事項 <p>(注)</p> <ol style="list-style-type: none"> 施行仕様書、設計書及び見積書を添付すること。 変更しようとする部分(地域)の「キャビネ」型以上の写真(変更箇所を表示すること)を添付すること。 史跡、名勝、天然記念物の場合には、変更しようとする地域及び地ぼうを表した実測図(地番を記した変更箇所を表示すること)を添付すること。 所有者が申請する場合には、第4号の事項については記載の必要はないこと。 | <p>様式第9号(第14条関係)</p> <p>鳥取市文化財現状変更許可申請書</p> <p>鳥取市教育委員会 様</p> <p>所有者(管理者)住所 氏名(名称)</p> <p>年 月 日</p> <p>鳥取市文化財現状変更許可申請書</p> <p>鳥取市教育委員会 様</p> <p>所有者(管理者)住所 氏名(名称)</p> <p>年 月 日</p> <p>下記のとおり、現状変更の許可を申請します。</p> <p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> 文化財の名称及び員数 指定書の記号番号及び指定年月日 文化財の所在地 所有者(管理者)の氏名(名称)及び住所 変更の理由 変更の内容と実施の方法 施行の予定期間 施行予定者の氏名(名称)住所及び略歴 変更に必要な経費 その他参考となる事項 <p>(注)</p> <ol style="list-style-type: none"> 施行仕様書、設計書及び見積書を添付すること。 変更しようとする部分(地域)の「キャビネ」型以上の写真(変更箇所を表示すること)を添付すること。 史跡、名勝、天然記念物の場合には、変更しようとする地域及び地ぼうを表した実測図(地番を記した変更箇所を表示すること)を添付すること。 所有者が申請する場合には、第4号の事項については記載の必要はないこと。 |
|--|--|

様式第10号(第14条関係)

受 第 号

鳥取市文化財現状変更許可書

申請者 様

年 月 日付けで申請のあった の現状変更()を鳥取市文化財保護条例(昭和48年鳥取市条例第2号)の規定により許可します。ただし、実施に当たっては、鳥取市教育委員会の指示に従ってください。

年 月 日

鳥取市教育委員会
教育長

様式第10号(第14条関係)


受 第 号

鳥取市文化財現状変更許可書

申請者 様

年 月 日付けで申請のあった の現状変更()を鳥取市文化財保護条例(昭和48年鳥取市条例第2号)の規定により許可します。ただし、実施に当たっては、鳥取市教育委員会の指示に従ってください。

年 月 日

鳥取市教育委員会
教育長 

| | |
|--|--|
| <p>様式第11号(第15条関係)</p> <p style="text-align: center;">鳥 取 市 文 化 財 修 理 届</p> <p>鳥取市教育委員会 様</p> <p style="text-align: right;">所有者(管理者)住 所 氏名(名称)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>下記のとおり修理をしたいので、届けます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 文化財の名称及び員数 2 指定書の記号及び番号 3 文化財の所在地 4 所有者(管理者)の氏名(名称)及び住所 5 修理を要する理由 6 修理の内容と実施の方法 7 施行の予定期間 8 施行予定者の氏名(名称)住所及び略歴 9 修理に要する経費 10 その他参考となる事項 <p>(注)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施行仕様書設計書及び見積書を添付すること。 2 修理しようとする部分(地域)の「キャビネ」型以上の写真(修理箇所を表示すること)を添付すること。 3 史跡、名勝の場合には、修理しようとする地域及び地ぼうを表した、実測図(地番を記した修理箇所を表示すること)を添付すること。 4 所有者が修理する場合には、第4号の事項については記載の必要はないこと。 | <p>様式第11号(第15条関係)</p> <p style="text-align: center;">鳥 取 市 文 化 財 修 理 届</p> <p>鳥取市教育委員会 様</p> <p style="text-align: right;">所有者(管理者)住 所 氏名(名称)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>下記のとおり修理をしたいので、届けます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 文化財の名称及び員数 2 指定書の記号及び番号 3 文化財の所在地 4 所有者(管理者)の氏名(名称)及び住所 5 修理を要する理由 6 修理の内容と実施の方法 7 施行の予定期間 8 施行予定者の氏名(名称)住所及び略歴 9 修理に要する経費 10 その他参考となる事項 <p>(注)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施行仕様書設計書及び見積書を添付すること。 2 修理しようとする部分(地域)の「キャビネ」型以上の写真(修理箇所を表示すること)を添付すること。 3 史跡、名勝の場合には、修理しようとする地域及び地ぼうを表した、実測図(地番を記した修理箇所を表示すること)を添付すること。 4 所有者が修理する場合には、第4号の事項については記載の必要はないこと。 |
|--|--|

様式第12号(第16条関係)

鳥取市指定文化財現状変更(修理)完了届

鳥取市教育委員会

様

所有者(管理者)住所
氏名(名称)

年 月 日

下記のとおり現状変更(修理)が完了したので、届けます。

記

- 1 文化財の名称及び員数
- 2 指定書の記号番号
- 3 文化財の所在地
- 4 所有者(管理者)の氏名(名称)及び住所
- 5 現状変更(修理)着手年月日
- 6 現状変更(修理)完了年月日
- 7 現状変更(修理)の経過
- 8 施行者氏名(名称)住所
- 9 変更修理に要した経費
- 10 添付書類(写真・図面等)

様式第12号(第16条関係)

鳥取市指定文化財現状変更(修理)完了届

鳥取市教育委員会

様

所有者(管理者)住所
氏名(名称)

年 月 日

下記のとおり現状変更(修理)が完了したので、届けます。

記

- 1 文化財の名称及び員数
- 2 指定書の記号番号
- 3 文化財の所在地
- 4 所有者(管理者)の氏名(名称)及び住所
- 5 現状変更(修理)着手年月日
- 6 現状変更(修理)完了年月日
- 7 現状変更(修理)の経過
- 8 施行者氏名(名称)住所
- 9 変更修理に要した経費
- 10 添付書類(写真・図面等)

議案第17号

| | |
|-------------|-----------|
| 3月定例教育委員会資料 | |
| 年月日 | 令和3年3月30日 |
| 担当課 | 文化財課 |

鳥取市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正
について

1. 経緯

鳥取市歴史民俗資料館のうち、用瀬郷土歴史館の入館者対応は隣接する用瀬図書館に依頼しています。令和3年4月の用瀬図書館移転により、入館者対応を教育委員会事務局用瀬町分室が行うことになることから、休館日及び開館時間を変更するものです。併せて、河原歴史民俗資料館及び佐治歴史民俗資料館についても休館日の変更を行います。

また、観覧料を廃止することに伴い関係条項を整理するとともに、資料撮影許可申請書及びき損(滅失)届の様式に求めている押印を廃止することとします。

2. 用瀬郷土歴史館曜日別利用状況

| 年度 | 日曜日 | 月曜日 | 火曜日 | 水曜日 | 木曜日 | 金曜日 | 土曜日 | 合計 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| H28 | 3 | 4 | 0 | 1 | 1 | 2 | 0 | 11 |
| H29 | 1 | 7 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 10 |
| H30 | 1 | 0 | 0 | 4 | 24 | 1 | 0 | 30 |
| R1 | 1 | 1 | 0 | 28 | 2 | 0 | 3 | 35 |

3. 旧用瀬図書館

移転により図書館としての用途が廃止される旧用瀬図書館の建物については、用瀬郷土歴史館と一体として文化財課が管理し、文化財関連資料の倉庫として利用します。

鳥取市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の目的

鳥取市歴史民俗資料館の休館日及び開館時間の変更、観覧料の廃止及び申請書等への押印廃止のため、規則の一部を改正することを目的とします。

2 改正の内容

- (1) 鳥取市歴史民俗資料館の休館日及び開館時間を変更します。(第2条関係)
- (2) 鳥取市歴史民俗資料館観覧料に関する条項を削ります。(第3条、第4条関係)
- (3) 様式第3号、第4号、第5号中「㊟」を削ります。
- (4) その他所要の整理をすることとします。

3 施行期日

この規則は、令和3年4月1日から施行することとします。

議案第17号

鳥取市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正
について

鳥取市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

令和3年3月30日提出

鳥取市教育委員会
教育長 尾 室 高 志

鳥取市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成16年教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条の表鳥取市河原歴史民俗資料館の項中「月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）である場合は、その直後の休日でない日）」を「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日」に改め、鳥取市用瀬郷土歴史館の項休館日の欄及び開館時間の欄を次のように改める。

| | |
|-----------------------------------|--------------|
| 鳥取市の休日を定める条例（平成元年鳥取市条例第2号）に規定する休日 | 午前9時から午後5時まで |
|-----------------------------------|--------------|

鳥取市佐治歴史民俗資料館の項休館日の欄を次のように改める。

鳥取市の休日を定める条例（平成元年鳥取市条例
第2号）に規定する休日

第3条及び第4条を削る。

第5条第1項中「第6条第1項第4号」を「第4条第1項第4号」に、「様式第3号」を「様式第1号」に改め、同条第2項中「様式第4号」を「様式第2号」に改め、同条を第3条とする。

第6条中「様式第5号」を「様式第3号」に改め、同条を第4条とし、第7条を第5条とする。

様式第1号及び様式第2号を削る。

様式第3号中「㊟」を削り、同様式を様式第1号とする。

様式第4号中「㊟」を削り、同様式を様式第2号とする。

様式第5号中「㊟」を削り、「第7条」を「第5条」に改め、同様式を様式第3号とする。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

鳥取市歴史民俗資料館の休館日及び開館時間を変更すること並びに観覧料を廃止することにより所要の改正を行うもの。

鳥取市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成16年教育委員会規則第8号）新旧対照表

| 改正後 | | 改正前 | |
|---|---|--|--|
| <p>○鳥取市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例施行規則</p> <p>平成16年10月29日 鳥取市教育委員会規則第8号 改正 令和3年 月 日 規則第 号</p> <p>第1条（略） （休館日及び開館時間）</p> <p>第2条 鳥取市歴史民俗資料館（以下「資料館」という。）の休館日及び開館時間は、次のとおりとする。ただし、鳥取市教育委員会が（以下「教育委員会」という。）が必要と認めたとときは、これを変更することができる。</p> | | <p>○鳥取市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例施行規則</p> <p>平成16年10月29日 鳥取市教育委員会規則第8号</p> <p>（目的）</p> <p>第1条（略） （休館日及び開館時間）</p> <p>第2条 鳥取市歴史民俗資料館（以下「資料館」という。）の休館日及び開館時間は、次のとおりとする。ただし、鳥取市教育委員会が（以下「教育委員会」という。）が必要と認めたとときは、これを変更することができる。</p> | |
| 施設の名称 | 鳥取市河原歴史民俗資料館 | 施設の名称 | 鳥取市河原歴史民俗資料館 |
| 休館日 | <u>ア 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</u> | 休館日 | <u>ア 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）である場合は、その直後</u> |
| 開館時間 | 午前9時から午後5時まで | 開館時間 | 午前9時から午後5時まで |

| | | | | | |
|--------------|---|--------------|--------------|---|---------------|
| 鳥取市用瀬郷土歴史館 | イ 12月29日から翌年の1月3日までの日（アに掲げる日を除く。） <u>鳥取市の休日を定める条例（平成元年鳥取市条例第2号）に規定する休日</u> | 午前9時から午後5時まで | 鳥取市用瀬郷土歴史館 | イ 12月29日から翌年の1月3日までの日（アに掲げる日を除く。） <u>ア 休日（5月3日から同月5日までの日を除く。）の翌日</u> <u>イ 火曜日（その日がアに掲げる日又は5月8日である場合は、その翌日）</u> <u>ウ 5月6日から同月8日までの日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（ア及びイに掲げる日を除く。）</u> | 午前10時から午後6時まで |
| 鳥取市佐治歴史民俗資料館 | <u>鳥取市の休日を定める条例（平成元年鳥取市条例第2号）に規定する休日</u> | 午前9時から午後5時まで | 鳥取市佐治歴史民俗資料館 | <u>ア 月曜日（その日が休日である場合は、その直後の休日でない日）</u> <u>イ 12月29日から翌</u> | 午前9時から午後5時まで |

| | |
|--|---|
| | <p>年の1月3日までの 日（アに掲げる日を 除く。）</p> |
| <p><u>（入館券の交付）</u></p> <p><u>第3条</u> 教育委員会は、<u>条例第3条の規定により資料館に入館しようとする者に対し、入館券（様式第1号）を交付する。</u></p> <p><u>（観覧料の減免）</u></p> <p><u>第4条</u> <u>条例第5条の規定により観覧料の減免を受けようとする者は、あらかじめ歴史民俗資料館観覧料減免申請書（様式第2号）を教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>（資料の撮影等の許可等）</p> <p><u>第5条</u> <u>条例第6条第1項第4号の規定により、資料館の資料の模写又は撮影の許可を受けようとする者は、歴史民俗資料館資料模写等許可申請書（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>2 教育委員会は、前項の許可をしたときは、<u>歴史民俗資料館資料模写等許可書（様式第4号）を交付するものとする。</u></p> <p>（施設、設備、資料等のき損又は滅失の届出）</p> <p><u>第6条</u> <u>資料館の施設、設備、資料等をき損し、又は滅失した者は、直ちにその理由を付して、き損（滅失）届（様式第5号）により教育委員会に届けなければならない。</u></p> <p>（委任）</p> <p><u>第7条</u> この規則で定めるもののほか、資料館の管理に必要な事項</p> | |

| | |
|---|--|
| <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>（資料の撮影等の許可等）</p> <p><u>第3条</u> <u>条例第4条第1項第4号の規定により、資料館の資料の模写又は撮影の許可を受けようとする者は、歴史民俗資料館資料模写等許可申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>2 教育委員会は、前項の許可をしたときは、<u>歴史民俗資料館資料模写等許可書（様式第2号）を交付するものとする。</u></p> <p>（施設、設備、資料等のき損又は滅失の届出）</p> <p><u>第4条</u> <u>資料館の施設、設備、資料等をき損し、又は滅失した者は、直ちにその理由を付して、き損（滅失）届（様式第3号）により教育委員会に届けなければならない。</u></p> <p>（委任）</p> <p><u>第5条</u> この規則で定めるもののほか、資料館の管理に必要な事項</p> | |
|---|--|

| | |
|--|--|
| <p>は、教育委員会が別に定める。</p> <p>附 則 略</p> <p>様式第 1 号 (第 3 条関係)</p> <p>様式第 2 号 (第 4 条関係)</p> <p><u>様式第 3 号 (第 5 条関係)</u></p> <p><u>様式第 4 号 (第 5 条関係)</u></p> <p><u>様式第 5 号 (第 6 条関係)</u></p> | <p>は、教育委員会が別に定める。</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則 (令和 3 年 月 日 教委規則第 号)</p> <p>この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p><u>様式第 1 号 (第 3 条関係)</u> 「㊦」を削る</p> <p><u>様式第 2 号 (第 3 条関係)</u> 「㊦」を削る</p> <p><u>様式第 3 号 (第 4 条関係)</u> 「㊦」を削る</p> |
|--|--|

改正後

(削る)

改正前

様式第1号(第3条関係)

(表面)

| | |
|----------------------------|--|
| <p>入館券控</p> <p>¥ _____</p> | <p>入館券(当日使用)</p> <p>年 月 日</p> <p>¥ _____</p> |
|----------------------------|--|

(裏面)

| | |
|-----------------------------------|--|
| <p>1 <u>この券が使えるのは、本日だけです。</u></p> | <p>2 <u>利用の心得や係員の指示を必ず守ってください。</u></p> |
|-----------------------------------|--|

(削る)

様式第2号(第4条関係)

年 月 日

歴史民俗資料館観覧料減免申請書

鳥取市教育委員会 様

申請者 住 所

氏 名

連絡先

鳥取市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例第5条の規定により、歴史民俗資料館の観覧料の減免を申請します。

| | |
|---------|----------|
| 使用する施設名 | |
| 入館年月日 | 年 月 日 |
| 入館時間 | 時 ~ 時 |
| 使用目的 | 行事の名称 |
| | 行事の内容 |
| 観覧料の額 | 円 ※減免決定額 |
| 減免理由 | |
| 備 考 | |

※印欄は、記入しないでください。

様式第 1 号(第 3 条関係)

年 月 日

歴史民俗資料館資料模写等許可申請書

鳥取市教育委員会 様

申請者 住 所

氏 名

連絡先

歴史民俗資料館の資料を模写(撮影)したいので、次のとおり申請します。

| | |
|-----------|------------------------------|
| 使用する施設名 | |
| 模写(撮影)の目的 | |
| 模写(撮影)の資料 | |
| 模写(撮影)の方法 | |
| 模写(撮影)の期間 | 年 月 日 時から 日間 年 月 日 時まで 時間 |
| 備考 | |

様式第 3 号(第 5 条関係)

年 月 日

歴史民俗資料館資料模写等許可申請書

鳥取市教育委員会 様

申請者 住 所

氏 名

連絡先

歴史民俗資料館の資料を模写(撮影)したいので、次のとおり申請します。

| | |
|-----------|------------------------------|
| 使用する施設名 | |
| 模写(撮影)の目的 | |
| 模写(撮影)の資料 | |
| 模写(撮影)の方法 | |
| 模写(撮影)の期間 | 年 月 日 時から 日間 年 月 日 時まで 時間 |
| 備考 | |

様式第2号(第3条関係)

年 月 日

歴史民俗資料館資料模写等許可書

様

鳥取市教育委員会

年 月 日付けで申請のあった歴史民俗資料館資料の模写(撮影)については、次のとおり許可します。

| | |
|-----------|------------------------|
| 使用する施設名 | |
| 模写(撮影)の目的 | |
| 模写(撮影)の資料 | |
| 模写(撮影)の方法 | |
| 模写(撮影)の期間 | 年 月 日 時から 年 月 日 時まで 日間 |
| 備考 | |

様式第4号(第5条関係)

年 月 日

歴史民俗資料館資料模写等許可書

様

鳥取市教育委員会 印

年 月 日付けで申請のあった歴史民俗資料館資料の模写(撮影)については、次のとおり許可します。

| | |
|-----------|------------------------|
| 使用する施設名 | |
| 模写(撮影)の目的 | |
| 模写(撮影)の資料 | |
| 模写(撮影)の方法 | |
| 模写(撮影)の期間 | 年 月 日 時から 年 月 日 時まで 日間 |
| 備考 | |

様式第3号(第4条関係)

年 月 日

き損(滅失)届

鳥取市教育委員会 様

届出者 住 所
氏 名
連絡先

次のおり、き損(滅失)したので届けます。この損害については、鳥取市歴史民俗資料館設置及び管理に関する条例第5条の規定により、指示された方法により賠償します。

| き損(滅失)したとき | き損(滅失)箇所(物件) | 数量 | き損(滅失)及び内容又は程度 |
|------------|--------------|----|----------------|
| 年 月 日 時 分 | | | |
| 年 月 日 時 分 | | | |
| 年 月 日 時 分 | | | |

様式第5号(第6条関係)

年 月 日

き損(滅失)届

鳥取市教育委員会 様

届出者 住 所
氏 名
連絡先

次のおり、き損(滅失)したので届けます。この損害については、鳥取市歴史民俗資料館設置及び管理に関する条例第7条の規定により、指示された方法により賠償します。

| き損(滅失)したとき | き損(滅失)箇所(物件) | 数量 | き損(滅失)及び内容又は程度 |
|------------|--------------|----|----------------|
| 年 月 日 時 分 | | | |
| 年 月 日 時 分 | | | |
| 年 月 日 時 分 | | | |

| | |
|---------------|-----------------|
| 令和3年3月定例教育委員会 | |
| 年月日 | 令和3年3月30日(火) |
| 担当課 | 学校教育課 教育センター |

議案第18号

鳥取市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令案要綱

1 改正の目的

教育機関である鳥取市教育センターを廃止し、新たに鳥取市総合教育センターを設置することに伴い、所要の整理を行うものです。

2 改正の内容

(1) 所要の整備を行います。(第7条関係)

3 施行時期等

この規則は、令和3年4月1日から施行することとします。

議案第18号

鳥取市教育委員会事務決裁規程の一部改正について

鳥取市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月30日提出

鳥取市教育委員会

教育長 尾 室 高 志

鳥取市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

鳥取市教育委員会事務決裁規程（昭和47年鳥取市教育委員会訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第7条第5項を削る。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

組織改編によるものである。

鳥取市教育委員会事務決裁規程（昭和47年教育委員会訓令第7号）新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>○鳥取市教育委員会事務決裁規程</p> <p>昭和47年6月10日 鳥取市教育委員会訓令第7号</p> <p>改正 昭和48年4月2日教委訓令第2号 昭和50年5月7日教委訓令第3号 昭和52年4月1日教委訓令第3号 昭和56年1月30日教委訓令第3号 昭和57年4月1日教委訓令第4号 昭和59年3月16日教委訓令第5号 昭和61年7月25日教委訓令第2号 昭和62年4月23日教委訓令第1号 平成元年4月11日教委訓令第2号 平成3年4月19日教委訓令第2号 平成5年3月30日教委訓令第1号 平成5年10月29日教委訓令第4号 平成9年3月28日教委訓令第1号 平成10年3月30日教委訓令第3号 平成10年7月1日教委訓令第6号</p> | <p>○鳥取市教育委員会事務決裁規程</p> <p>昭和47年6月10日 鳥取市教育委員会訓令第7号</p> <p>改正 昭和48年4月2日教委訓令第2号 昭和50年5月7日教委訓令第3号 昭和52年4月1日教委訓令第3号 昭和56年1月30日教委訓令第3号 昭和57年4月1日教委訓令第4号 昭和59年3月16日教委訓令第5号 昭和61年7月25日教委訓令第2号 昭和62年4月23日教委訓令第1号 平成元年4月11日教委訓令第2号 平成3年4月19日教委訓令第2号 平成5年3月30日教委訓令第1号 平成5年10月29日教委訓令第4号 平成9年3月28日教委訓令第1号 平成10年3月30日教委訓令第3号 平成10年7月1日教委訓令第6号</p> |

平成11年10月1日教委訓令第2号
平成12年3月24日教委訓令第1号
平成12年4月28日教委訓令第2号
平成12年9月30日教委訓令第3号
平成14年7月26日教委訓令第2号
平成14年8月23日教委訓令第3号
平成15年3月27日教委訓令第2号
平成15年5月22日教委訓令第6号
平成16年10月29日教委訓令第7号
平成17年3月29日教委訓令第1号
平成17年4月27日教委訓令第4号
平成18年8月31日教委訓令第6号
平成19年3月30日教委訓令第1号
平成19年6月29日教委訓令第2号
平成20年3月31日教委訓令第1号
平成22年4月30日教委訓令第3号
平成22年6月28日教委訓令第4号
平成23年9月1日教委訓令第1号
平成26年4月28日教委訓令第2号
平成27年6月1日教委訓令第3号

平成11年10月1日教委訓令第2号
平成12年3月24日教委訓令第1号
平成12年4月28日教委訓令第2号
平成12年9月30日教委訓令第3号
平成14年7月26日教委訓令第2号
平成14年8月23日教委訓令第3号
平成15年3月27日教委訓令第2号
平成15年5月22日教委訓令第6号
平成16年10月29日教委訓令第7号
平成17年3月29日教委訓令第1号
平成17年4月27日教委訓令第4号
平成18年8月31日教委訓令第6号
平成19年3月30日教委訓令第1号
平成19年6月29日教委訓令第2号
平成20年3月31日教委訓令第1号
平成22年4月30日教委訓令第3号
平成22年6月28日教委訓令第4号
平成23年9月1日教委訓令第1号
平成26年4月28日教委訓令第2号
平成27年6月1日教委訓令第3号

| | |
|---|---|
| <p>平成29年3月30日教委訓令第2号 平成29年11月30日教委訓令第3号 平成30年3月30日教委訓令第1号 令和2年3月31日教委訓令第2号</p> | <p>平成29年3月30日教委訓令第2号 平成29年11月30日教委訓令第3号 平成30年3月30日教委訓令第1号 令和2年3月31日教委訓令第2号</p> |
| <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、教育長の権限に属する事務の決裁について必要な事項を定め、もって事務処理の能率化及び責任の所在の明確化を図ることを目的とする。</p> | <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、教育長の権限に属する事務の決裁について必要な事項を定め、もって事務処理の能率化及び責任の所在の明確化を図ることを目的とする。</p> |
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> |
| <p>(1) 決裁 事務の処理について、最終的に意志を決定することをいう。</p> <p>(2) 専決 常時教育長に代わって決裁することをいう。</p> <p>(3) 専決権者 専決することができる者をいう。</p> <p>(4) 正当決裁権者 教育長又は専決権者をいう。</p> <p>(5) 代決 正当決裁権者が不在の場合に正当決裁権者に代わって決裁することをいう。</p> <p>(6) 代決権者 代決することができる者をいう。</p> <p>(7) 不在 出張、休暇その他の事由により決裁することができない状態をいう。</p> | <p>(1) 決裁 事務の処理について、最終的に意志を決定することをいう。</p> <p>(2) 専決 常時教育長に代わって決裁することをいう。</p> <p>(3) 専決権者 専決することができる者をいう。</p> <p>(4) 正当決裁権者 教育長又は専決権者をいう。</p> <p>(5) 代決 正当決裁権者が不在の場合に正当決裁権者に代わって決裁することをいう。</p> <p>(6) 代決権者 代決することができる者をいう。</p> <p>(7) 不在 出張、休暇その他の事由により決裁することができない状態をいう。</p> |

(類推による専決)

第3条 この規程に専決事項として定められていない事項であっても、事務の内容により専決することが適当であると類推できるものについては、この規程に準じて専決することができる。

(重要事項等の専決の留保)

第4条 この規程に定める専決事項であっても次の各号のいずれかに該当するときは、上司の決裁を受けて処理しなければならない。

- (1) 事業の内容が重要であると認められるとき。
- (2) 取扱上異例に属し、又は先例になると認められるとき。
- (3) 疑義があり、又は紛議を生じ、若しくは生ずるおそれがあるとき。

(4) 専決者において、上司が特に事業を了知しておく必要があると認めたととき。

(5) あらかじめその処理について特に指示を受けたもの。

(本条…一部改正〔平成10年教委訓令6号〕)

(専決事項に関する報告)

第5条 専決権者は、専決した事務のうち、特に上司において了知しておく必要があると認められるものについては、適宜その内容を整理して報告しなければならない。

(不在代決)

第6条 正当決裁権者が不在で、かつ、緊急やむを得ないときは、その

(類推による専決)

第3条 この規程に専決事項として定められていない事項であっても、事務の内容により専決することが適当であると類推できるものについては、この規程に準じて専決することができる。

(重要事項等の専決の留保)

第4条 この規程に定める専決事項であっても次の各号のいずれかに該当するときは、上司の決裁を受けて処理しなければならない。

- (1) 事業の内容が重要であると認められるとき。
- (2) 取扱上異例に属し、又は先例になると認められるとき。
- (3) 疑義があり、又は紛議を生じ、若しくは生ずるおそれがあるとき。

(4) 専決者において、上司が特に事業を了知しておく必要があると認めたととき。

(5) あらかじめその処理について特に指示を受けたもの。

(本条…一部改正〔平成10年教委訓令6号〕)

(専決事項に関する報告)

第5条 専決権者は、専決した事務のうち、特に上司において了知しておく必要があると認められるものについては、適宜その内容を整理して報告しなければならない。

(不在代決)

第6条 正当決裁権者が不在で、かつ、緊急やむを得ないときは、その

者が決裁すべき事務を次の表に定めるところにより不在代決すること
ができる。

| 正当決裁権者 | 第一順位 | 第二順位 | 第三順位 |
|--------|--------------------------|-----------------|------|
| 教育長 | 副教育長 | 局長 | 次長 |
| 副教育長 | 局長 | 次長 | 主務課長 |
| 局長 | 次長 | 主務課長 | |
| 課長 | 課長補佐 | 主務係長 | |
| 室長 | 室長があらかじめ定める上席職員 | | |
| 分室長 | 分室長があらかじめ定める上席職員 | | |
| 館長 | 副館長を置く館副館長 | 館長があらかじめ定める上席職員 | |
| | 副館長を置かない館館長があらかじめ定める上席職員 | | |
| 所長 | 副所長 | 所長があらかじめ定める上席職員 | |
| 係長 | 主任を置く係主任 | 課長があらかじめ定める上席職員 | |
| | 主任を置かない係 | | |

者が決裁すべき事務を次の表に定めるところにより不在代決すること
ができる。

| 正当決裁権者 | 第一順位 | 第二順位 | 第三順位 |
|--------|--------------------------|-----------------|------|
| 教育長 | 副教育長 | 局長 | 次長 |
| 副教育長 | 局長 | 次長 | 主務課長 |
| 局長 | 次長 | 主務課長 | |
| 課長 | 課長補佐 | 主務係長 | |
| 室長 | 室長があらかじめ定める上席職員 | | |
| 分室長 | 分室長があらかじめ定める上席職員 | | |
| 館長 | 副館長を置く館副館長 | 館長があらかじめ定める上席職員 | |
| | 副館長を置かない館館長があらかじめ定める上席職員 | | |
| 所長 | 副所長 | 所長があらかじめ定める上席職員 | |
| 係長 | 主任を置く係主任 | 課長があらかじめ定める上席職員 | |
| | 主任を置かない係 | | |

| 課長があらかじめ定める上席職員 | 課長があらかじめ定める上席職員 |
|---|---|
| <p>2 前項の場合において、同一順位の代決権者が2人以上ある場合には、代決に係る事務の区分に応じて、あらかじめ正当決裁権者の定める者が代決する。</p> <p>(1項…一部改正〔昭和61年教委訓令2号・62年1号・平成5年1号・15年2号・16年7号・19年1号・2号・26年2号・29年2号〕)</p> <p>(副教育長、事務局長、事務局課長及び教育機関等の長の専決事項)</p> <p>第7条 事務局の副教育長及び局長の専決事項並びに事務局の課長及び分室長、教育機関等館長及び所長並びに学校の長(以下「課長等」という。)の専決事項は、次に掲げる事務とする。</p> <p>副教育長及び事務局長専決事項</p> <p>(1) 次長(これに相当する職にある者を含む。)の休暇等及び出張に関すること。</p> <p>(2) 課長(これに相当する職にある者を含む。)の休暇等及び出張に関すること。</p> <p>課長等共通専決事項(学校の長を除く。)</p> <p>(1) 所属職員(以下「課員」という。)に対する内国旅行の旅行命令その他の勤務命令及びその復命の受理</p> <p>(2) 鳥取市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則(平成7年鳥取市規則第15号)第14条の表第1号、第6号、第9号、</p> | <p>2 前項の場合において、同一順位の代決権者が2人以上ある場合には、代決に係る事務の区分に応じて、あらかじめ正当決裁権者の定める者が代決する。</p> <p>(1項…一部改正〔昭和61年教委訓令2号・62年1号・平成5年1号・15年2号・16年7号・19年1号・2号・26年2号・29年2号〕)</p> <p>(副教育長、事務局長、事務局課長及び教育機関等の長の専決事項)</p> <p>第7条 事務局の副教育長及び局長の専決事項並びに事務局の課長及び分室長、教育機関等館長及び所長並びに学校の長(以下「課長等」という。)の専決事項は、次に掲げる事務とする。</p> <p>副教育長及び事務局長専決事項</p> <p>(1) 次長(これに相当する職にある者を含む。)の休暇等及び出張に関すること。</p> <p>(2) 課長(これに相当する職にある者を含む。)の休暇等及び出張に関すること。</p> <p>課長等共通専決事項(学校の長を除く。)</p> <p>(1) 所属職員(以下「課員」という。)に対する内国旅行の旅行命令その他の勤務命令及びその復命の受理</p> <p>(2) 鳥取市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則(平成7年鳥取市規則第15号)第14条の表第1号、第6号、第9号、</p> |

| | |
|--|--|
| 第10号、第17号及び第18号に規定する事由に限る。)の承認 | 第10号、第17号及び第18号に規定する事由に限る。)の承認 |
| (3) 軽易な申請・照会・回答・報告・通知及び常例的な届出 | (3) 軽易な申請・照会・回答・報告・通知及び常例的な届出 |
| (4) 主管課事項の証明 | (4) 主管課事項の証明 |
| (5) 国県支出金の請求 | (5) 国県支出金の請求 |
| (6) 返納金の戻入 | (6) 返納金の戻入 |
| (7) 歳入金の調定及び収入命令 | (7) 歳入金の調定及び収入命令 |
| (8) 使用中の物品保管 | (8) 使用中の物品保管 |
| (9) 過誤納金の還付命令 | (9) 過誤納金の還付命令 |
| (10) 時間外の勤務命令 | (10) 時間外の勤務命令 |
| (11) 行政文書開示請求に関する決定（重要又は異例に属するものは除く。） | (11) 行政文書開示請求に関する決定（重要又は異例に属するものは除く。） |
| (12) 所管施設の休館日及び開館時間の変更に關すること。 | (12) 所管施設の休館日及び開館時間の変更に關すること。 |
| 教育総務課長専決事項 | 教育総務課長専決事項 |
| (1) 公印の保守に關すること。 | (1) 公印の保守に關すること。 |
| (2) 学校施設（幼稚園を除く。）の使用許可に關すること。（学校の長及び分室長の専決事項に係るものを除く。） | (2) 学校施設（幼稚園を除く。）の使用許可に關すること。（学校の長及び分室長の専決事項に係るものを除く。） |
| (3) 教育委員会職員の扶養家族認定に關すること。 | (3) 教育委員会職員の扶養家族認定に關すること。 |
| 学校教育課長専決事項 | 学校教育課長専決事項 |
| (1) 教育改革推進に關すること。 | (1) 教育改革推進に關すること。 |
| (2) 就学児童の調査に關すること。 | (2) 就学児童の調査に關すること。 |
| (3) 市立学校（幼稚園を除く。）教職員の県外出張認可に關する | (3) 市立学校（幼稚園を除く。）教職員の県外出張認可に關する |

| | |
|--|--|
| 第10号、第17号及び第18号に規定する事由に限る。)の承認 | 第10号、第17号及び第18号に規定する事由に限る。)の承認 |
| (3) 軽易な申請・照会・回答・報告・通知及び常例的な届出 | (3) 軽易な申請・照会・回答・報告・通知及び常例的な届出 |
| (4) 主管課事項の証明 | (4) 主管課事項の証明 |
| (5) 国県支出金の請求 | (5) 国県支出金の請求 |
| (6) 返納金の戻入 | (6) 返納金の戻入 |
| (7) 歳入金の調定及び収入命令 | (7) 歳入金の調定及び収入命令 |
| (8) 使用中の物品保管 | (8) 使用中の物品保管 |
| (9) 過誤納金の還付命令 | (9) 過誤納金の還付命令 |
| (10) 時間外の勤務命令 | (10) 時間外の勤務命令 |
| (11) 行政文書開示請求に関する決定（重要又は異例に属するものは除く。） | (11) 行政文書開示請求に関する決定（重要又は異例に属するものは除く。） |
| (12) 所管施設の休館日及び開館時間の変更に關すること。 | (12) 所管施設の休館日及び開館時間の変更に關すること。 |
| 教育総務課長専決事項 | 教育総務課長専決事項 |
| (1) 公印の保守に關すること。 | (1) 公印の保守に關すること。 |
| (2) 学校施設（幼稚園を除く。）の使用許可に關すること。（学校の長及び分室長の専決事項に係るものを除く。） | (2) 学校施設（幼稚園を除く。）の使用許可に關すること。（学校の長及び分室長の専決事項に係るものを除く。） |
| (3) 教育委員会職員の扶養家族認定に關すること。 | (3) 教育委員会職員の扶養家族認定に關すること。 |
| 学校教育課長専決事項 | 学校教育課長専決事項 |
| (1) 教育改革推進に關すること。 | (1) 教育改革推進に關すること。 |
| (2) 就学児童の調査に關すること。 | (2) 就学児童の調査に關すること。 |
| (3) 市立学校（幼稚園を除く。）教職員の県外出張認可に關する | (3) 市立学校（幼稚園を除く。）教職員の県外出張認可に關する |

| | |
|---|---|
| <p>こと。</p> <p>(4) 市立学校児童、生徒の修学旅行の認可に関すること。</p> <p>(5) 実験学校指定に関すること。</p> <p>生涯学習・スポーツ課長専決事項</p> <p>(1) 美穂会館、サイクリングターミナル砂丘の家及び東部研修センター面影会館の使用の許可に関すること。</p> <p>(2) 視聴覚教育教具のあっせんに関すること。</p> <p>(3) 体育施設の使用許可に関すること。(分室長の専決事項に係るものを除く。)</p> <p>(4) 体育施設教具のあっせんに関すること。</p> <p>分室長専決事項</p> <p>各分室に属する下記に掲げる事務</p> <p>(1) 公印の管守に関すること。</p> <p>(2) 学校施設(幼稚園を除く。)の使用許可に関すること。(学校の長の専決事項に係るものを除く。)</p> <p>(3) 就学児童の調査に関すること。</p> <p>(4) 所管に係る公の施設(学校施設を除く。)の使用の許可に関すること。</p> <p>(5) 体育施設教具のあっせんに関すること。</p> <p>学校の長(幼稚園の長にあっては、第3号から第6号までを除く。)専決事項</p> | <p>こと。</p> <p>(4) 市立学校児童、生徒の修学旅行の認可に関すること。</p> <p>(5) 実験学校指定に関すること。</p> <p>生涯学習・スポーツ課長専決事項</p> <p>(1) 美穂会館、サイクリングターミナル砂丘の家及び東部研修センター面影会館の使用の許可に関すること。</p> <p>(2) 視聴覚教育教具のあっせんに関すること。</p> <p>(3) 体育施設の使用許可に関すること。(分室長の専決事項に係るものを除く。)</p> <p>(4) 体育施設教具のあっせんに関すること。</p> <p>分室長専決事項</p> <p>各分室に属する下記に掲げる事務</p> <p>(1) 公印の管守に関すること。</p> <p>(2) 学校施設(幼稚園を除く。)の使用許可に関すること。(学校の長の専決事項に係るものを除く。)</p> <p>(3) 就学児童の調査に関すること。</p> <p>(4) 所管に係る公の施設(学校施設を除く。)の使用の許可に関すること。</p> <p>(5) 体育施設教具のあっせんに関すること。</p> <p>学校の長(幼稚園の長にあっては、第3号から第6号までを除く。)専決事項</p> |
|---|---|

- (1) 社会教育法（昭和24年法律第207号）に定める社会教育及びスポーツ基本法（平成23年法律第78号）に定めるスポーツの推進のための学校施設の使用許可に関すること。
- (2) 鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則（昭和43年鳥取市教育委員会規則第2号）第20条に規定する県費負担教職員以外の職員の年次有給休暇及び夏季休暇の承認
- (3) 職員の給与の支給に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第3号）第9条第1項の規定による扶養親族の認定及び第10条の規定による証拠書類の提出の請求
- (4) 住居手当に関する規則（昭和49年鳥取県人事委員会規則第33号）第7条第1項の規定による住居手当の月額決定又は改定及び同条第2項の規定による住居手当認定簿への記載
- (5) 通勤手当の支給に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第21号）第4条第1項の規定による通勤手当の月額決定又は改定及び同条第2項の規定による通勤手当認定簿への記載
- (6) 単身赴任手当の支給に関する規則（平成2年鳥取県人事委員会規則第1号）第8条第1項の規定による単身赴任手当の月額決定又は改定及び同条第2項の規定による単身赴任手当認定簿への記載
- 2 市立図書館の館長の専決事項は、次に掲げる事務とする。
- 中央図書館長専決事項
- (1) 市立図書館の業務の調整に関すること。

- (1) 社会教育法（昭和24年法律第207号）に定める社会教育及びスポーツ基本法（平成23年法律第78号）に定めるスポーツの推進のための学校施設の使用許可に関すること。
- (2) 鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則（昭和43年鳥取市教育委員会規則第2号）第20条に規定する県費負担教職員以外の職員の年次有給休暇及び夏季休暇の承認
- (3) 職員の給与の支給に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第3号）第9条第1項の規定による扶養親族の認定及び第10条の規定による証拠書類の提出の請求
- (4) 住居手当に関する規則（昭和49年鳥取県人事委員会規則第33号）第7条第1項の規定による住居手当の月額決定又は改定及び同条第2項の規定による住居手当認定簿への記載
- (5) 通勤手当の支給に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第21号）第4条第1項の規定による通勤手当の月額決定又は改定及び同条第2項の規定による通勤手当認定簿への記載
- (6) 単身赴任手当の支給に関する規則（平成2年鳥取県人事委員会規則第1号）第8条第1項の規定による単身赴任手当の月額決定又は改定及び同条第2項の規定による単身赴任手当認定簿への記載
- 2 市立図書館の館長の専決事項は、次に掲げる事務とする。
- 中央図書館長専決事項
- (1) 市立図書館の業務の調整に関すること。

| | |
|--|--|
| <p>(2) 物品の購入、廃棄に関する事。</p> | <p>(2) 物品の購入、廃棄に関する事。</p> |
| <p>市立図書館館長専決事項</p> | <p>市立図書館館長専決事項</p> |
| <p>(1) 図書館資料等の管理に関する事。</p> | <p>(1) 図書館資料等の管理に関する事。</p> |
| <p>(2) 図書館資料等の登録及び利用に関する事。</p> | <p>(2) 図書館資料等の登録及び利用に関する事。</p> |
| <p>(3) 図書館資料の複製の承認に関する事。</p> | <p>(3) 図書館資料の複製の承認に関する事。</p> |
| <p>(4) 移動図書館車の巡回場所の決定に関する事。</p> | <p>(4) 移動図書館車の巡回場所の決定に関する事。</p> |
| <p>3 生涯学習センターの所長の専決事項は、次に掲げる事務とする。</p> | <p>3 生涯学習センターの所長の専決事項は、次に掲げる事務とする。</p> |
| <p>(1) 生涯学習に関する調査、研究並びに情報の収集及び提供に関する事。</p> | <p>(1) 生涯学習に関する調査、研究並びに情報の収集及び提供に関する事。</p> |
| <p>(2) 生涯学習に関する講座等の開設に関する事。</p> | <p>(2) 生涯学習に関する講座等の開設に関する事。</p> |
| <p>(3) 生涯学習関係者の研修及び指導者の育成に関する事。</p> | <p>(3) 生涯学習関係者の研修及び指導者の育成に関する事。</p> |
| <p>4 視聴覚ライブラリーの所長の専決事項は、次に掲げる事務とする。</p> | <p>4 視聴覚ライブラリーの所長の専決事項は、次に掲げる事務とする。</p> |
| <p>(1) 視聴覚学習の調査、研究及び指導に関する事。</p> | <p>(1) 視聴覚学習の調査、研究及び指導に関する事。</p> |
| <p>(2) 視聴覚機材及び教材の整備に関する事。</p> | <p>(2) 視聴覚機材及び教材の整備に関する事。</p> |
| <p><u>5 教育センターの所長の専決事項は、次に掲げる事務とする。</u></p> | <p><u>5 教育センターの所長の専決事項は、次に掲げる事務とする。</u></p> |
| <p><u>(1) 教育に関する専門的、技術的事項の調査研究に関する事。</u></p> | <p><u>(1) 教育に関する専門的、技術的事項の調査研究に関する事。</u></p> |
| <p><u>(2) 教職員の研修に関する事。</u></p> | <p><u>(2) 教職員の研修に関する事。</u></p> |
| <p><u>(3) 教育センターの使用の許可に関する事。</u></p> | <p><u>(3) 教育センターの使用の許可に関する事。</u></p> |
| <p><u>(4) 教育資料及び学習用教材の貸出しに関する事。</u></p> | <p><u>(4) 教育資料及び学習用教材の貸出しに関する事。</u></p> |
| <p><u>(5) サポートルームの運営管理に関する事。</u></p> | <p><u>(5) サポートルームの運営管理に関する事。</u></p> |

(本条…一部改正〔昭和56年教委訓令3号・57年4号・59年5号〕、1項…一部改正・2項…追加〔昭和61年教委訓令2号〕、1・2項…一部改正〔昭和62年教委訓令1号〕、1項…一部改正〔平成元年教委訓令2号・3年2号・5年4号〕、1・2項…一部改正・3項…追加〔平成9年教委訓令1号〕、1・2項…一部改正〔平成10年教委訓令3号〕、1項…一部改正〔平成10年教委訓令6号・11年2号〕、2項…一部改正〔平成12年教委訓令1号〕、1項…一部改正〔平成12年教委訓令2号・3号・14年2号・3号〕、1・2項…一部改正〔平成15年教委訓令2号〕、1項…一部改正〔平成15年教委訓令6号〕、1項…一部改正・2項…全部改正〔平成16年教委訓令7号〕、1項…一部改正〔平成17年教委訓令1号〕、2項…一部改正〔平成17年教委訓令4号〕、1項…一部改正・3項…全部改正・4項…追加〔平成18年教委訓令6号〕、1項…一部改正・5項…追加〔平成19年教委訓令1号〕、1項…一部改正〔平成19年教委訓令2号・22年3号・4号・3年1号〕、見出・1—5項…一部改正〔平成26年教委訓令2号〕、1項…一部改正〔平成27年教委訓令3号〕、見出・1項…一部改正〔平成29年教委訓令2号〕、1項…一部改正〔平成29年教委訓令3号・30年1号〕、1・5項…一部改正〔令和2年教委訓令2号〕)

(合議)

第8条 次に掲げる事項は、教育総務課に合議しなければならない。

(本条…一部改正〔昭和56年教委訓令3号・57年4号・59年5号〕、1項…一部改正・2項…追加〔昭和61年教委訓令2号〕、1・2項…一部改正〔昭和62年教委訓令1号〕、1項…一部改正〔平成元年教委訓令2号・3年2号・5年4号〕、1・2項…一部改正・3項…追加〔平成9年教委訓令1号〕、1・2項…一部改正〔平成10年教委訓令3号〕、1項…一部改正〔平成10年教委訓令6号・11年2号〕、2項…一部改正〔平成12年教委訓令1号〕、1項…一部改正〔平成12年教委訓令2号・3号・14年2号・3号〕、1・2項…一部改正〔平成15年教委訓令2号〕、1項…一部改正〔平成15年教委訓令6号〕、1項…一部改正・2項…全部改正〔平成16年教委訓令7号〕、1項…一部改正〔平成17年教委訓令1号〕、2項…一部改正〔平成17年教委訓令4号〕、1項…一部改正・3項…全部改正・4項…追加〔平成18年教委訓令6号〕、1項…一部改正・5項…追加〔平成19年教委訓令1号〕、1項…一部改正〔平成19年教委訓令2号・22年3号・4号・3年1号〕、見出・1—5項…一部改正〔平成26年教委訓令2号〕、1項…一部改正〔平成27年教委訓令3号〕、見出・1項…一部改正〔平成29年教委訓令2号〕、1項…一部改正〔平成29年教委訓令3号・30年1号〕、1・5項…一部改正〔令和2年教委訓令2号〕)

(合議)

第8条 次に掲げる事項は、教育総務課に合議しなければならない。

- (1) 市議会又は教育委員会に提出する議案等に関すること。
 - (2) 条例、規則、訓令、告示及び重要な指令に関すること。
 - (3) 重要な契約案に関すること。
 - (4) 陳情又は請願に関すること。
- (本条…追加〔平成20年教委訓令1号〕)

附 則

この訓令は、昭和47年6月10日から施行する。

(昭和48年教委訓令第2号から昭和52年教委訓令第3号までの改正附則省略)

附 則 (昭和56年1月30日教委訓令第3号)

この訓令は、昭和56年1月30日から施行する。

附 則 (昭和57年4月1日教委訓令第4号)

この訓令は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (昭和59年3月16日教委訓令第5号)

この訓令は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 (昭和61年7月25日教委訓令第2号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和62年4月23日教委訓令第1号)

この規程は、昭和62年4月23日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

附 則 (平成元年4月11日教委訓令第2号)

- (1) 市議会又は教育委員会に提出する議案等に関すること。
 - (2) 条例、規則、訓令、告示及び重要な指令に関すること。
 - (3) 重要な契約案に関すること。
 - (4) 陳情又は請願に関すること。
- (本条…追加〔平成20年教委訓令1号〕)

附 則

この訓令は、昭和47年6月10日から施行する。

(昭和48年教委訓令第2号から昭和52年教委訓令第3号までの改正附則省略)

附 則 (昭和56年1月30日教委訓令第3号)

この訓令は、昭和56年1月30日から施行する。

附 則 (昭和57年4月1日教委訓令第4号)

この訓令は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (昭和59年3月16日教委訓令第5号)

この訓令は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 (昭和61年7月25日教委訓令第2号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和62年4月23日教委訓令第1号)

この規程は、昭和62年4月23日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

附 則 (平成元年4月11日教委訓令第2号)

| | |
|--|--|
| <p>この訓令は、平成元年4月11日から施行し、平成元年4月1日から適用する。</p> | <p>この訓令は、平成元年4月11日から施行し、平成元年4月1日から適用する。</p> |
| <p>附 則 (平成3年4月19日教委訓令第2号)</p> | <p>附 則 (平成3年4月19日教委訓令第2号)</p> |
| <p>この訓令は、平成3年4月19日から施行し、平成3年4月1日から適用する。</p> | <p>この訓令は、平成3年4月19日から施行し、平成3年4月1日から適用する。</p> |
| <p>附 則 (平成5年3月30日教委訓令第1号)</p> | <p>附 則 (平成5年3月30日教委訓令第1号)</p> |
| <p>この訓令は、平成5年4月1日から施行する。</p> | <p>この訓令は、平成5年4月1日から施行する。</p> |
| <p>附 則 (平成5年10月29日教委訓令第4号)</p> | <p>附 則 (平成5年10月29日教委訓令第4号)</p> |
| <p>この訓令は、平成5年10月29日から施行する。</p> | <p>この訓令は、平成5年10月29日から施行する。</p> |
| <p>附 則 (平成9年3月28日教委訓令第1号)</p> | <p>附 則 (平成9年3月28日教委訓令第1号)</p> |
| <p>この訓令は、平成9年4月1日から施行する。</p> | <p>この訓令は、平成9年4月1日から施行する。</p> |
| <p>附 則 (平成10年3月30日教委訓令第3号)</p> | <p>附 則 (平成10年3月30日教委訓令第3号)</p> |
| <p>この訓令は、平成10年4月1日から施行する。</p> | <p>この訓令は、平成10年4月1日から施行する。</p> |
| <p>附 則 (平成10年7月1日教委訓令第6号)</p> | <p>附 則 (平成10年7月1日教委訓令第6号)</p> |
| <p>この訓令は、平成10年7月1日から施行する。</p> | <p>この訓令は、平成10年7月1日から施行する。</p> |
| <p>附 則 (平成11年10月1日教委訓令第2号)</p> | <p>附 則 (平成11年10月1日教委訓令第2号)</p> |
| <p>この訓令は、平成11年10月1日から施行する。</p> | <p>この訓令は、平成11年10月1日から施行する。</p> |
| <p>附 則 (平成12年3月24日教委訓令第1号)</p> | <p>附 則 (平成12年3月24日教委訓令第1号)</p> |
| <p>この訓令中、第1条の規定は平成12年4月1日から、第2条の規定は同年7月1日から施行する。</p> | <p>この訓令中、第1条の規定は平成12年4月1日から、第2条の規定は同年7月1日から施行する。</p> |
| <p>附 則 (平成12年4月28日教委訓令第2号)</p> | <p>附 則 (平成12年4月28日教委訓令第2号)</p> |

この訓令は、平成12年7月1日から施行する。

附 則 (平成12年9月30日教委訓令第3号)
この訓令は、平成12年10月1日から施行する。

附 則 (平成14年7月26日教委訓令第2号)
この規程は、平成14年7月26日から施行し、同年7月1日から適用する。

附 則 (平成14年8月23日教委訓令第3号)
この訓令は、平成14年10月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月27日教委訓令第2号)
この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年5月22日教委訓令第6号)
この訓令は、平成15年6月1日から施行する。

附 則 (平成16年10月29日教委訓令第7号)
この訓令は、平成16年11月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月29日教委訓令第1号)
この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年4月27日教委訓令第4号)
この訓令は、平成17年5月1日から施行する。

附 則 (平成18年8月31日教委訓令第6号)
この訓令は、平成18年9月1日から施行する。

この訓令は、平成12年7月1日から施行する。

附 則 (平成12年9月30日教委訓令第3号)
この訓令は、平成12年10月1日から施行する。

附 則 (平成14年7月26日教委訓令第2号)
この規程は、平成14年7月26日から施行し、同年7月1日から適用する。

附 則 (平成14年8月23日教委訓令第3号)
この訓令は、平成14年10月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月27日教委訓令第2号)
この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年5月22日教委訓令第6号)
この訓令は、平成15年6月1日から施行する。

附 則 (平成16年10月29日教委訓令第7号)
この訓令は、平成16年11月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月29日教委訓令第1号)
この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年4月27日教委訓令第4号)
この訓令は、平成17年5月1日から施行する。

附 則 (平成18年8月31日教委訓令第6号)
この訓令は、平成18年9月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日教委訓令第1号）
この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年6月29日教委訓令第2号）
この訓令は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日教委訓令第1号）
この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月30日教委訓令第3号）
この訓令は、平成22年5月1日から施行する。

附 則（平成22年6月28日教委訓令第4号）
この訓令は、平成22年6月30日から施行する。

附 則（平成23年9月1日教委訓令第1号）
この訓令は、平成23年9月1日から施行し、改正後の鳥取市教育委員会事務決裁規程の規定は、同年8月24日から適用する。

附 則（平成26年4月28日教委訓令第2号）
この訓令は、公布の日から施行し、改正後の鳥取市教育委員会事務決裁規程の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年6月1日教委訓令第3号）
この訓令は、公布の日から施行し、改正後の鳥取市教育委員会事務決裁規程の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成29年3月30日教委訓令第2号）
この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日教委訓令第1号）
この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年6月29日教委訓令第2号）
この訓令は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日教委訓令第1号）
この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月30日教委訓令第3号）
この訓令は、平成22年5月1日から施行する。

附 則（平成22年6月28日教委訓令第4号）
この訓令は、平成22年6月30日から施行する。

附 則（平成23年9月1日教委訓令第1号）
この訓令は、平成23年9月1日から施行し、改正後の鳥取市教育委員会事務決裁規程の規定は、同年8月24日から適用する。

附 則（平成26年4月28日教委訓令第2号）
この訓令は、公布の日から施行し、改正後の鳥取市教育委員会事務決裁規程の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年6月1日教委訓令第3号）
この訓令は、公布の日から施行し、改正後の鳥取市教育委員会事務決裁規程の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成29年3月30日教委訓令第2号）
この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

| | |
|--|--|
| <p>附 則 (平成29年11月30日教委訓令第3号) この訓令は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成30年3月30日教委訓令第1号) この訓令は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (令和2年3月31日教委訓令第2号) この訓令は、令和2年4月1日から施行する。</p> | <p>附 則 (平成29年11月30日教委訓令第3号) この訓令は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成30年3月30日教委訓令第1号) この訓令は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (令和2年3月31日教委訓令第2号) この訓令は、令和2年4月1日から施行する。</p> |
|--|--|

| | |
|---------------|-----------------|
| 令和3年3月定例教育委員会 | |
| 年月日 | 令和3年3月30日(火) |
| 担当課 | 学校教育課 教育センター |

議案第19号

鳥取市教育委員会公印管守規程の一部を改正する訓令案要綱

1 改正の目的

教育機関である鳥取市教育センターを廃止し、新たに鳥取市総合教育センターを設置することに伴い、所要の整理を行うものです。

2 改正の内容

- (1) 教育センター所長印を廃止し、総合教育センター所長印を整備します。(別表第2関係)
- (2) そのほか所要の整備を行います。(別表第3関係)

3 施行時期等

この規則は、令和3年4月1日から施行することとします。

議案第19号

鳥取市教育委員会公印管守規程の一部改正について

鳥取市教育委員会公印管守規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月30日提出

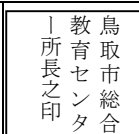
鳥取市教育委員会

教育長 尾 室 高 志

鳥取市教育委員会公印管守規程の一部を改正する訓令

鳥取市教育委員会公印管守規程（昭和57年鳥取市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2中課長印の項の次に次のように加える。

| | | | | |
|-------------|---|-----|---------------------|------------|
| 総合教育センター所長印 |  | 方20 | 総合教育センター所長名を使用する公文書 | 総合教育センター所長 |
|-------------|---|-----|---------------------|------------|

別表第2中教育センター所長印の項を削る。

別表第3中「鳥取市教育センターの設置及び管理に関する条例施行規則」を「鳥取市総合教育センターの設置及び管理に関する条例施行規則」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

組織改編によるものである。

鳥取市教育委員会公印管守規程（昭和57年教育委員会訓令第1号）新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>○鳥取市教育委員会公印管守規程</p> <p>昭和57年4月1日 鳥取市教育委員会訓令第1号</p> <p>改正 昭和58年4月1日教委訓令第3号 昭和59年3月16日教委訓令第7号 平成5年6月30日教委訓令第3号 平成8年1月17日教委訓令第1号 平成9年3月28日教委訓令第2号 平成10年3月30日教委訓令第4号 平成14年7月26日教委訓令第2号 平成15年3月27日教委訓令第3号 平成16年10月29日教委訓令第8号 平成20年3月31日教委訓令第3号 平成24年3月30日教委訓令第2号 平成27年3月20日教委訓令第1号 平成28年3月31日教委訓令第1号 平成29年11月30日教委訓令第4号</p> <p>(目的)</p> | <p>○鳥取市教育委員会公印管守規程</p> <p>昭和57年4月1日 鳥取市教育委員会訓令第1号</p> <p>改正 昭和58年4月1日教委訓令第3号 昭和59年3月16日教委訓令第7号 平成5年6月30日教委訓令第3号 平成8年1月17日教委訓令第1号 平成9年3月28日教委訓令第2号 平成10年3月30日教委訓令第4号 平成14年7月26日教委訓令第2号 平成15年3月27日教委訓令第3号 平成16年10月29日教委訓令第8号 平成20年3月31日教委訓令第3号 平成24年3月30日教委訓令第2号 平成27年3月20日教委訓令第1号 平成28年3月31日教委訓令第1号 平成29年11月30日教委訓令第4号</p> <p>(目的)</p> |

第1条 この規程は、鳥取市教育委員会の公印の名称、ひな形、管守、使用その他公印に関して、別に定めるものを除くほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(公印の種類)

第2条 公印は、庁印及び職印の2種とし、名称、ひな形、寸法、用途及び管守者は、庁印については別表第1、職印については別表第2のとおりとする。

(公印台帳等)

第3条 教育総務課長は、公印台帳（様式第1号）を備えて、前条に定める公印を登録しなければならない。

2 教育総務課長は、教育総務課長以外の管守者の管守する公印を、毎年1回以上公印台帳と照合しなければならない。

(1・2項…一部改正〔平成16年教委訓令8号〕、1項…一部改正〔平成20年教委訓令3号〕)

(公印の管守)

第4条 公印の管守は、管守者において、厳重に行わなければならない。

2 公印の管守者は、その代理者を定めなければならない。

3 前項の規定により代理者を定めた場合には、速やかにその旨教育長に届けなければならない。

(公印の使用)

第5条 公印は、公文書発送の決裁後でなければ、これを使用すること

第1条 この規程は、鳥取市教育委員会の公印の名称、ひな形、管守、使用その他公印に関して、別に定めるものを除くほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(公印の種類)

第2条 公印は、庁印及び職印の2種とし、名称、ひな形、寸法、用途及び管守者は、庁印については別表第1、職印については別表第2のとおりとする。

(公印台帳等)

第3条 教育総務課長は、公印台帳（様式第1号）を備えて、前条に定める公印を登録しなければならない。

2 教育総務課長は、教育総務課長以外の管守者の管守する公印を、毎年1回以上公印台帳と照合しなければならない。

(1・2項…一部改正〔平成16年教委訓令8号〕、1項…一部改正〔平成20年教委訓令3号〕)

(公印の管守)

第4条 公印の管守は、管守者において、厳重に行わなければならない。

2 公印の管守者は、その代理者を定めなければならない。

3 前項の規定により代理者を定めた場合には、速やかにその旨教育長に届けなければならない。

(公印の使用)

第5条 公印は、公文書発送の決裁後でなければ、これを使用すること

ができない。ただし、定例のもの及び公文書発送について後開決裁するものにあつては、この限りでない。

第6条 公印の使用は、管守者自らこれを行うものとする。ただし、定例又は軽易なものについては、他の職員にこれを行わせることができる。

2 公印を押印する公文書は、すべてその原議と契印するものとする。ただし、原議のないものについては、この限りでない。

(公印の保管)

第7条 公印の封かん及び開封は、管守者においてこれを行い、執務時間外は、金庫等堅ろうな箱に収め、確実に保管しなければならない。

第8条 管守者が不在又は事故あるときは、管守代理者が管守者の職務を代行するものとする。

第9条 常時使用を要しない公印は、教育長の面前において教育総務課長が封かんを施し、これを金庫中に蔵置するものとする。

(本条…一部改正〔平成16年教委訓令8号〕)

(電子印影)

第9条の2 電子計算組織を利用して文書を作成する場合は、公印の押印に代え、電子計算組織に記録した当該公印の印影(以下「電子印影」という。)を印刷(以下「電子印影印刷」)することができる。

2 前項の規定により電子印影印刷することができる文書は、別表第3のとおりとする。

ができない。ただし、定例のもの及び公文書発送について後開決裁するものにあつては、この限りでない。

第6条 公印の使用は、管守者自らこれを行うものとする。ただし、定例又は軽易なものについては、他の職員にこれを行わせることができる。

2 公印を押印する公文書は、すべてその原議と契印するものとする。ただし、原議のないものについては、この限りでない。

(公印の保管)

第7条 公印の封かん及び開封は、管守者においてこれを行い、執務時間外は、金庫等堅ろうな箱に収め、確実に保管しなければならない。

第8条 管守者が不在又は事故あるときは、管守代理者が管守者の職務を代行するものとする。

第9条 常時使用を要しない公印は、教育長の面前において教育総務課長が封かんを施し、これを金庫中に蔵置するものとする。

(本条…一部改正〔平成16年教委訓令8号〕)

(電子印影)

第9条の2 電子計算組織を利用して文書を作成する場合は、公印の押印に代え、電子計算組織に記録した当該公印の印影(以下「電子印影」という。)を印刷(以下「電子印影印刷」)することができる。

2 前項の規定により電子印影印刷することができる文書は、別表第3のとおりとする。

| | |
|---|---|
| <p>3 管守者は、電子印影を使用しなくなったときは、当該公印の印影を電子計算組織より速やかに消去しなければならぬ。</p> | <p>3 管守者は、電子印影を使用しなくなったときは、当該公印の印影を電子計算組織より速やかに消去しなければならぬ。</p> |
| <p>4 管守者は、電子印影印刷をするため電子計算組織に公印の印影を記録し、又は消去するときは、承認願（様式第2号）により、教育総務課長に協議のうえ、教育長の承認を得なければならぬ。</p> | <p>4 管守者は、電子印影印刷をするため電子計算組織に公印の印影を記録し、又は消去するときは、承認願（様式第2号）により、教育総務課長に協議のうえ、教育長の承認を得なければならぬ。</p> |
| <p>5 公印の印影を電子計算組織に記録し、又は消去したときは、速やかにその旨を告示しなければならぬ。</p> | <p>5 公印の印影を電子計算組織に記録し、又は消去したときは、速やかにその旨を告示しなければならぬ。</p> |
| <p>6 管守者は、電子印影の改ざんその他不正使用のないよう適正に管理しなければならぬ。 （本条…追加〔平成20年教委訓令3号〕） （印影印刷）</p> | <p>6 管守者は、電子印影の改ざんその他不正使用のないよう適正に管理しなければならぬ。 （本条…追加〔平成20年教委訓令3号〕） （印影印刷）</p> |
| <p>第9条の3 文書を一時に多数発送する場合は、使用する公印の印影の印刷をすることができる。この場合、管守者は、承認願によりあらかじめ教育総務課長の承認を得なければならぬ。</p> | <p>第9条の3 文書を一時に多数発送する場合は、使用する公印の印影の印刷をすることができる。この場合、管守者は、承認願によりあらかじめ教育総務課長の承認を得なければならぬ。</p> |
| <p>2 前項の規定により公印の印影を印刷した文書については、当該文書の主管課長は、常にその施行の状況を明らかにしておかなければならぬ。</p> | <p>2 前項の規定により公印の印影を印刷した文書については、当該文書の主管課長は、常にその施行の状況を明らかにしておかなければならぬ。</p> |
| <p>（本条…追加〔平成20年教委訓令3号〕） （公印の製作等）</p> | <p>（本条…追加〔平成20年教委訓令3号〕） （公印の製作等）</p> |
| <p>第10条 各課、教育機関等において、公印を製作し、改刻し、又は廃棄しようとするときは、当該公印の管守者又は管守者となるべき者は、承認願により、教育総務課長に合議し、教育長の承認を得なければならぬ。</p> | <p>第10条 各課、教育機関等において、公印を製作し、改刻し、又は廃棄しようとするときは、当該公印の管守者又は管守者となるべき者は、承認願により、教育総務課長に合議し、教育長の承認を得なければならぬ。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>らない。</p> <p>2 公印を紛失し、又はき損したときは、直ちに管守者は、教育総務課長に届け出なければならぬ。</p> <p>3 公印を製作し、改刻し又は廃棄したときは、速やかに告示しなければならぬ。</p> <p>(1・2項…一部改正〔平成16年教委訓令8号〕、1・2項…一部改正・3項…追加〔平成20年教委訓令3号〕)</p> <p>(公印の廃棄等)</p> <p>第11条 公印が磨耗、き損等により使用に耐えなくなったとき及びその他の事由により使用しなくなったときは、廃棄するものとする。</p> <p>2 公印を廃棄するときは、廃印のときから、1年間保存し、管守者においてこれを焼却等の方法により廃棄するものとする。</p> <p>(2項…一部改正〔平成20年教委訓令3号〕)</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、昭和57年4月1日から施行する。</p> <p>2 鳥取市教育委員会公印規則（昭和27年鳥取市教育委員会告示第7号）は、廃止する。</p> <p>附 則（昭和58年4月1日教委訓令第3号）</p> <p>この訓令は、昭和58年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（昭和59年3月16日教委訓令第7号）</p> <p>この訓令は、昭和59年4月1日から施行する。</p> | <p>らない。</p> <p>2 公印を紛失し、又はき損したときは、直ちに管守者は、教育総務課長に届け出なければならぬ。</p> <p>3 公印を製作し、改刻し又は廃棄したときは、速やかに告示しなければならぬ。</p> <p>(1・2項…一部改正〔平成16年教委訓令8号〕、1・2項…一部改正・3項…追加〔平成20年教委訓令3号〕)</p> <p>(公印の廃棄等)</p> <p>第11条 公印が磨耗、き損等により使用に耐えなくなったとき及びその他の事由により使用しなくなったときは、廃棄するものとする。</p> <p>2 公印を廃棄するときは、廃印のときから、1年間保存し、管守者においてこれを焼却等の方法により廃棄するものとする。</p> <p>(2項…一部改正〔平成20年教委訓令3号〕)</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、昭和57年4月1日から施行する。</p> <p>2 鳥取市教育委員会公印規則（昭和27年鳥取市教育委員会告示第7号）は、廃止する。</p> <p>附 則（昭和58年4月1日教委訓令第3号）</p> <p>この訓令は、昭和58年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（昭和59年3月16日教委訓令第7号）</p> <p>この訓令は、昭和59年4月1日から施行する。</p> |
| <p>らない。</p> <p>2 公印を紛失し、又はき損したときは、直ちに管守者は、教育総務課長に届け出なければならぬ。</p> <p>3 公印を製作し、改刻し又は廃棄したときは、速やかに告示しなければならぬ。</p> <p>(1・2項…一部改正〔平成16年教委訓令8号〕、1・2項…一部改正・3項…追加〔平成20年教委訓令3号〕)</p> <p>(公印の廃棄等)</p> <p>第11条 公印が磨耗、き損等により使用に耐えなくなったとき及びその他の事由により使用しなくなったときは、廃棄するものとする。</p> <p>2 公印を廃棄するときは、廃印のときから、1年間保存し、管守者においてこれを焼却等の方法により廃棄するものとする。</p> <p>(2項…一部改正〔平成20年教委訓令3号〕)</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、昭和57年4月1日から施行する。</p> <p>2 鳥取市教育委員会公印規則（昭和27年鳥取市教育委員会告示第7号）は、廃止する。</p> <p>附 則（昭和58年4月1日教委訓令第3号）</p> <p>この訓令は、昭和58年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（昭和59年3月16日教委訓令第7号）</p> <p>この訓令は、昭和59年4月1日から施行する。</p> | <p>らない。</p> <p>2 公印を紛失し、又はき損したときは、直ちに管守者は、教育総務課長に届け出なければならぬ。</p> <p>3 公印を製作し、改刻し又は廃棄したときは、速やかに告示しなければならぬ。</p> <p>(1・2項…一部改正〔平成16年教委訓令8号〕、1・2項…一部改正・3項…追加〔平成20年教委訓令3号〕)</p> <p>(公印の廃棄等)</p> <p>第11条 公印が磨耗、き損等により使用に耐えなくなったとき及びその他の事由により使用しなくなったときは、廃棄するものとする。</p> <p>2 公印を廃棄するときは、廃印のときから、1年間保存し、管守者においてこれを焼却等の方法により廃棄するものとする。</p> <p>(2項…一部改正〔平成20年教委訓令3号〕)</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、昭和57年4月1日から施行する。</p> <p>2 鳥取市教育委員会公印規則（昭和27年鳥取市教育委員会告示第7号）は、廃止する。</p> <p>附 則（昭和58年4月1日教委訓令第3号）</p> <p>この訓令は、昭和58年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（昭和59年3月16日教委訓令第7号）</p> <p>この訓令は、昭和59年4月1日から施行する。</p> |

附 則 (平成5年6月30日教委訓令第3号)
この訓令は、平成5年7月1日から施行する。

附 則 (平成8年1月17日教委訓令第1号)
この訓令は、平成8年2月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月28日教委訓令第2号)
この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月30日教委訓令第4号)
この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年7月26日教委訓令第2号)
この規程は、平成14年7月26日から施行し、同年7月1日から適
用する。

附 則 (平成15年3月27日教委訓令第3号)
(施行期日)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年10月29日教委訓令第8号)
この訓令は、平成16年11月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日教委訓令第3号)
この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日教委訓令第2号)
この訓令は、平成24年3月30日から施行する。

附 則 (平成5年6月30日教委訓令第3号)
この訓令は、平成5年7月1日から施行する。

附 則 (平成8年1月17日教委訓令第1号)
この訓令は、平成8年2月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月28日教委訓令第2号)
この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月30日教委訓令第4号)
この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年7月26日教委訓令第2号)
この規程は、平成14年7月26日から施行し、同年7月1日から適
用する。

附 則 (平成15年3月27日教委訓令第3号)
(施行期日)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年10月29日教委訓令第8号)
この訓令は、平成16年11月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日教委訓令第3号)
この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日教委訓令第2号)
この訓令は、平成24年3月30日から施行する。

附 則 (平成27年3月20日教委訓令第1号)
(施行期日)

- 1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。
(経過措置)
 - 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律
(平成26年法律第76号) 附則第2条第1項の場合においては、こ
の訓令による改正後の規定は適用せず、なお従前の例による。
- 附 則 (平成28年3月31日教委訓令第1号)
この訓令は、平成28年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成29年11月30日教委訓令第4号)
この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係) 庁印

(本表…一部改正 [平成16年教委訓令第8号・29年4号])

| 公印の名称 | ひな型 | 寸法 (mm) | 用途 | 管理者 |
|-------|-----------|---------|----------------|--------|
| 委員会印 | 鳥取市教育委員会印 | 方30 | 教育委員会名を使用する公文書 | 教育総務課長 |
| 小学校印 | 鳥取市立小学校之印 | 方45 | 卒業証書 | 学校長 |
| 小学校印 | 鳥取市立小学校之印 | 方25 | 小学校名を使用する公文書 | 学校長 |

附 則 (平成27年3月20日教委訓令第1号)
(施行期日)

- 1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。
(経過措置)
 - 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律
(平成26年法律第76号) 附則第2条第1項の場合においては、こ
の訓令による改正後の規定は適用せず、なお従前の例による。
- 附 則 (平成28年3月31日教委訓令第1号)
この訓令は、平成28年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成29年11月30日教委訓令第4号)
この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係) 庁印

(本表…一部改正 [平成16年教委訓令第8号・29年4号])

| 公印の名称 | ひな型 | 寸法 (mm) | 用途 | 管理者 |
|-------|-----------|---------|----------------|--------|
| 委員会印 | 鳥取市教育委員会印 | 方30 | 教育委員会名を使用する公文書 | 教育総務課長 |
| 小学校印 | 鳥取市立小学校之印 | 方45 | 卒業証書 | 学校長 |
| 小学校印 | 鳥取市立小学校之印 | 方25 | 小学校名を使用する公文書 | 学校長 |

| | | | | |
|---------|--------------|-----|-----------------|-----|
| 中学校印 | 鳥取県鳥取市立中学校之印 | 方45 | 卒業証書 | 学校長 |
| 中学校印 | 鳥取県鳥取市立中学校之印 | 方25 | 中学校名を使用する公文書 | 学校長 |
| 義務教育学校印 | 鳥取県鳥取市立之印 | 方45 | 卒業証書 | 学校長 |
| 義務教育学校印 | 鳥取県鳥取市立之印 | 方25 | 義務教育学校名を使用する公文書 | 学校長 |
| 幼稚園印 | 鳥取県鳥取市立幼稚園之印 | 方30 | 幼稚園名を使用する公文書 | 園長 |

別表第2 (第2条関係) 職印

(本表…一部改正 [昭和58年教委訓令3号・59年7号・平成5年3号・8年1号・9年2号・10年4号・14年2号・15年3号・16年8号・24年2号・27年1号・28年1号・29年4号])

| 公印の名称 | ひな型 | 寸法 (mm) | 用途 | 管守者 |
|-------|------------|---------|--------------|--------|
| 教育長印 | 鳥取県教育委員会之印 | 方24 | 教育長名を使用する公文書 | 教育総務課長 |

| | | | | |
|---------|--------------|-----|-----------------|-----|
| 中学校印 | 鳥取県鳥取市立中学校之印 | 方45 | 卒業証書 | 学校長 |
| 中学校印 | 鳥取県鳥取市立中学校之印 | 方25 | 中学校名を使用する公文書 | 学校長 |
| 義務教育学校印 | 鳥取県鳥取市立之印 | 方45 | 卒業証書 | 学校長 |
| 義務教育学校印 | 鳥取県鳥取市立之印 | 方25 | 義務教育学校名を使用する公文書 | 学校長 |
| 幼稚園印 | 鳥取県鳥取市立幼稚園之印 | 方30 | 幼稚園名を使用する公文書 | 園長 |

別表第2 (第2条関係) 職印

(本表…一部改正 [昭和58年教委訓令3号・59年7号・平成5年3号・8年1号・9年2号・10年4号・14年2号・15年3号・16年8号・24年2号・27年1号・28年1号・29年4号])

| 公印の名称 | ひな型 | 寸法 (mm) | 用途 | 管守者 |
|-------|------------|---------|--------------|--------|
| 教育長印 | 鳥取県教育委員会之印 | 方24 | 教育長名を使用する公文書 | 教育総務課長 |

| | | | | |
|---------------------|-------------------------------|-----|----------------------------------|--------------------|
| 教育長印分 室専用 | 鳥取県鳥取市教育 委員会教育長之印 町分室専用 | 方20 | 分室において教育長名を 使用する公文書 | 分室長 |
| 課長印 | 鳥取市教育委員会 長之印 | 方20 | 課長名を使用する公文書 | 教育総務 課長 |
| 総合教育セ ンター所長 印 | 鳥取市総合 教育センター 所長之印 | 方20 | 総合教育センター所長名 を使用する公文書 | 総合教育 センター 所長 |
| 分室長印 | 鳥取県鳥取市 教育委員会 長之印 | 方20 | 分室長名を使用する公文書 | 分室長 |
| 小学校長印 | 鳥取県鳥取市 市立 小学校長之印 | 方20 | 小学校長名を使用する公 文書 | 小学校長 |
| 中学校長印 | 鳥取県鳥取市 市立 中学校長之印 | 方20 | 中学校長名を使用する公 文書 | 中学校長 |
| 義務教育学 校長印 | 鳥取県鳥取市 市立 義務教育学校長之印 | 方20 | 義務教育学校長名を使用 する公文書 | 小学校長 |
| 幼稚園長印 | 鳥取県鳥取市 市立 幼稚園長之印 | 方20 | 幼稚園長名を使用する公 文書 | 園長 |
| 幼稚園長印 | 鳥取県鳥取市 市立 幼稚園長之印 | 方24 | 教育長職務代理者執行中 の教育長名を使用する公 文書 | 教育総務 課長 |

| | | | | |
|---------------|----------------------|-----|----------------------------------|----------|
| 教育長職務代理者印 | 務奈市鳥取教育委員会 代理者之職印 | 方24 | 教育長職務代理者執行中の教育長名を使用する公文書 | 教育総務課長 |
| 小学校長職務代理者印 | 字市鳥取校長之職印 | 方20 | 小学校長職務代理者執行中の小学校長名を使用する公文書 | 小学校長 |
| 中学校長職務代理者印 | 字市鳥取校長之職印 | 方20 | 中学校長職務代理者執行中の中学校長名を使用する公文書 | 小学校長 |
| 義務教育学校長職務代理者印 | 市立鳥取校長之職印 | 方20 | 義務教育学校長職務代理者執行中の義務教育学校長名を使用する公文書 | 小学校長 |
| 中央公民館長印 | 市立鳥取中央公民館長之職印 | 方21 | 中央公民館長名を使用する公文書 | 中央公民館長 |
| 地区公民館長印 | 市立鳥取地区公民館長之職印 | 方20 | 地区公民館長名を使用する公文書 | 地区公民館長 |
| 図書館長印 | 市立鳥取図書館長之職印 | 方20 | 図書館長名を使用する公文書 | 図書館長 |
| 少年愛護センター所長印 | 市立鳥取少年愛護センター所長之職印 | 方20 | 少年愛護センター所長名を使用する公文書 | 少年愛護センター |
| 小学校長職務代理者印 | 字市鳥取小取代理者之職印 | 方20 | 小学校長職務代理者執行中の小学校長名を使用する公文書 | 小学校長 |
| 中学校長職務代理者印 | 字市鳥取中取代理者之職印 | 方20 | 中学校長職務代理者執行中の中学校長名を使用する公文書 | 小学校長 |
| 義務教育学校長職務代理者印 | 市立鳥取校長之職印 | 方20 | 義務教育学校長職務代理者執行中の義務教育学校長名を使用する公文書 | 小学校長 |
| 教育センター所長印 | 市立鳥取教育センター所長之職印 | 方20 | 教育センター所長名を使用する公文書 | 教育センター所長 |
| 中央公民館長印 | 市立鳥取中央公民館長之職印 | 方21 | 中央公民館長名を使用する公文書 | 中央公民館長 |
| 地区公民館長印 | 市立鳥取地区公民館長之職印 | 方20 | 地区公民館長名を使用する公文書 | 地区公民館長 |
| 図書館長印 | 市立鳥取図書館長之職印 | 方20 | 図書館長名を使用する公文書 | 図書館長 |
| 少年愛護センター所長印 | 市立鳥取少年愛護センター所長之職印 | 方20 | 少年愛護センター所長名を使用する公文書 | 少年愛護センター |

| | | | | |
|--------------|--------------|-----|--------------------------|-------------|
| 生涯学習センター所長印 | 生涯学習センター所長印 | 方20 | 生涯学習センター所長名 を使用する公文書 | 生涯学習センター |
| 視聴覚ライブラリー所長印 | 視聴覚ライブラリー所長印 | 方20 | 視聴覚ライブラリー所長名 を使用する公文書 | 視聴覚ライブラリー所長 |
| さじアストロパーク所長印 | さじアストロパーク所長印 | 方20 | さじアストロパーク所長名 を使用する公文書 | さじアストロパーク所長 |

別表第3（第9条の2関係）

（本表…追加〔平成20年教委訓令3号〕、一部改正〔平成24年教委訓令2号〕）

| | |
|-------|---|
| 公印の名称 | 文書名 |
| 委員会印 | 鳥取市職員の任免発令規程（昭和42年鳥取市訓令第4号）第2条に規定する辞令書のうち嘱託職員に係るもの及び別表に規定する臨時的任用発令通知書 児童・生徒転入学通知書 <u>鳥取市総合教育センターの設置及び管理に関する条例施行規則</u> （平成19年鳥取市教育委員会規則第1号）第4号）第4条に規定する使用許可書 |

様式第1号（第3条関係）

（略）

| | | | | |
|--------------|--------------|-----|--------------------------|-------------|
| 生涯学習センター所長印 | 生涯学習センター所長印 | 方20 | 生涯学習センター所長名 を使用する公文書 | 生涯学習センター |
| 視聴覚ライブラリー所長印 | 視聴覚ライブラリー所長印 | 方20 | 視聴覚ライブラリー所長名 を使用する公文書 | 視聴覚ライブラリー所長 |
| さじアストロパーク所長印 | さじアストロパーク所長印 | 方20 | さじアストロパーク所長名 を使用する公文書 | さじアストロパーク所長 |

別表第3（第9条の2関係）

（本表…追加〔平成20年教委訓令3号〕、一部改正〔平成24年教委訓令2号〕）

| | |
|-------|---|
| 公印の名称 | 文書名 |
| 委員会印 | 鳥取市職員の任免発令規程（昭和42年鳥取市訓令第4号）第2条に規定する辞令書のうち嘱託職員に係るもの及び別表に規定する臨時的任用発令通知書 児童・生徒転入学通知書 <u>鳥取市教育センターの設置及び管理に関する条例施行規則</u> （平成19年鳥取市教育委員会規則第1号）第4条に規定する使用許可書 |

様式第1号（第3条関係）

（略）

| | |
|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 様式第2号 (第9条の2、第9条の3、第10条関係) (略) | 様式第2号 (第9条の2、第9条の3、第10条関係) (略) |
|-----------------------------------|-----------------------------------|

| | |
|---------------|-----------------|
| 令和3年3月定例教育委員会 | |
| 年月日 | 令和3年3月30日(火) |
| 担当課 | 学校教育課 教育センター |

議案第20号

鳥取市教育委員会事務局等の職員服務規程の一部を改正する訓令案要綱

1 改正の目的

教育機関である鳥取市教育センターを廃止し、新たに鳥取市総合教育センターを設置することに伴い、所要の整理を行うものです。

2 改正の内容

(1) 所要の整備を行います。(第2条関係)

3 施行時期等

この規則は、令和3年4月1日から施行することとします。

議案第20号

鳥取市教育委員会事務局等の職員服務規程の一部改正について

鳥取市教育委員会事務局等の職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月30日提出

鳥取市教育委員会

教育長 尾 室 高 志

鳥取市教育委員会事務局等の職員服務規程の一部を改正する訓令

鳥取市教育委員会事務局等の職員服務規程（昭和44年鳥取市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第2条の表同条第2号の項中「又は室長」を「、室長又は所長」に改め、「コ 教育センターにあっては、所長をいう。」を削る。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

組織改編によるものである。

鳥取市教育委員会事務局等の職員服務規程（昭和44年教育委員会訓令第3号）新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>○鳥取市教育委員会事務局等の職員服務規程</p> <p>昭和44年9月16日 鳥取市教育委員会訓令第3号</p> <p>改正 昭和51年3月26日教委訓令第4号 昭和52年4月1日教委訓令第4号 昭和57年4月1日教委訓令第5号 昭和58年4月1日教委訓令第2号 平成5年3月30日教委訓令第1号 平成7年6月28日教委訓令第5号 平成10年3月30日教委訓令第5号 平成14年7月26日教委訓令第2号 平成15年3月27日教委訓令第4号 平成16年10月29日教委訓令第9号 平成18年8月31日教委訓令第7号 平成19年6月29日教委訓令第3号 平成20年3月31日教委訓令第2号 平成26年3月28日教委訓令第1号 平成29年3月30日教委訓令第1号</p> | <p>○鳥取市教育委員会事務局等の職員服務規程</p> <p>昭和44年9月16日 鳥取市教育委員会訓令第3号</p> <p>改正 昭和51年3月26日教委訓令第4号 昭和52年4月1日教委訓令第4号 昭和57年4月1日教委訓令第5号 昭和58年4月1日教委訓令第2号 平成5年3月30日教委訓令第1号 平成7年6月28日教委訓令第5号 平成10年3月30日教委訓令第5号 平成14年7月26日教委訓令第2号 平成15年3月27日教委訓令第4号 平成16年10月29日教委訓令第9号 平成18年8月31日教委訓令第7号 平成19年6月29日教委訓令第3号 平成20年3月31日教委訓令第2号 平成26年3月28日教委訓令第1号 平成29年3月30日教委訓令第1号</p> |

| | | |
|---|-----|--|
| (準用) | | |
| <p>第1条 鳥取市教育委員会事務局等の職員の服務については、法令その他別に定めがあるものを除くほか、鳥取市職員服務規程（昭和43年鳥取市訓令第10号）を準用する。</p> <p style="text-align: center;">(読替え)</p> <p>第2条 前条の場合において、鳥取市職員服務規程中次の表の左欄に掲げる規定の適用については、同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄のように読み替えるものとする。</p> | | |
| 第2条第1号 | 職員 | 鳥取市職員定数条例（昭和24年鳥取市条例第10号）第2条第7号に規定する職員をいう。 |
| 同条第2号 | 所属長 | <p>ア 教育委員会事務局にあつては課長又は室長をいう。ただし、副教育長、局長及び次長の所属長は教育長とする。</p> <p>イ 公民館にあつては、館長をいう。</p> <p>ウ 学校にあつては、学校の長をいう。</p> <p>エ 少年愛護センターにあつては、所長をいう。</p> <p>オ 市立図書館にあつては、館長をいう。</p> <p>カ 生涯学習センターにあつては、所長をいう。</p> <p>キ 視聴覚ライブラリーにあつては、所長をいう。</p> |

| | | |
|---|-----|---|
| (準用) | | |
| <p>第1条 鳥取市教育委員会事務局等の職員の服務については、法令その他別に定めがあるものを除くほか、鳥取市職員服務規程（昭和43年鳥取市訓令第10号）を準用する。</p> <p style="text-align: center;">(読替え)</p> <p>第2条 前条の場合において、鳥取市職員服務規程中次の表の左欄に掲げる規定の適用については、同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄のように読み替えるものとする。</p> | | |
| 第2条第1号 | 職員 | 鳥取市職員定数条例（昭和24年鳥取市条例第10号）第2条第7号に規定する職員をいう。 |
| 同条第2号 | 所属長 | <p>ア 教育委員会事務局にあつては課長、室長又は所長をいう。ただし、副教育長、局長及び次長の所属長は教育長とする。</p> <p>イ 公民館にあつては、館長をいう。</p> <p>ウ 学校にあつては、学校の長をいう。</p> <p>エ 少年愛護センターにあつては、所長をいう。</p> <p>オ 市立図書館にあつては、館長をいう。</p> <p>カ 生涯学習センターにあつては、所長をいう。</p> <p>キ 視聴覚ライブラリーにあつては、所長をいう。</p> |

| | | |
|------|------|---|
| | | ク 学校給食センターにあつては、所長をいう。 ケ さじアストロパークにあつては、所長をいう。 |
| 第15条 | 市長 | 教育長 |
| 第17条 | 職員課長 | 教育総務課長 |

(本条…一部改正〔昭和57年教委訓令5号・58年2号・平成5年1号・7年5号・10年5号・14年2号・15年4号・16年9号・18年7号・19年3号・20年2号・26年1号・29年1号〕)

(様式の調整)

第3条 第1条の場合において、鳥取市職員服務規程の様式の作成に当たつては、当該様式中次の表の左欄に掲げる字句は、同表の右欄のよ

| 所属部課名 | 所属課所名 |
|-------|----------|
| 鳥取市長 | 鳥取市教育委員会 |
| 総務部長 | 次長 |
| 職員課長 | 教育総務課長 |
| 人事係長 | 総務係長 |
| 人事係 | 総務係 |

| | | |
|------|------|--|
| | | ク 学校給食センターにあつては、所長をいう。 ケ さじアストロパークにあつては、所長をいう。 コ <u>教育センターにあつては、所長をいう。</u> |
| 第15条 | 市長 | 教育長 |
| 第17条 | 職員課長 | 教育総務課長 |

(本条…一部改正〔昭和57年教委訓令5号・58年2号・平成5年1号・7年5号・10年5号・14年2号・15年4号・16年9号・18年7号・19年3号・20年2号・26年1号・29年1号〕)

(様式の調整)

第3条 第1条の場合において、鳥取市職員服務規程の様式の作成に当たつては、当該様式中次の表の左欄に掲げる字句は、同表の右欄のよ

| 所属部課名 | 所属課所名 |
|-------|----------|
| 鳥取市長 | 鳥取市教育委員会 |
| 総務部長 | 次長 |
| 職員課長 | 教育総務課長 |
| 人事係長 | 総務係長 |
| 人事係 | 総務係 |

(本条…一部改正〔平成16年教委訓令9号・20年2号〕)

附 則

この訓令は、昭和44年9月16日から施行する。

(昭和51年教委訓令第4号、昭和52年教委訓令第4号の改正

附則省略)

附 則 (昭和57年4月1日教委訓令第5号)

この訓令は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (昭和58年4月1日教委訓令第2号)

この訓令は、昭和58年4月1日より施行する。

附 則 (平成5年3月30日教委訓令第1号)

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年6月28日教委訓令第5号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月30日教委訓令第5号)

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年7月26日教委訓令第2号)

この規程は、平成14年7月26日から施行し、同年7月1日から適用する。

附 則 (平成15年3月27日教委訓令第4号)

(施行期日)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

(本条…一部改正〔平成16年教委訓令9号・20年2号〕)

附 則

この訓令は、昭和44年9月16日から施行する。

(昭和51年教委訓令第4号、昭和52年教委訓令第4号の改正

附則省略)

附 則 (昭和57年4月1日教委訓令第5号)

この訓令は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (昭和58年4月1日教委訓令第2号)

この訓令は、昭和58年4月1日より施行する。

附 則 (平成5年3月30日教委訓令第1号)

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年6月28日教委訓令第5号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月30日教委訓令第5号)

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年7月26日教委訓令第2号)

この規程は、平成14年7月26日から施行し、同年7月1日から適用する。

附 則 (平成15年3月27日教委訓令第4号)

(施行期日)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

| | |
|---|---|
| <p>附 則 (平成16年10月29日教委訓令第9号) この訓令は、平成16年11月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成18年8月31日教委訓令第7号) この訓令は、平成18年9月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成19年6月29日教委訓令第3号) この訓令は、平成19年7月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成20年3月31日教委訓令第2号) この訓令は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成26年3月28日教委訓令第1号) この訓令は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成29年3月30日教委訓令第1号) この訓令は、平成29年4月1日から施行する。</p> | <p>附 則 (平成16年10月29日教委訓令第9号) この訓令は、平成16年11月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成18年8月31日教委訓令第7号) この訓令は、平成18年9月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成19年6月29日教委訓令第3号) この訓令は、平成19年7月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成20年3月31日教委訓令第2号) この訓令は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成26年3月28日教委訓令第1号) この訓令は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成29年3月30日教委訓令第1号) この訓令は、平成29年4月1日から施行する。</p> |
|---|---|

| | |
|--------------|-----------|
| 3月定例教育委員会 資料 | |
| 年月日 | 令和3年3月30日 |
| 担当課 | 学校教育課 |

議案第21号

鳥取市小学校、中学校及び義務教育学校職員服務規程の一部を改正する訓令案
要綱

1 改正の目的

育児休業承認の失効や取り消しの理由が明確となるよう所要の整備を行うことを目的とします。

2 改正の内容

- ・届出内容を「失効の事由」と「承認の取り消し」に分けます。
- ・届出の事由を「失効の事由」と「承認の取り消し」に合うように整理します。

3 施行期日

この訓令は、令和3年4月1日から施行することとします。

議案第 21 号

鳥取市小学校、中学校及び義務教育学校職員服務規程の一部改正について

鳥取市小学校、中学校及び義務教育学校職員服務規程の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 30 日

鳥取市教育委員会

教育長 尾 室 高 志

鳥取市小学校、中学校及び義務教育学校職員服務規程の一部を改正する

訓令

鳥取市小学校、中学校及び義務教育学校職員服務規程（昭和 43 年鳥取市教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

様式第 13 号の 3 を次のように改める。

養育状況変更届

（育児休業承認の失効と取消届）

令和 年 月 日

鳥取県教育委員会 様

学校名

職

氏名

印

次のとおり育児休業承認に係る状況について変更が生じたので届け出ます。

1 失効の事由

- ① 産前休暇を始めた
- ② 出産した
- ③ 休職または停職の処分を受けたとき
- ④ 育児休業に係る子が死亡または当該職員の子でなくなったとき

2 承認の取消し

- ① 承認に係る子を養育しなくなった
- ② 承認に係る子を職員以外の親が常態として養育できることとなった
- ③ 承認に係る子以外の子の育児休業を承認しようとするとき

3 届出の事由が発生した日（復職しようとする日）

令和 年 月 日

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

育児休業承認の失効や取り消しの理由が明確になるよう所要の整備を行うためである。

様式第13号の3(第18条関係)

養育状況変更届

| | |
|---|----------|
| 様 | 平成 年 月 日 |
| | 学校名 |
| | 職 |
| | 氏名 ㊟ |

次のとおり育児休業
育児短時間勤務
部分休業に係る子の養育の状況について変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

- 休業等に係る子を養育しなくなった
 - 同居しなくなった
 - 負傷・疾病
 - 託児できるようになった
 - その他()
- 休業等に係る子を配偶者が養育できることとなった
- 休業等に係る子が死亡した
- 休業等に係る子と離縁した
- 育児休業等に係る子との養子縁組が取り消された
- 休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した
- 育児休業等に係る子についての民法817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した
- 育児休業等に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された
- その他()

様式第13号の3（第18条関係）

養育状況変更届

（育児休業承認の失効と取消届）

令和 年 月 日

鳥取県教育委員会 様

学校名

職

氏名

Ⓔ

次のとおり育児休業承認に係る状況について変更が生じたので届け出ます。

1 失効の事由

- ① 産前休暇を始めた
- ② 出産した
- ③ 休職または停職の処分を受けたとき
- ④ 育児休業に係る子が死亡または当該職員の子でなくなったとき

2 承認の取消し

- ① 承認に係る子を養育しなくなった
- ② 承認に係る子を職員以外の親が常態として養育できることとなった
- ③ 承認に係る子以外の子の育児休業を承認しようとするとき

3 届出の事由が発生した日（復職しようとする日）

令和 年 月 日

| | |
|--------------|-----------|
| 3月定例教育委員会 資料 | |
| 年月日 | 令和3年3月30日 |
| 担当課 | 教育総務課 |

議案第22号 鳥取市立学校適正規模・適正配置基本方針について

鳥取市立学校適正規模・適正配置基本方針の策定（案）要綱

1 策定の目的

第14期校区審議会からの答申を受けて、鳥取市立学校適正規模・適正配置基本方針を策定することを目的とします。

記

2 策定内容

鳥取市立学校適正規模・適正配置基本方針
別紙のとおり

現在までの経過

- ・令和2年12月 素案作成、全員協議会にて説明、
定例教育委員会にて審議
- ・令和2年12月～1月 パブリックコメントを募集、
市内10か所にて説明会開催
- ・令和3年1月 定例教育委員会にてパブリックコメントを説明
- ・令和3年1月～2月 要望があった各地区にて出前説明会開催
自治連合会、公民館長会、地域振興会議にて説明
- ・令和3年2月 定例教育委員会にて修正点について協議
- ・令和3年2月 文教経済委員会にて報告
- ・令和3年3月 小中PTA連合会執行部に説明

議案第 22 号

鳥取市立学校適正規模・適正配置基本方針の策定について

鳥取市立学校適正規模・適正配置基本方針の策定を次のとおり定める。

令和 3 年 3 月 30 日提出

鳥取市教育委員会
教育長 尾 室 高 志

記

鳥取市立学校適正規模・適正配置基本方針
別紙のとおり

提案理由

第 14 期校区審議会からの答申を受けて、鳥取市立学校適正規模・適正配置基本方針を策定するものである。

| | |
|--------------|-----------|
| 3月定例教育委員会 資料 | |
| 年月日 | 令和3年3月30日 |
| 担当課 | 教育総務課 |

議案第23号 第2期鳥取市教育振興基本計画の策定について

第2期鳥取市教育振興計画の策定（案）要綱

1 策定の目的

教育基本法第17条第2項に基づき、本市の教育の振興のための施策に関する基本計画を策定することを目的とします。

2 策定内容

鳥取市教育振興基本計画（令和3年度～7年度）

別紙のとおり

（参考） ○教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号） 抜粋

（教育振興基本計画）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

議案第 23 号

第 2 期鳥取市教育振興基本計画の策定について

第 2 期鳥取市教育振興基本計画（令和 3 年度～令和 7 年度）を次のとおり定める。

令和 3 年 3 月 30 日提出

鳥取市教育委員会
教育長 尾 室 高 志

記

第 2 期鳥取市教育振興基本計画（令和 3 年度～令和 7 年度）
別紙のとおり

提案理由

教育基本法第 17 条第 2 項に基づく本市の教育の振興のための施策に関する基本計画（第 2 期）を策定するためである。

| | |
|--------------|------------|
| 3月定例教育委員会 資料 | |
| 年月日 | 令和3年3月30日 |
| 担当課 | 生涯学習・スポーツ課 |

議案第24号 第2期鳥取市スポーツ推進計画の策定について

第2期鳥取市スポーツ推進計画の策定（案）要綱

1 策定の目的

スポーツ基本法第10条に基づき、本市のスポーツの推進に関する計画を策定することを目的とします。

2 策定内容

鳥取市スポーツ推進計画（令和3年度～7年度）

別紙のとおり

（参考）○スポーツ基本法（平成二十三年六月二十四日法律第七十八号）抜粋（地方スポーツ推進計画）

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

議案第 24 号

第 2 期鳥取市スポーツ推進計画の策定について

第 2 期鳥取市スポーツ推進計画（令和 3 年度～令和 7 年度）を次のとおり定める。

令和 3 年 3 月 30 日提出

鳥取市教育委員会
教育長 尾 室 高 志

記

第 2 期鳥取市スポーツ推進計画（令和 3 年度～令和 7 年度）
別紙のとおり

提案理由

スポーツ基本法第 10 条に基づく本市のスポーツの推進に関する計画（第 2 期）を策定するためである。

| | |
|--------------|-----------|
| 3月定例教育委員会 資料 | |
| 年月日 | 令和3年3月30日 |
| 担当課 | 中央図書館 |

議案第25号 第2期鳥取市図書館振興計画の策定について

第2鳥取市図書館振興計画の策定（案）要綱

1 策定の目的

文部科学省が定めた「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に基づき、本市の図書館の振興のための施策に関する基本計画を策定することを目的とします。

2 策定内容

鳥取市図書館振興計画（令和3年度～7年度）

別紙のとおり

（参考）○図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成24年12月19日文部科学省告示第172号）抜粋

第二 公立図書館 一 市町村立図書館 1 管理運営

（一）基本的運営方針及び事業計画

1 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。

2 市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。

3 市町村立図書館は、基本的運営方針並びに前項の指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

議案第 25 号

第 2 期鳥取市図書館振興計画の策定について

第 2 期鳥取市図書館振興計画（令和 3 年度～令和 7 年度）を次のとおり定める。

令和 3 年 3 月 30 日提出

鳥取市教育委員会
教育長 尾 室 高 志

記

第 2 期鳥取市図書館振興計画（令和 3 年度～令和 7 年度）
別紙のとおり

提案理由

文部科学省が定めた「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に基づく本市の図書館の振興のための施策に関する基本計画（第 2 期）を策定するためである。

説明・協議事項（1）

| | |
|-----------|--------------|
| 3月定例教育委員会 | |
| 年月日 | 令和3年3月30日（火） |
| 担当課 | 生涯学習・スポーツ課 |

延期した令和3年鳥取市成人式の開催日程について

令和3年1月3日開催予定であった令和3年鳥取市成人式について、延期の日程を成人式実行委員会および関係機関と調整してきました。新型コロナウイルス感染症の収束が見通せないことから、万全な感染拡大防止対策が可能な会場、振袖やはかまを着やすい時期を考慮し、下記のとおり開催したいと考えています。

1 開催予定の日程等

日時：令和3年9月19日（日） 午後

会場：鳥取県民体育館（鳥取県立布勢総合運動公園内）

収容人数：2,030人

2 開催内容

延期した成人式をもとに成人式実行委員会で改めて企画・準備します。詳細が決定後、鳥取市公式ホームページで公開し、対象者にご案内します。

3 今後の流れ

4月～ 成人式実行委員会と企画・準備

7月～8月 案内状の送付

参加申込受付

9月19日 令和3年鳥取市成人式 開催

※「令和4年鳥取市成人式」は令和4年1月3日に開催予定。

4 他市の状況

| | 日程 | 備考（会場等） |
|-----|---------------|----------------------|
| 米子市 | 令和3年10月10日（日） | 米子コンベンションセンター 多目的ホール |
| 倉吉市 | 令和3年 9月18日（土） | 倉吉体育文化会館 体育館 |
| 境港市 | 令和4年 1月 8日（土） | 令和4年1月9日に令和4年分も開催予定 |

（参考）

令和3年1月予定していた成人式の概要

日時 令和3年1月3日（日） 式典：午後2時 ～午後2時20分

企画：午後2時20分～午後2時30分

場所 とりぎん文化会館 梨花ホール

内容 式典：主催者あいさつ、来賓祝辞、新成人誓いの言葉

企画：成人式実行委員会による企画イベント

| | |
|---------------|---------------|
| 3月定例教育委員会説明資料 | |
| 令和3年3月30日 | |
| 担当課 | 学校教育課（教育センター） |

鳥取市教育の情報化推進委員会（仮称）（案）

鳥取市教育センター

1 目的

本市教育大綱で掲げた基本方針「“ふるさとを思い” “志をもつ人づくり”を進め、“夢と希望に満ちた次代”を“ひらく”！」の実現に向けて、民間企業、有識者、各種団体、教育委員会等が市立学校における情報通信機器の活用方法、実践の成果、課題及び改善方法等について協議し、本市教育の情報化を推進することで、児童生徒が自ら考え、主体的に問題解決する力や情報活用能力を身に付けることを目的とする。

2 目標

- 鳥取市教育の情報化推進の中長期展望を協議し、推進計画を作成する。
- 先進自治体のICT活用事例情報を紹介し、各校での活用を進める。
- 各校の授業実践におけるICT活用事例の共有を図る。

3 委員

(1) 事務局 ◆主管：鳥取市総合教育センター

- ・鳥取市教育委員会 次長兼学校教育課長、指導主事（1名）
- ・鳥取市総合教育センター 所長、所長補佐兼研修企画係長、指導主事（2名）

(2) 委員（9名）

- ①鳥取市教育委員会 1名 副教育長
- ②市長部局 1名
- ③県教委 1名
- ④有識者 1名 アドバイザーとしてオンラインで参加
- ⑤企業代表 2名
- ⑥学校代表 3名

4 活動

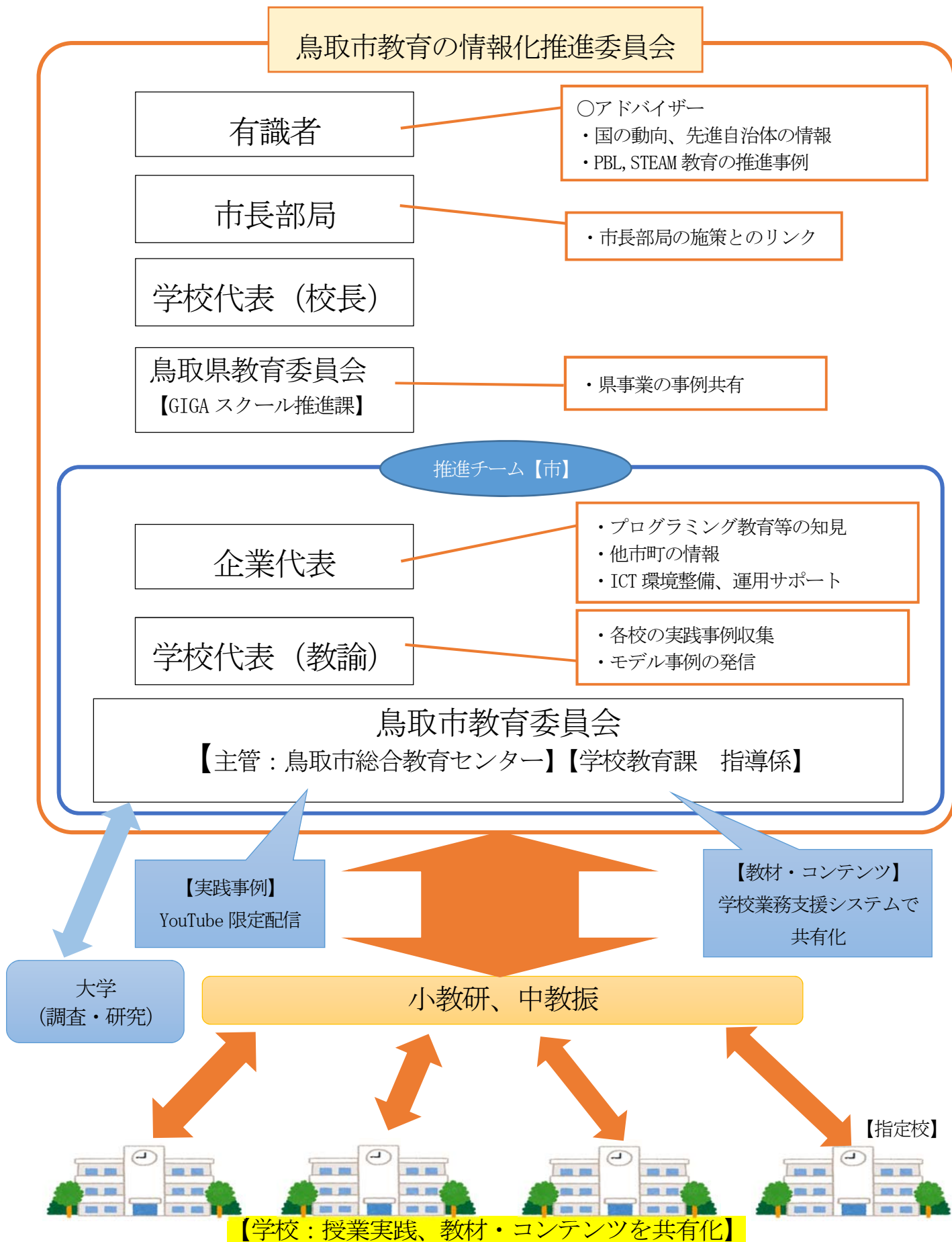
(1) 推進委員会

- ・年3回程度開催、有識者：オンライン参加

(2) 推進チーム会議（市教委・企業・情報教育部会・技術部会）

- ・2か月に1回程度開催、地元企業の技術協力
- ・実践事例収集、公開（YouTube：限定配信、C4th 書庫：文書共有、Classroom：資料共有 等）
- ・【県事業】「ICT を活用したとっとり授業改革推進事業（推進地域：南中校区）（学びの創造先進校：江山学園）」との情報共有、連携

○組織構成図



| | |
|-------------|------------|
| 3月定例教育委員会資料 | |
| 月 日 | 令和3年3月30日 |
| 担当課 | 生涯学習・スポーツ課 |

鳥取砂丘西側エリアでの滞在型観光施設の整備に関するサウンディング型市場調査の実施について

1. 調査の目的

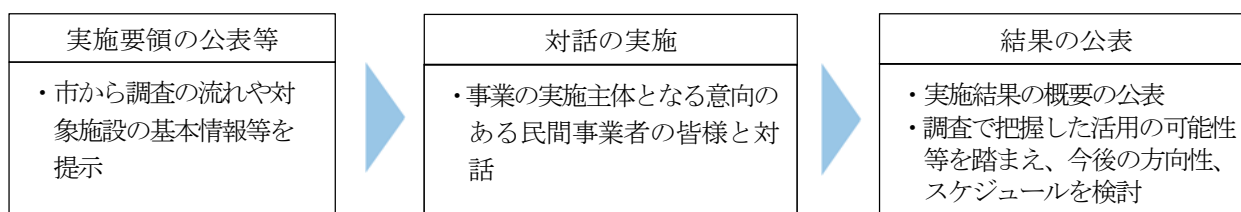
鳥取砂丘西側エリアでの滞在型観光施設の整備について、行政内部の検討のみで活用方法を決定するのではなく、民間事業者との対話の場を設け、施設の活用のアイデアやサービスの市場性を把握し、整備事業者を公募する際には、民間事業者が参入しやすい公募条件となるよう、地域課題や配慮すべき事項を事前に伝え、優れた事業提案を促すことなどを目的にサウンディング型市場調査を実施します。

2. 調査の対象施設

サイクリングターミナル（鳥取市浜坂 1157-115）、柳茶屋キャンプ場（同）

※隣接するこどもの国キャンプ場についても併せて意見を伺います。

3. 調査の流れ



4. これまでの経過

- 令和2年2月 鳥取砂丘エリア国立公園利用拠点計画を策定（環境省・県・市の3者で共同策定）
- 3月 鳥取砂丘西側整備構想を改訂（本市がH16.3策定の同構想を改訂）
- 4月 鳥取砂丘未来会議が提言（鳥取砂丘の滞在環境等の上質化に関する提言）
- 5月 庁内検討会議を設置
- 7月 知事へ要望（鳥取砂丘西側エリアの活性化及び環境保全について）
- 10月 庁内検討会議が市教育委員会へ意見書提出（サイクリングターミナルの今後のあり方検討について）
- 11月 市社会教育関係者との意見交換（同）
- 12月 市教育委員会が庁内検討会議へ回答（内容：砂丘西側整備を推進すべきと考えるが、次の2項目について配慮を要望する。1. 宿泊体験機能の確保、2. 地域学習の場の確保）
- 令和3年2月 県が本市に対してこどもの国キャンプ場をサウンディング調査の対象とするよう要望

5. 今後のスケジュール（予定）

- 令和3年3月19日（金） 調査実施についての公表
- 4月15日（木） 事前説明会の開催
- 4月30日（金） 対話のエントリー受付締め切り
- 5月中～下旬 対話の実施
- 7月上旬 対話の実施結果の公表

6. プロポーザルの実施予定

令和3年度中の公募開始、令和4年度中の整備着手を予定します。

詳細は別添のチラシをご覧ください。

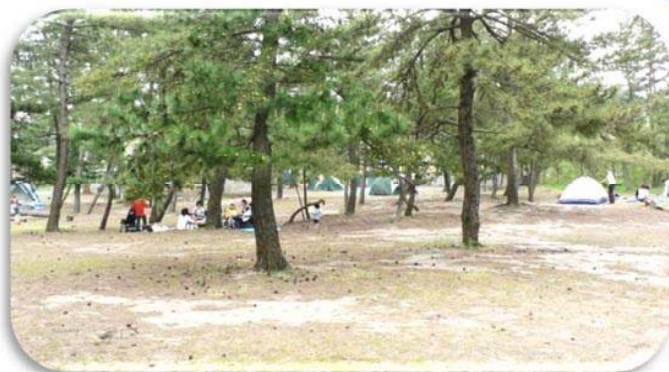
滞在環境を上質化するアイデアはありませんか？

日本有数の観光地「鳥取砂丘」の西側エリアでは、昭和50年代に整備された公共施設が更新時期を迎えています。鳥取市では、これらの施設を活用し滞在環境を上質化するよう検討していますが、この検討を行政内部のみで決定するのではなく、民間事業者の皆様との対話のなかでアイデアやサービスの市場性を把握し、整備事業者を公募する際には、民間事業者の皆様が参入しやすい公募条件となるようサウンディング型市場調査を実施します。

調査の対象施設



①サイクリングターミナル



②柳茶屋キャンプ場



③こどもの国キャンプ場
(一体的な管理・運営が可能な県の施設)



周辺で今後整備が予定される施設



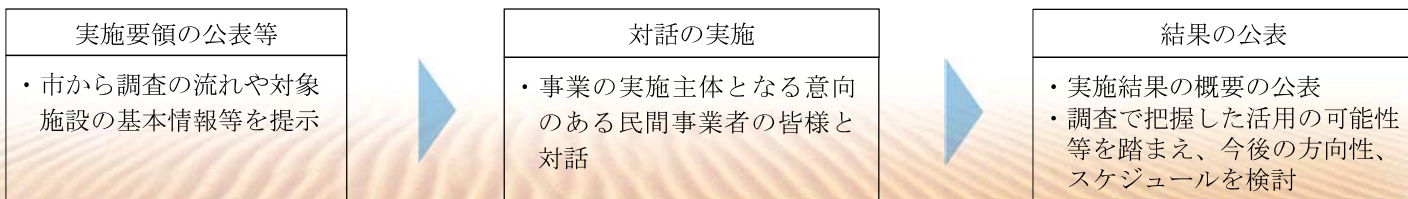
④ビクターセンター西側施設・休憩舎



⑤リゾートホテル

この調査への参加実績は、整備事業者の公募にあたり優位性を持つものではありませんが、調査に参加していただくことで、自らのアイデアやノウハウが事業の整備方針等に活かされ、参加しやすい公募条件となる場合があります。

調査の流れ



スケジュールなど、詳しくは裏面をごらんください。

スケジュール

| 期 日 | 内 容 |
|-----------------------|------------|
| 令和3年3月19日(金)～4月7日(水) | 現地説明会の参加受付 |
| 令和3年4月15日(木)～ ※数日を予定 | 現地説明会の開催 |
| 令和3年4月15日(木)～4月30日(金) | 対話のエントリー受付 |
| 令和3年5月中～下旬 | 対話の実施 |
| 令和3年7月上旬 | 対話の実施結果の公表 |

現地説明会の開催（事前申込制）

日 時 令和3年4月15日(木)～ ※数日を予定
場 所 サイクリングターミナル研修室
対 象 者 民間事業者の皆様（対話への参加を検討されている法人又は法人のグループ等）
申込期限 令和3年3月31日(水) 17時
申 込 先 下記の問い合わせ先

対話参加の申込み（事前申込制）

所定のエントリーシート及び事前ヒアリングシートに必要事項を記入し、EメールまたはFAXにて、申込期間内に提出してください。

申込期間 令和3年4月15日(木) から令和3年4月30日(金)
申 込 先 下記の問い合わせ先

対話の実施

日 時 令和3年5月中～下旬 ※1事業者30分～1時間程度を予定
場 所 鳥取市役所（鳥取県鳥取市幸町71番地）
対 象 者 民間事業者の皆様（事業の実施主体となる意向を有する法人又は法人のグループ等）
備 考 対話実施日は、参加申込み締め切り後、日程調整の上、市より連絡します。
事業者の皆様のアイディアやノウハウを保護するため、対話は個別に実施します。
そ の 他 新型コロナウイルスの感染状況によりオンライン実施または延期となる場合があります。

対話の実施結果の公表

対話の実施結果は、民間事業者の皆様のアイディアやノウハウを保護するため、事前に参加された民間事業者の皆様の内容を確認した上で、名称を伏せて概要を本市のホームページで公表します。

プロポーザルの実施予定等

この調査の結果をもとに、令和3年度中の公募型プロポーザルの実施を、令和4年度中の事業開始をそれぞれ予定します。

上記の他、施設整備の基本方針（調査方針）、対話の内容、留意事項（参加資格）等を記載したこの調査の実施要領を配布しています。参加に当たっては、必ず実施要領の内容をご確認のうえ、ご参加ください。

問い合わせ先

鳥取県鳥取市経済観光部観光・ジオパーク推進課（担当：平井・米澤）
〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地
電 話：0857-30-8293 F A X：0857-20-3947
Eメール：kankou@city.tottori.lg.jp ホームページ：<https://www.city.tottori.lg.jp/www/index.html>

報告事項（４）

| |
|-------------|
| 3月定例教育委員会資料 |
| 令和3年3月30日 |
| 教育委員会文化財課 |

鳥取市歴史博物館【やまびこ館】常設展示リニューアルオープンについて（報告）

平成12年にオープンした鳥取市歴史博物館は、子どもからお年寄りまで、あらゆる年齢層の多くの市民が集い、体験・交流しながら、鳥取の歴史や文化を学習し、ふるさとの鳥取を再発見できる「本市の文化振興を担う拠点博物館」です。平成29年度より老朽化した常設展示室の展示のリニューアルに取り組んでいましたが、令和3年4月3日（土）にオープンできる見込みです。現状とリニューアルの内容、及び4月3日開催予定の記念式典について報告します。

1. 常設展示リニューアル事業について

（1）事業の概要

※鳥取市歴史博物館（鳥取市上町88）の常設展示及び空調機器等をリニューアルする。

総事業費 委託料・備品購入費・検討委員会開催費

事業の概要 鳥取市歴史博物館の設置準備より関与し、現在も指名指定によって施設を管理運営している（公財）鳥取市文化財団に委託し、老朽化した常設展示及び環境維持のために必要な空調機器等を更新する（提案内容については市の設置する検討委員会で確認する）。また、展示更新に伴って必要となる備品類を整備する。これらにより、鳥取市の歴史文化のセンター館としての機能を強化する。

（2）これまでの経緯

| | |
|----------|---|
| 平成3年度 | 『第5次総合計画』で「歴史民俗資料館」設置が施策として挙げられる |
| 平成5年度 | 整備検討委員会より「歴史民俗資料館整備の基本方針」が答申される |
| 平成7年度 | 教育委員会文化課に「歴史民俗資料館建設準備室」設置 |
| 平成8年度 | 教育委員会に「博物館建設課」を設置し、建物・展示の実施設計 |
| 平成12年度 | 7月に開館 現在に至る（指定管理者制度による） |
| 平成28年度 | 外部委員による現状評価（29年2月17日） |
| 平成29年度 | 常設展示リニューアルについて検討委員会を設置 |
| 平成30年度 | 常設展示基本設計を実施・空調機1台を交換 外部委員による検討委員会、庁内関係課による検討会を実施 |
| 令和元年度 | 令和元年6月 業務委託契約を締結 常設展示リニューアル実施設計・空調機1台と来館者用トイレの洋式化改修 調査研究・展示用レプリカ等の製作に着手 |
| 令和2年度 | 令和2年6月 全面休館 令和2年7月～令和3年1月 常設展示室閉鎖（特別展示室のみ開館） 令和3年2月～3月（全面休館） |
| 令和3年4月3日 | リニューアルオープン（予定） |

2. リニューアルの内容について

※別添資料参照（当日配布）

3. 鳥取市歴史博物館【やまびこ館】常設展示リニューアルオープン記念式典について

開館20周年を機に、常設展示の大規模なリニューアルを行い、令和3年4月3日（土）にオープンする予定です。このリニューアルオープンを記念し、下記の内容で式典を開催します。

【主催】鳥取市 【共催】（公財）鳥取市文化財団（指定管理者）

(1) 日時 令和3年4月3日（土）10:00～10:30

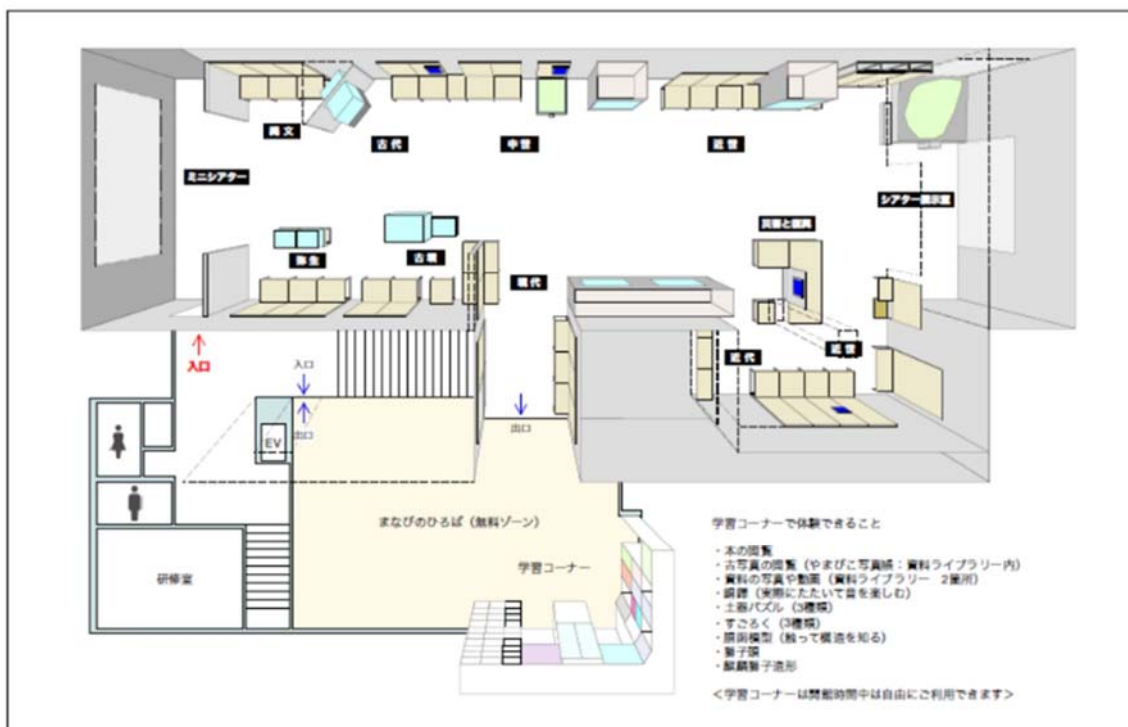
(2) 場所 鳥取市歴史博物館 ロビー

(3) 式次第

- ① 式典
- ② テープカット（市長、市議会議長、教育長、理事長）
- ③ 展示解説（10時30分～ 1時間程度・自由参加）

【備考】

マスコミ・関係者向け内覧会：令和3年4月2日（金）午後4時～



公益財団法人 鳥取市文化財団

鳥取市文化財団事務局
〒680-0801
鳥取県鳥取市岩倉4番4号2F522号
TEL:0857-23-2410 FAX:0857-23-2400

鳥取市歴史博物館常設展示リニューアル実施要領（抜粋）

第1面



| | |
|---------------|--------------|
| 令和3年3月定例教育委員会 | |
| 年月日 | 令和3年3月30日(火) |
| 担当課 | 学校教育課 |

鳥取市共同学校事務室運営要綱等の策定について

鳥取市共同学校事務室運営要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則（平成14年鳥取市教育委員会規則第3号。以下「管理規則」という。）第39条の2の規定に基づき、共同学校事務室（以下「事務室」という。）の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 事務室は、別表に掲げる学校の事務職員をもって構成する。

2 事務室に室長を置き、その補佐として副室長又は室長補佐を置く。

3 室長、副室長及び室長補佐は、事務室を構成する学校(以下「構成校」という。)の事務職員の中から教育委員会が任命する。

4 室長及び副室長には事務主幹を充て、室長補佐には事務副主幹を充てる。

（室長等の職務）

第3条 室長の職務は次に掲げるとおりとする。

（1）事務室の総括

（2）事務室に係る運営及び業務計画の策定並びに業務の進捗管理及び評価

（3）共同処理を行う業務に関する業務分担の決定、調整及び進行管理

（4）共同処理を行う業務の審査及び点検の総括

（5）鳥取市立学校事務専決規程により室長の専決事項とされた事務の決裁

（6）構成校の校長との連絡調整

（7）教育委員会その他関係機関との連絡調整及び連携

（8）構成校の校務運営への参画

（9）事務室の職員(室長を除く。以下「室員」という。)への指導助言並びに研修の企画及び運営

（10）前各号に掲げるもののほか、事務室において必要と認められる事務

2 副室長及び室長補佐は、事務室の業務が円滑に行われるよう室長を補佐し、業務の運営及び進行管理を行い、室長に事故あるとき又は室長が欠けたときはその職務を代行する。

（運営）

第4条 室長は、事務室において処理する業務等について構成校の校長と十分協議したうえで、年度当初に策定する共同学校事務室経営計画を教育委員会へ報告しなければならない。

2 室長は、共同学校事務室経営計画を変更する必要がある場合は、構成校の校長の了承後、教育委員会へ報告するものとする。

3 室長は、年度末に年間の業務に関する評価を行い、教育委員会に報告しなければならない。

(本務及び兼務)

第5条 室長及び室員は当該事務職員の所属する学校を本務校とする。

2 教育委員会は、構成校の事務を事務室で処理するために、室長及び室員が構成校を兼務するよう、鳥取県教育委員会へ内申する。

(服務監督)

第6条 室長及び室員の服務監督は、本務校の校長が行う。

2 構成校の校長は、共同学校事務室経営計画に基づき、当該構成校を本務とする事務職員に他の構成校への出張を命ずるものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事務室における事務処理に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

| 構成中学校区 | 構成学校 |
|-------------------------|---|
| 東中学校区、国府中学校区 | 東中学校、修立小学校、稲葉山小学校、岩倉小学校、国府中学校、宮ノ下小学校、国府東小学校 |
| 西中学校区、北中学校区 | 西中学校、醇風小学校、富桑小学校、明德小学校、北中学校、久松小学校、遷喬小学校、城北小学校 |
| 南中学校区 | 南中学校、日進小学校、美保小学校、倉田小学校、美保南小学校 |
| 高草中学校区 | 高草中学校、大正小学校、東郷小学校、明治小学校、世紀小学校 |
| 湖東中学校区 | 湖東中学校、賀露小学校、湖山小学校、末恒小学校、湖山西小学校 |
| 桜ヶ丘中学校区 | 桜ヶ丘中学校、面影小学校、米里小学校、津ノ井小学校、若葉台小学校 |
| 中ノ郷中学校区、福部未来学園、江山学園 | 中ノ郷中学校、浜坂小学校、中ノ郷小学校、福部未来学園、江山学園 |
| 河原中学校区、千代南中学校区 | 河原中学校、河原第一小学校、西郷小学校、散岐小学校、千代南中学校、用瀬小学校、佐治小学校 |
| 気高中学校区、青谷中学校区、湖南学園、鹿野学園 | 気高中学校、宝木小学校、瑞穂小学校、浜村小学校、逢坂小学校、青谷中学校、青谷小学校、湖南学園、鹿野学園 |

鳥取市立学校事務専決規程

(目的)

第1条 この規程は、鳥取市立小学校・中学校及び義務教育学校管理規則（平成14年3月25日教育委員会規則第3号。以下「管理規則」という。）第29条の2に定める共同学校事務室において、室長の専決事項に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専決事項)

第2条 校長の権限に属する事務のうち、室長に専決させることができる事務は別表のとおりとする。

(専決の制限)

第3条 前条に関わらず、次の各号のいずれかに該当するときは、校長の決裁を受けなければならない。

- (1) 事案の内容が特に重要であると認められるとき。
- (2) 事案の内容が異例であり、又は重要な先例になると認められるとき。
- (3) 事案の内容について疑義があり、又は疑義が生ずる恐れがあると認められるとき。
- (4) 特に校長の指示があった場合。

別表（第2条関係）

| | |
|---|-------------------------------------|
| 1 | 学校に配分された予算のうち、校長が承認した支出の命令 |
| 2 | 県費負担教職員の給与に関する証明又は報告 |
| 3 | 共同学校事務室の所掌事務に付随する軽易な照会、回答、報告、調査及び督促 |
| 4 | 保存年限を経過した文書の廃棄に関すること |
| 5 | その他、教育長が特に定めること |

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。